

金ヶ崎町地域防災計画

金ヶ崎町防災会議

【令和7年12月改定】

金ヶ崎町地域防災計画

目 次

第1章 総 則

第1節	計画の目的	1
第2節	町民の責務	1
第3節	他の計画及び他の法令に基づく計画との関係	1
第4節	災害における個人情報への取扱い	1
第5節	金ヶ崎町防災会議	2
第6節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	4
第7節	金ヶ崎町の概況	10
第8節	災害の発生状況	11

第2章 災害予防計画

第1節	防災知識普及計画	12
第2節	地域防災活動活性化計画	16
第3節	防災訓練計画	18
第4節	気象業務整備計画	21
第5節	通信確保計画	23
第6節	避難計画	25
第7節	要配慮者の安全確保計画	36
第8節	食料・生活必需品等の備蓄計画	40
第9節	孤立化対策計画	42
第10節	防災施設等整備計画	44
第11節	建築物等安全確保計画	46
第12節	交通施設安全確保計画	51
第13節	ライフライン施設等安全確保計画	53
第14節	危険物施設等安全確保計画	60
第15節	風水害予防計画	62
第16節	雪害予防対策	67
第17節	土砂災害予防計画	70
第18節	火山災害予防計画	74
第19節	火災予防計画	81
第20節	林野火災予防計画	84
第21節	農業災害予防計画	86
第22節	防災ボランティア育成計画	88
第23節	事業継続対策計画	90

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	92
第2節	気象予報・警報等の伝達計画	103
第3節	通信情報計画	127
第4節	情報の収集・伝達計画	130
第5節	広報広聴計画	142
第6節	交通確保・輸送計画	147
第7節	公安警備計画	154
第8節	消防活動計画	157
第9節	水防活動計画	161
第10節	県、市町村等応援協力計画	163
第11節	自衛隊災害派遣要請計画	170
第12節	防災ボランティア活動計画	176
第13節	義援物資、義援金の受付・配分計画	180
第14節	災害救助法の適用計画	182
第15節	避難・救出計画	193
第16節	医療・保健計画	218
第17節	食料、生活必需品供給計画	224
第18節	給水計画	229
第19節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	233
第20節	感染症予防計画	239
第21節	廃棄物処理・障害物除去計画	244
第22節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋火葬計画	252
第23節	応急対策要員確保計画	258
第24節	文教対策計画	261
第25節	農畜産物応急対策計画	266
第26節	公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	270
第27節	ライフライン施設応急対策計画	272
第28節	危険物施設等応急対策計画	278
第29節	林野火災応急対策計画	282
第30節	防災ヘリコプター応援要請計画	288

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設等の災害復旧計画	290
第2節	生活の安定確保計画	293
第3節	復興計画の策定	302

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、金ケ崎町（以下「町」という。）の町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法第42条の規定に基づき、金ケ崎町防災会議が作成する計画で、各防災関係機関がそれぞれの全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災対策に万全を期するために必要な災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものであるとともに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号。以下「法」という。)第5条第2項の規定に基づく、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震への防護、円滑な避難及び迅速な救助の確保に関する事項、防災訓練に関する事項、その他地震防災上重要な対策に関する事項を定めるものである。

第2節 町民の責務

町民は、法令及び県の防災計画並びにこの計画により、防災上の責務とされている事項については、誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。

また、将来の災害に適切に対処するため、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、要配慮者等への支援など、地域を守る共助の気運を醸成しながら、みんなで防災に取り組むものとする。

第3節 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係

この計画は、町の地域に係る防災対策として総合的かつ基本的な性格を有するものであって、指定行政機関等の長が作成する防災業務計画及び岩手県地域防災計画との整合性を担保するものである。

第4節 災害時における個人情報の取り扱い

町は、保有個人情報を町の事務又は事業（被災者支援を目的とするものに限る。）の用に供する場合、被災者の負担軽減を図るとともに、被災者の生活再建に資することができるよう、被災者個人の権利権益を損なわない限りにおいて、必要に応じ、その利用及び提供を図る。この場合において、当該利用及び提供にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び金ケ崎町個人情報の関する法律施行条例（令和4年12月9日条例第16号）の規定に従ってあらかじめ必要な取り扱いを定めるものとする。

第5節 金ケ崎町防災会議

1 所掌事務

防災会議の所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 金ケ崎町地域防災計画を作成しその実施を推進すること。
- (2) 金ケ崎町地域防災計画を調査審議すること。
- (3) 町域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、町並びに指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- (5) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務を処理すること。

2 組織

防災会議の組織は、次の防災機関の長、又は、その指名する職員によって構成する。

職名	区 分	防 災 機 関
会 長		金ケ崎町長
1号委員	指定地方行政機関 の職員	岩手河川国道事務所 水沢出張所
		岩手河川国道事務所 水沢国道維持出張所
		北上川ダム統合管理事務所 胆沢ダム管理支所
		東北農政局岩手拠点
		岩手南部森林管理署
		陸上自衛隊東北方面特科連隊第二大隊
2号委員	岩手県知事部局の職員	県南広域振興局
		奥州保健所
		県南広域振興局土木部
3号委員	岩手県警察の警察官	奥州警察署
		金ケ崎交番
4号委員	町職員	副町長
		総務課
		企画財政課
		生活環境課

		保健福祉センター
		農林課
		都市建設課
		上下水道課
5号委員	教育委員会	教育長
6号委員	消防機関	奥州金ケ崎行政事務組合消防本部
		金ケ崎町消防団
7号委員	指定公共機関の職員	東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社北上駅
		東北電力ネットワーク株式会社水沢電力センター
		N T T 東日本岩手支店
		日本郵政株式会社金ケ崎郵便局
		岩手県交通株式会社胆江営業所
8号委員	その他町長が特に必要と認めるもの	金ケ崎町婦人消防協力隊
		金ケ崎町女性百人会
		岩手中部土地改良区
		金ケ崎町建設業協会
		岩手ふるさと農業協同組合
		金ケ崎町自治会長連絡協議会
		金ケ崎町商工会
		金ケ崎町赤十字奉仕団
		奥州医師会
奥州エフエム放送		

[資料編 1-5-1 金ケ崎町防災会議条例]

3 防災会議の招集

防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに開催日時、開催場所及び議事を示し、委員に通知して行う。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共団体が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつその総合調整を行う。

2 町

町は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう、支援、協力、指示、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の責務

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 県・町

機 関 名	業 務 の 大 綱
県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県防災会議、災害対策本部、災害特別警戒本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関する事。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関する事。 (3) 防災訓練の実施に関する事。 (4) 防災知識の普及及び教育に関する事。 (5) 災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関する事。 (6) 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関する事。 (7) 災害応急対策の実施に関する事。 (8) 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事。 (9) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関する事。 (10) 市町村及び防災関係機関の災害対策の総合調整に関する事。
町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 金ヶ崎町防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関する事。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関する事。 (3) 防災訓練の実施に関する事。 (4) 防災知識の普及及び啓発に関する事。 (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事。 (6) 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関する事。 (7) 災害応急対策の実施に関する事。 (8) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関する事。

2 消防機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部 金ヶ崎町消防団	(1) 消防活動に関すること。 (2) 救急及び救助活動に関すること。 (3) 災害予防対策の実施協力に関すること。 (4) 災害応急対策の実施協力に関すること。

3 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
東北地方整備局 ・岩手河川国道事務所水沢出張所 ・岩手河川国道事務所水沢国道維持出張所 ・北上川ダム統合管理事務所胆沢ダム管理支所	(1) 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 指定河川の洪水予警報の発表及び伝達に関すること。 (3) 水防活動の指導に関すること。 (4) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 (5) 直轄公共土木施設の復旧に関すること。
東北農政局岩手拠点	(1) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。 (2) 災害資金の融通に関すること。
仙台管区气象台 (盛岡地方气象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
東北森林管理局 岩手南部森林管理署	(1) 国有林の保安林、保安施設等の整備に関すること。 (2) 山火事防止対策に関すること。 (3) 災害復旧用材の供給に関すること。

4 自衛隊

機 関 名	業 務 の 大 綱
陸上自衛隊東北方面 特科連隊第二大隊	災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。

5 指定公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	(1) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
東日本高速道路(株)東北支社 盛岡管理事務所	(1) 高速自動車道の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 (3) 高速自動車道の復旧に関すること。
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ東北 KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	(1) 電気通信設備の整備及び災害の防止に関すること。 (2) 災害時における通信の確保に関すること。 (3) 電気通信設備の復旧に関すること。
東北電力ネットワーク(株) 水沢電力センター	(1) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における電力供給に関すること。 (3) 電力施設の災害復旧に関すること。
日本放送協会盛岡放送局	(1) 気象予警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 町長からの要請に基づく災害放送に関すること。 (4) 防災知識の普及啓発に関すること。
日本通運(株)水沢支店 岩手県交通(株)胆江営業所 佐川急便(株)北上営業所 ヤマト運輸(株)水沢佐倉河センター 東北西濃運輸(株) 北東北福山通運(株)北上支店	(1) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。
金ヶ崎郵便局	(1) 災害時における郵便局の業務運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。

6 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
一般社団法人奥州医師会	(1) 医療救護に関すること。 (2) 遺体の検視、身元確認及び処理の協力に関すること。
胆江地区危険物安全協会	(1) 災害時における危険物の保安措置に関すること。
(一社)岩手県高圧ガス保安協会胆江支部 岩手金ヶ崎ガス(株) JA岩手ふるさとLPGセンター	(1) ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給に関すること。 (3) ガス施設の災害復旧に関すること。
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 奥州エフエム放送(株) (株)岩手日報 (株)胆江日日 (株)岩手日日	(1) 災害状況及び災害対策についての報道に関すること。 (2) 町長からの要請に基づく災害報道に関すること。 (3) 防災知識の普及啓発に関すること。

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	業 務 の 大 綱
農 業 協 同 組 合 森 林 組 合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 (2) 農林水産関係に係る町が実施する被害調査及び応急対策に対する協力に関すること。 (3) 被災農林家に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 (4) 被災農林家に対する種苗その他営農資材のあっせんに関すること。
胆 沢 平 野 土 地 改 良 区 岩 手 中 部 土 地 改 良 区 永 沢 土 地 改 良 区	(1) 水門、水路、ため池等の防災上の整備及び管理に関すること。 (2) 水門、水路、ため池等の災害復旧に関すること。
金 ヶ 崎 町 商 工 会	(1) 商工業関係に係る町が実施する被害調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。 (3) 救助物資、復旧用資機材等の確保に対する協力に関すること。
一 般 病 院、 診 療 所 等	(1) 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。 (2) 災害時における負傷者等の受入れ及び医療救護に関すること。
金 ヶ 崎 町 建 設 業 協 会	(1) 被災情報の収集及び連絡に関すること。 (2) 障害物除去用等の人員の確保・重機・資機材等の調達に関すること。 (3) 応急仮復旧工事に関すること。
胆 江 地 区 危 険 物 安 全 協 会	(1) 災害時における危険物の保安措置に関すること。
一 般 及 び 特 定 運 送 事 業 者	(1) 災害時における緊急輸送に関すること。
一 般 燃 料 供 給 業 者	(1) 災害時における緊急通行車両等への燃料の優先的な供給に関すること。

第7節 金ケ崎町の概況

1. 位置・地勢及び地質

金ケ崎町は、盛岡市の南約50km岩手県内陸南部に位置し、北を北上市、南を奥州市と接している。町域は東西21.8km、南北14.4kmで、面積は179.76km²である。

地勢は、西部の奥羽山系駒ケ岳から東部に緩やかに扇状地が広がり、東端を北上川が、南端を胆沢川が流れる。西端の駒ケ岳と東端の平坦地との間に1300m以上もの標高差がある。

地質は、西部の山岳高地が火山岩地、続く丘陵地帯は第3紀層山地、平坦地においては、北上川や胆沢川流域には砂質壤土の多い肥沃な沖積層が広がるが、その他は火山灰堆積土壌が多くを占め、砂礫漏水地帯となっているところも広く分布している。

気候は、標高差が大きいため気温差が大きく、概して内陸性の気候を呈しているが、奥羽山脈を持つ西寄りの地域は日本海側に気候に支配され、冬場は多くの積雪をもたらす。

[資料編 1-7-1 金ケ崎町地形図]

[資料編 1-7-2 地目別内訳]

[資料編 1-7-3 地勢と地震]

2 社会的特徴

(1) 人口・世帯構成

本町の人口・世帯構成は、高齢化・核家族化により65歳以上の高齢者のみの世帯や1人暮らし世帯が増加傾向にあり、災害時の避難誘導に特別な配慮が必要となる。

(2) 道路の位置等

町の東部を国道4号、中央部を町道野中佐倉河線、県道前沢北上線、西部を県道花巻平泉線が縦貫し広域幹線道路としての機能を果たしており、近隣市町村とのアクセス道路となっている。

また、東部には東北自動車道が縦貫しており、北は北上金ケ崎インターチェンジから南は水沢インターチェンジから他県へのアクセスも可能となっている。

(3) 交通機関等

東部を縦貫して運行するバス、鉄道以外は、自家用車及び田園バス、タクシーが主な交通機関となっているため、災害により道路が封鎖された場合、移動手段を失う恐れがある。

(4) 重要施設等

本町は、岩手県内最大の工業団地「岩手中部金ケ崎工業団地」を有している。自動車、集

積回路、医薬品等の高度技術産業など国内でも有数の企業が立地しているため、大きな災害を受けた場合には、甚大な被害の発生が懸念され、関係機関との連携など特に配慮する必要がある。

[資料編 1-7-4 人口・世帯構成]

第8節 災害の発生状況

本町の災害は、北上川、胆沢川の両主要河川と、それらに流れ込む4つ(永沢川、黒沢川、宿内川、渋川)の中小河川が、大雨、台風等により氾濫して洪水となっているものが多い。

また、過去には北上川等堤防の決壊による水害も度々発生している。このような水害への対策として、胆沢川上流や北上川支流にダムが建設され、近年では洪水の発生件数は減少しているが、さらに万全を期すため、県や町により、河川内雑木の除去や砂防堰堤の整備等が進んでいる。

[資料編 1-8-1 主な災害の発生記録]

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

町その他の防災関係機関（以下、本節中「防災関係機関等」という。）は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く町民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及及び徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ(LGBT等)の視点にも配慮することに加え、愛玩動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

第2 防災知識の普及

1 防災知識の普及計画の作成

防災関係機関等は、防災業務に関する事項について、年度当初において防災知識普及計画の作成に努め、その積極的な活用を図る。

2 職員に対する防災教育

(1) 防災関係機関等は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会、検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災知識の普及及び徹底を図る。

(2) 防災教育は、次の事に重点をおいて実施する。

- ① 防災対策関係法令
- ② 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- ③ 災害に関する基礎知識
- ④ 災害を防止するための技術
- ⑤ 住民に対する防災知識の普及方法
- ⑥ 災害時における配備体制、業務分担の確認

3 町民に対する防災知識の普及

- (1) 県及び町は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断でタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

防災関係機関は、防災士その他防災に関する知識を有する者と連携しながら、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。

- ① 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
- ② インターネット及び広報誌の活用
- ③ 起震車等による災害の疑似体験
- ④ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- ⑤ 防災関係資料の作成及び配布
- ⑥ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映及び貸出
- ⑦ 自主防災活動に対する指導
- ⑧ 登山（スキーにおけるコース外滑走など登山に準じる行為を含む）における必要な装備等の用意、登山者カード（登山計画書）の提出

- (2) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点をおいて実施する。

- ① 町計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
- ② 気象警報、避難指示等の意味及び内容
- ③ 平常時における心得
 - ア 地域の危険箇所や指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などの避難場所、避難経路等を確認する。
 - イ 他地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。
 - ウ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
 - エ いざというときの対処方法を検討する。
 - オ 防災訓練等へ、積極的に参加する。
 - カ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
 - キ 愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。
 - ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。
 - ケ 広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を確認する。

- ④ 災害時における心得及び避難方法
 - ア 所在（居住または滞在）する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。
 - イ 所在（居住または滞在）する自治体による防災対策に従う。
 - ⑤ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置
 - ⑥ 災害危険箇所に関する知識
 - ⑦ 過去における主な災害事例
 - ⑧ 災害に関する基礎知識
 - ⑨ 火山に関する知識及び火山災害の特性
 - ⑩ 噴火警報、噴火警戒レベル、避難指示等火山災害対策に係る用語の意味
 - ⑪ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
 - ⑫ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。
- (3) 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援にあたっては、現地のニーズを踏まえた上で行うようにするなど、被災地支援に関する知識を整理し、その普及に努める。
- (4) 県及び町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (5) 県及び市町村は、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。

4 児童、生徒等に対する教育

- (1) 町は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。また、生涯学習活動などにおいても、防災教育の実施とその充実を図る。
- (2) 県及び町は地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害にリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (3) 県及び町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

5 事業所における防災知識の普及

大規模災害時における行動や地域との連携、災害時の対応方法について、従業員の防災意識

が高まるよう、事業所単位で防災マニュアル等の作成と啓発に努める。

6 防災文化の継承

- (1) 防災関係機関は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで高め、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。
- (2) 住民等は、自ら災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

7 防災と福祉の連携

県及び町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

8 専門家の活用

県及び町は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家（気象防災アドバイザー等）の活用を図るものとする。

第2節 地域防災活動活性化計画

第1 基本方針

- 1 町及び県は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成及び強化を図る。その際には、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 町及び県は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。
- 3 町は、町内の一定の地区内の住民等から町防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2 自主防災組織の育成強化

1 自主防災組織の結成促進及び育成

- (1) 町内会、自治会等の既存の地域コミュニティを中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の育成に努める。
- (2) 研修会、講習会等の開催等を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。
- (3) 自主防災組織の結成及び自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するため、必要な指導等を行う。

2 自主防災組織の活動

自主防災組織が効果的な活動を行えるよう、あらかじめ自主防災組織が実施する活動を定め、平常時及び災害時に分担する任務を、班編成等により明確にする。

(1) 平常時の活動

- ① 防災知識の普及
- ② 消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練その他防災訓練の実施
- ③ 情報の収集・伝達体制の確立
- ④ 家庭及び地域の火気使用設備、器具等の点検
- ⑤ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- ⑥ 地域の危険箇所や避難場所等の把握、発災時における地域内での連絡体制の構築

(2) 災害時の活動

- ① 震度5弱以上の地震発生時等、地域内の被害状況等の情報収集及び報告
- ② 住民に対する避難指示等の伝達及び確認
- ③ 災害時要配慮者等の安否確認及び避難誘導
- ④ 出火防止及び初期消火

- ⑤ 救出、救護活動の実施及び協力
- ⑥ 炊き出し及び救援物資等の配分に対する協力

〔資料編 2-2-1 自主防災組織一覧表〕

第3 住民等による地区内の防災活動の推進

- 1 町内の一定の地区内の住民及び町内に事業所を有する事業者は、町内における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努める。
- 2 町内の一定の地区内の住民及び町内に事業所を有する事業者は、必要に応じて、計画提案を行う等、町と連携する。
- 3 町は、計画提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、町地域防災計画に地区防災計画を定める。
- 4 町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう努める。

第4 消防団の活性化

地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化及び消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを推進するため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業を積極的に推進する。

- (1) 消防団活性化検討委員会の開催
- (2) 消防団の車両・資機材・拠点施設の充実強化
- (3) 消防団員の必要な資格の取得など実践的な教育訓練の充実強化
- (4) 報酬・出動手当の引き上げ、表彰制度の充実等による処遇改善
- (5) 競技会、行事等の開催
- (6) 青年層、女性層の入団促進
- (7) 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請

第3節 防災訓練計画

第1 基本方針

町及び防災関係機関（以下、本節中「防災関係機関等」という。）は、災害時における防災活動を円滑に実施するため、業務に応じた防災訓練を単独又は合同で、計画的に実施する。

- 1 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力の醸成
- 2 防災関係機関相互の協力体制の確立
- 3 地域住民（自主防災組織）等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第2 実施要領

1 実施方法

- (1) 町は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く防災関係機関に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。
- (2) 訓練は図上訓練又は実働訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づき、より実践的な内容とするよう努める。
 - ① 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するために実施する。
 - ② 実働訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が防災関係機関と連携し、実働により防災活動を訓練する。
- (3) 訓練区分は、次のとおりとする。
 - ① 単独訓練
防災関係機関等は、その所掌する事務又は業務に関連した訓練を行う。
 - ② 合同訓練
防災関係機関等は、具体的な災害の想定に基づき、訓練種目を設定して、図上又は実地の合同で訓練を行う。
 - ③ 総合防災訓練
防災関係機関等は、地震等による大規模災害の発生を想定し、自衛隊等の関係機関、地域住民等と一体となり、総合防災訓練を実施する。
- (4) 訓練項目は、次のとおりとする。
 - ① 災害対策本部訓練

- ア 災害対策本部設置運営訓練
 - イ 職員非常招集訓練
 - ウ 現地災害対策本部設置運営訓練
 - エ 災害情報収集伝達訓練
 - オ 避難所開設・運営訓練
 - カ その他必要な訓練
 - ② 応援要請訓練
 - ア 自衛隊災害派遣要請訓練
 - イ その他必要な訓練
 - ③ 通信情報連絡訓練
 - ④ 施設復旧訓練
 - ア 上下水道施設復旧訓練
 - イ 応急給水訓練
 - ウ 道路復旧、障害物排除訓練
 - エ 電気、通信、ガス施設等復旧訓練
 - オ その他必要な訓練
 - ⑤ 救援救護訓練
 - ア 救助救出訓練
 - イ 医療救護訓練
 - ウ 緊急物資輸送訓練
 - エ 応急食料炊出訓練
 - オ ボランティア受入訓練
 - カ その他必要な訓練
 - ⑥ 火災防御訓練
 - ⑦ 水防訓練
 - ⑧ 住民参加訓練
 - ア 初期消火訓練
 - イ 避難訓練
 - ウ 応急手当訓練
 - エ その他必要な訓練
- 2 実施に当たって留意すべき事項
- 町は、訓練の企画及び実施にあつたては、次の事項に留意する。

(1) 地域の実情を踏まえた災害想定

訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴、積雪等を考慮し、より実際的な災害想定を行う。

(2) 地域住民、教育機関等の参加促進

訓練の実施に当たっては、自主防災組織、NPO・ボランティア等、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民の積極的な参加を得て実施する。

また、児童・生徒の参加は防災意識・教育上の地域への普及の核心となることから、管内の幼稚園、保育所、小中学校、高等学校等の参加を得る。

(3) 主要防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施する。

(4) 各種訓練の有機的な連携

有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用し合同、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

第4節 気象業務整備計画

第1 基本方針

災害による被害の防止・軽減を目的として、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、防災気象情報の質的向上を図るとともに、町、その他の防災関係機関や報道機関を通じて、町民に適時、適切に防災気象情報を提供する。

第2 気象業務の実施体制の整備

町及び防災関係機関は、観測体制の整備充実及び観測結果の防災対策への活用を図るため、それぞれが設置している観測施設のデータの相互利用を進めるなど、協力及び連携体制の強化に努める。

1 気象官署

盛岡地方気象台

2 地域気象観測システム(アメダス)

施設名	箇所数	備考
地域雨量観測所	1	設置場所：西根千貫石。降水量を観測

3 気象庁以外の地震観測施設

施設名	箇所数	設置場所
震度観測点	1	金ヶ崎町役場

第3 伝達体制の整備

盛岡地方気象台は、防災関係機関が行う防災活動の迅速な立ち上がりに資するよう、防災気象情報を適時、的確に発表するとともに、報道機関の協力を得て、町民に周知するよう努める。

第4 防災知識の普及、意識の啓発

盛岡地方気象台は、町民の防災気象情報への理解を促進し、公助にとどまらず自助・共助の場面においても防災気象情報がより積極的かつ適切に利活用されることが災害による被害を最小限にするための有効な手段であることを認識し、関係機関との協力のもと、防災気象情報の活用能力の向上を含め、様々な状況下で住民一人ひとりが「我が事」として実感をもって自らの判断で危険を回避し安全を確保する行動をとることを可能とするための知識の普及啓発を図り、住民の防災活動を推進するものとする。

(1) 防災気象情報の活用能力向上

盛岡地方気象台は、自らが発表する防災気象情報について解説を行うよう努め、その理解を促進するとともに、情報を受けた利用者が適切な対応をとることができるように情報活用能力の向上を図るものとする。

(2) 安全知識の普及啓発

盛岡地方気象台は、気象現象等の急な発生・変化や情報伝達手段の途絶等により情報の入手が困難な場合でも、住民一人ひとりが周囲の状況から自ら判断して安全確保の行動ができるよう、安全知識の普及啓発を図るものとする。

(3) 実施事項及び実施にあたって留意事項

ア 盛岡地方気象台は、平常時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページやSNSの活用、講演会の開催、講師の派遣などを行うものとする。

イ 盛岡地方気象台は、災害には地域特性があることを踏まえ、各地域の地理的・社会的状況や過去の災害の発生状況、自然災害について抱えているリスク等も考慮するものとする。

ウ 盛岡地方気象台は、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関、教育機関、報道機関、気象・地震等の現象や防災に関して専門知識を有する団体等の協力を得て、防災関係者及び一般向けの講習会等を実施するほか、気象台の果たす役割の説明等を行うものとする。

(4) 災害教訓の伝承

盛岡地方気象台は、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集し、保存及び公開すること等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第5 民間気象情報の活用

盛岡地方気象台の情報と併せて民間気象情報を活用した積極的な情報の入手に努め、防災情報の質的向上を図る。

第5節 通信確保計画

第1 基本方針

- 1 町その他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努めるとともに、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。

また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。
- 3 効率的・効果的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。
- 4 国、県、町、電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・C A T Vケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。

第2 通信施設の整備等

1 町防災行政無線

町は、屋外拡声器などにより、その機能強化に努める。また、防災行政無線、その他の通信施設に係る非常用電源設備の整備等に努める。

2 防災相互通信用無線の整備

町本部長は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察等の防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

3 その他の通信施設

ア 防災関係機関は、気象予報・警報等の伝達、災害情報収集のため、防災関係機関の内部及

び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。

イ 防災関係機関は、災害時における円滑な情報の収集及び連絡を実施するため、専用通信施設（災害有線電話を含む。）、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備とその燃料の備蓄及び通信手段の複線化、耐震化に努める。

ウ 防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する安全性を確保するため、定期的に点検を実施する。

4 災害時優先電話の指定

町、県その他の防災関係機関は、災害等におけるふくそう時においても通信を確保するため、あらかじめ、通信事業者に災害時優先電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

5 通信運用マニュアルの作成等

ア 町その他の防災関係機関は、災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。

イ 衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段について、定期的な訓練の実施、防災関係機関間の衛星携帯を含む電話番号情報の共有に努める。

第6節 避難計画

第1 基本方針

- 1 町は、火災、水害等の災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所等、避難経路について、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、医療機関、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速かつ確実にを行うため、避難計画を作成し、その周知を図る。
- 3 町民は、災害時に的確な避難行動がとれるよう平常時から災害に対する備えに努める。
- 4 県及び町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第2 避難計画の作成

1 避難計画

(1) 町は、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。

① 高齢者等避難（高齢者等の避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の一般住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかけるもの、避難指示、緊急安全確保の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法	
② 避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口	
③ 避難場所等への経路及び誘導方法	
④ 避難場所等の管理	ア 管理責任者 イ 管理運営体制 ウ 職員の動員体制及び運営スタッフの確保 エ 災害対策本部及び各避難所等との連絡手段 オ 食料、生活必需品等の物資の備蓄、調達方法 カ 電気、ガス、水道等が破損した場合の復旧方法 キ 医療機関との連携方法 ク 避難収容中の秩序維持 ケ 避難者に対する災害情報の伝達 コ 避難者に対する応急対策の周知徹底 サ 避難者に対する各種相談業務

	シ 避難者に対するプライバシーの確保
⑤ 避難場所等の整備	ア 収容施設(耐震強化、設備・機器の整備、非常用電源の確保、資機材の整備、生活必需品等の備蓄等) イ 給水施設 ウ 使用施設の区分・運営体制の事前協議 エ 運営マニュアル等
⑥ 避難行動要支援者に対する救援措置	ア 情報の伝達 イ 避難の誘導及び避難の確認 ウ 避難場所等における配慮 エ 平常時からの関係機関による避難行動要支援者等情報の収集・共有 オ 金ケ崎町避難行動要支援者支援計画(避難行動要支援者の見守り・避難支援プラン)の策定 カ 必要に応じ、福祉避難所として社会福祉施設等を指定・協定締結 キ 避難場所から避難所への移送手段
⑦ 避難者に対する救援・救護措置	ア 給水 エ 医療・衛生・こころのケア イ 給食 オ 生活必需品の支給 ウ 暖房 カ その他必要な措置
⑧ 町民に対する広報	ア 避難場所等標示板の整備 イ 防災地図の配布
⑨ 避難訓練	

(2) 避難計画作成に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導

が迅速に行われるよう特に配慮する。

また、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援等実施者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。

- (3) 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所等までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。
- (4) 避難計画の作成に当たっては、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。
- (5) 町は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に避難指示等の具体的な発令基準を策定し、町地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。
- (6) 避難計画に盛り込む避難指示等の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しにあたっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、町による避難指示等の基準の策定又は見直しを支援する。
- (7) 避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップ等の作成・配布等を行うよう努める。なお、ハザードマップ等の作成に当たっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努め、住民等の参加も考慮する。
- (8) 避難計画作成に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- (9) 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的に避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難し

た場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国土交通省、気象庁及び県は、町に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

2 学校、医療機関、社会福祉施設等における避難計画

- (1) 学校、診療所、社会福祉施設、事業所等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速かつ確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知を図る。
- (2) 施設の管理者は、町、消防機関、警察機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。
- (3) 学校・幼稚園・保育所等においては、児童、生徒、園児を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等のほか、災害発生時における児童等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定める。
- (4) 医療機関においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健・衛生の実施方法等を定める。
- (5) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を含めた水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を関係機関の協力を得て作成し、これを町長に報告するとともに、計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。
- (6) 浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を関係機関の協力を得て作成し、これを町長に報告する。
- (7) 町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- (8) 一般旅客運送に関する事業者は、県、町等と連携して、列車等の乗客や、駅に滞在する者の避難誘導計画等を定める。また、避難路について除雪、消雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。

3 広域避難及び広域一時滞在

(1) 町の役割

- ① 町は、災害が発生するおそれがあり、町内で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、住民等の県内他市町村へ又は他都道府県への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- ② 町は、災害が発生し、町内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内他市町村又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- ③ 町は、広域避難又は広域一時滞りの受入れ（他都道府県からの受入れを含む。以下「広域避難等」という。）を想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受け入れ方法等を定めたマニュアル等の整備に努める。

第3 避難場所等の整備

1 避難場所等の整備

(1) 避難場所等の確保

避難場所等の確保は、次の事項に留意するとともに、施設の管理者の同意を得て、地区ごとに指定するとともに整備を図り、充実に努める。

この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行う。

避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(2) 避難場所等の区分

① 避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退

きの確保を図るため、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）で定める基準に適合する施設又は場所を同令で定める異常な現象の種類ごとに指定する。

②避難所（1次、2次）

災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者，滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ，又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るための災害対策基本法施行令で定める基準に適合する公共施設その他の施設。

③福祉避難所

避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ① 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。 ② がけ崩れ、浸水等の危険がない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。 ③ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。 ④ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2㎡以上(新型コロナウイルス感染症に対応する場合、県が作成しているガイドライン等を参考に設定)とし、対象避難地区すべての住民(昼間人口を考慮する)を受入れることができる場所であること。 ⑤ 避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等を横断する必要がない場所であること。 ⑥ 水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所であること。
避難所 (1次、 2次)	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 ② 速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 ③ 避難者1人当たりの必要面積は、おおむね3㎡以上であること。 ④ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。 ⑤ 暖房設備を有し、又は容易に暖房設備を確保できるものであること。 ⑥ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。 ⑦ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。 ⑧ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備に努める。 ⑨ 避難生活の長期化に配慮し、公的住宅、民間アパートなどの確保も考慮すること。

避難者の中でも高齢者や障がい者の方など特別な配慮を必要とする者に対して、特別な配慮をする避難所。

[資料編 2-6-1 避難所等一覧表]

- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを住民等へ周知するよう努める。
- (4) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

- (5) 町は災害の規模に鑑み、必要な避難場所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (6) 町は、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。
特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- (7) 福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- (8) 町は福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定する際に受入れ対象者を特定して公示する。
- (9) 町は福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接非難することができるよう努める。
- (10) 町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- (11) 町は、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、宿泊施設等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- (12) 町は、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

2 避難道路の整備等

避難場所等へ通じる避難経路は、次の事項に留意し、地域の実情に応じて地区ごとに選定するとともに整備に努める。

- (1) 道路付近に延焼の危険のある建物及び危険物施設がないこと。
- (2) 落下物、倒壊物による危険など、避難に当たっての障害のおそれのないこと。
- (3) 通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。
- (4) 浸水等の危険のない道路であること。
- (5) 避難道路は、原則として相互に交差しないこと。

- (6) 避難道路の選定に当たっては、避難経路を確保するため、必要に応じ交通規制の実施者と協議のうえで、交通規制計画を定めること。

3 避難場所等の環境整備

避難場所等は、次の事項に留意し、平時から環境の整備を図る。

- (1) 住民に各種情報を確実に伝達できるような双方向の通信機材の配備
- (2) 非常用電源の確保
- (3) 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導ロープ等の設置
- (4) 避難場所等での給水活動を行なうために必要な資材の整備
- (5) 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の準備
- (6) 段ボールベット等の簡易ベッド、毛布、暖房器具、暖房施設等の整備
- (7) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した環境の整備
- (8) 運営マニュアル等の作成
- (9) 施設の区分及び運営体制の事前協議
- (10) 施設、設備、周辺環境等の定期的な検討
- (11) プライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した環境の整備
- (12) 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の確保
- (13) 避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- (14) 町は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

第4 避難所の運営体制等の整備

町は、指定避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ指定避難所の設置及び運営に係るマニュアル等の作成、訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。

この際、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

第5 避難行動要支援者名簿

- 1 町は、町地域防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
- 2 町は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等

の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

3 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を適切に行うため、町地域防災計画において概ね次の事項を定める。

- (1) 避難支援等関係者となる者
- (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (4) 名簿の更新に関する事項
- (5) 名簿情報の提供に関し情報漏えいを防止するために講ずる措置
- (6) 避難行動要支援者が適切に避難を行うための避難指示等の際における情報伝達上の配慮
- (7) 避難支援等関係者の安全確保

4 町は、町地域防災計画に定める避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、町条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。この場合において、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると町長が認めるときは、本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

第6 避難に関する広報

町民が的確な避難行動をとれることができるよう、平常時から、避難場所等を示した防災マップ、広報紙、パンフレット等の活用や講習会、防災訓練の実施、ホームページなど、多様な手段を利用して、避難に関する広報活動を行い、町民に対する周知徹底を図る。

避難場所等に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所等の名称、所在地 2 避難場所等への経路 3 災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方
避難行動に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 平常時における避難の心得 2 避難指示等の用語の意味 3 避難指示等の伝達方法 4 避難の方法 5 避難後の心得
災害に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する基礎知識

第7 避難訓練の実施

- 1 町は、災害時に住民が的確な避難行動をとることができるよう意識高揚を図り、避難経路や避難場所を住民自らが実際に確認し、又は避難所の運営訓練を実施することを督励するとともに、防災訓練の一環として、又は単独で避難訓練を実施する。
- 2 訓練の実施に当たっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての住民が参加するよう配慮する。

第7節 要配慮者の安全確保計画

第1 基本方針

1 町は、要配慮者施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

2 町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

第2 実施要領

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

- (1) 町は、金ケ崎町避難行動要支援者避難支援計画に基づき、要支援者名簿・同意者名簿を作成、管理する。また、避難支援等関係者への情報提供に同意した要支援者に対して個別避難計画を策定する。
- (2) 町は、金ケ崎町避難行動要支援者避難支援計画に定めるところにより、奥州金ケ崎行政事務組合消防本部、警察署、金ケ崎町社会福祉協議会、金ケ崎町消防団、自治会、自主防災組織及び民生委員など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意により、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。
- (3) 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮をするものとする。
- (4) 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (5) 町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

2 災害情報等の伝達体制の整備

- (1) 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、町は、避難行動要配慮者への避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援等関係者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。
- (2) 消防団、自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉関係者と連携し、避難支援プラン等を基に情報伝達を実施する。
- (3) 町は、平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。
- (4) 町は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。
- (5) 国、県及び町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (6) 国、県及び町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 避難誘導

町は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等と協力し、要配慮者を優先した避難誘導体制の整備を図る。

4 避難生活

- (1) 町は、関係機関と連携し、避難所における要配慮者支援窓口の設置、保健師等による健康相談など、福祉関係職員等による生活支援体制を整えるとともに、要配慮者避難支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者と緊密な連携が図れるよう支援体制の構築を図る。
- (2) 避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ及びスロープ等の段差解消設備を速やかに仮設するよう努める。

5 社会福祉施設等の安全確保対策

- (1) 社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等に努める。
特に、スロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めると

ともに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配備するよう努める。

(2) 社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平常時から基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。

また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立し、避難支援計画を策定する。

6 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について

町は、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら避難計画に基づき防災訓練等の実施に努める。

7 外国人の安全確保対策について

(1) 防災教育、防災訓練の実施

防災関係機関は、県、町及び国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対し多言語による防災知識の普及に努める。

また、町は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

なお、町は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習の開催を働きかけるように努める。

(2) 避難計画

町は、第2章第6節第2に定める避難計画の作成に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。

また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

(3) 情報伝達及び案内標示板等の整備

① 町は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による避難指示等の伝達手段の確保に努める。

また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものにするとともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

② 町は、国、県等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支

援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う
災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

(4) 情報の提供

① 町は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供
に努める。

② 町は、災害時に避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用
し、効果的な情報収集(外国人被災者の状況、ニーズ把握)、情報提供(災害情報、外国人
被災者のニーズとのマッチング)を行うよう努める。

(5) ボランティアの育成等

町は、国際交流関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティ
アの養成、登録、研修を行う。

(6) 生活相談

町は、国際交流関係団体等及び多言語ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談
体制を整備する。

第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

- 1 町は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、町民及び事業所における物資の備蓄を促進する。
- 2 県及び町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。
- 3 県及び町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第2 備蓄の種類

備蓄の種類については、次のとおりである。

- (1) 災害に備え、県、市町村、事業所、県民が主体となり備蓄する物資(備蓄物資)
- (2) 災害発生時、被災地方公共団体に対して被災地外の住民や民間事業者、団体等から善意で寄せられる物資で、調達費用等の対価が生じないもの(義援物資)
- (3) 県又は町が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定等に基づき、災害時に必要量調達する物資で、協定の内容により異なるが基本的には、調達費用等の対価が生じるもの(流通在庫備蓄)
- (4) 国が、被災地方自治体からの具体的な要請を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する仕組み(プッシュ型支援)

第3 県及び町の役割

1 県の役割

- (1) 町が飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等避難生活に必要な物資(以下この節において「物資」という。)の供給又は調達が困難な場合に備え、県内の各地域に物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行う。

- (2) 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
- (3) 町における要配慮者等に応じた物資の備蓄等について、的確な確保が図れるよう助言、調整を行う。
- (4) 物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の都道府県及び関係団体の物資調達に係る体制を整備する。
- (5) 災害時において、燃料が供給できるよう、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、常時一定量の燃料を確保するよう要請する。

2 町の役割

- (1) 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあつては、性別、性的マイノリティ(LGBT等)のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者、乳幼児及び妊産婦等（要配慮者）の多様なニーズに配慮する。
- (2) 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。
- (3) 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
- (4) 備蓄は、指定避難所等に分散して、災害時に避難者が取り出して使用できるようにする。
- (5) 物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の市町村及び関係団体からの物資調達に係る体制を整備する。

第4 町民及び事業所の役割

1 町民の役割

各家庭において、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

家庭における備蓄品の例

飲料水、食料（アレルギー対応含む）、ラジオ、懐中電灯・ローソク、マッチ又はライター、予備電池、医薬品、携帯トイレ、下着・衣類、生理用品、赤ちゃん用品、紙おむつ、タオル、毛布、軍手、貴重品、カセットコンロ、石油ストーブ等

2 事業所の役割

事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保をし、定期的に点検及び更新に努める。

第9節 孤立化対策計画

第1 基本方針

町は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するとともに、現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、予防対策に努める。

第2 災害時孤立化想定地域の状況

県内では災害時に孤立化が想定される地域は449箇所、その孤立化の発生原因としては、「地震・風水害に伴う土砂災害による道路構造物の損傷、道路構造物への土砂堆積」が多くを占めている。

当町においては、平成29年3月に指定が完了した「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」により、土石流が発生した場合に孤立化が想定される地域は永栄小歩地区1箇所である。

第3 孤立化想定地域への対策の推進

1 通信手段の確保

- (1) 町は、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
- (2) 県は、防災ヘリコプターやドローン等による空中偵察に対し住民側から送る合図を定め、町はその方法をあらかじめ周知する。

[県統一合図]

- ア 赤旗（負傷者等があり、早急な救助を求める場合）
- イ 黄旗（負傷者等はいないが、救援物資等を求める場合）
- ウ 白旗（異常なし又は存在を知らせる場合）

- (3) 町は、孤立化のおそれがある場合に、地域の代表者に積極的に電話をするなど、住民の安否確認を行う体制・連絡網を整備するように努める。

2 避難先の検討

町は、集落内に避難場所等がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらかじめ定めるなど、避難先の確保に努める。

3 救出方法の確認

町は、孤立可能性のある地域においてヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターにより上空から救助ができる場所（以下「飛行場外離着陸場

等」という。)の確保に努める。

また、地域内に飛行場外離着陸場等が確保できない場合は、隣接する地域等において飛行場外離着陸場等の確保に努める。

4 備蓄の奨励

町は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。

また、備蓄に当たっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の、集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭において最低3日間、推奨1週間分程度の水、食料の備蓄の奨励に努める。

なお、集落単位で備蓄が困難な場合は、ドローン等による集落外からの物資輸送を検討する。

5 防災体制の強化

町は、住民自らが、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の育成強化に努める。

第10節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等の整備を促進する。

第2 防災施設等の機能強化

町は、防災施設等の整備を推進し、次に掲げる機能の強化を図る。

- 1 災害応急対策活動における中枢機能
- 2 庁舎等の被災時におけるサブ機能
- 3 災害応急活動を支援するためのヘリポート機能
- 4 町民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
- 5 人員、物資等の輸送及び集積機能
- 6 災害対策用資機材の備蓄機能
- 7 自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能
- 8 被災住民の避難及び収容機能
- 9 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能

第3 公共施設等の整備

町は、避難路、避難地（都市部における公園、緑地、道路などの住民の退避地を含む。）等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の耐震化、不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。

第4 消防施設の整備

- 1 町は、地域の実情に即した消防車両、消防無線、消防水利その他の消防施設及び設備を整備し、常時点検整備を行う。
- 2 町は、地震災害時の消防水利を確保するため、耐震性（免震性）防火水槽等を整備する。

第5 防災資機材の整備

1 防災用資機材等の整備

町は、大規模な災害において、災害応急対策を円滑に実施するため、防災資機材を整備し、定期的に点検するとともに、必要な補充を行う。

2 町は、災害対策本部又は、現地災害対策本部の機能を強化するため、必要な資機材を整備する。

第 1 1 節 建築物等安全確保計画

第 1 基本方針

- 1 住宅密集地の災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建築物の耐震化、不燃化を促進し、密集地の防災化を図る。
- 2 文化的遺産であり、歴史上、学術上又は芸術上価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるため、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等計画的に進める。

第 2 建築物の耐震性向上の促進

1 防災上重要な建築物等の耐震性確保

(1) 町施設の耐震化

- ① 防災上重要な建築物のうち、昭和 5 6 年 6 月 1 日改正の建築基準法による町施設については、耐震性を確保するため、金ヶ崎町耐震改修促進計画に基づき耐震改修工事の促進を図る。

また、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震化率や耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

- ② 災害対策は、迅速かつ正確な情報伝達及び避難、救助活動の本拠となる建築物が要求されることから、町は、次の施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性及び安全性の確保に努める。

ア 災害時の避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる町有施設

イ 災害時の緊急救護所、被災者一時収容施設となる学校、診療所等

- ③ 防災上重要な建築物に該当しない町の施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。

(2) 民間の防災上重要な建築物の耐震性確保

町は、防災上重要な建築物の耐震性を確保するため、民間の防災上重要な建築物のうち、昭和 5 6 年 6 月 1 日改正の建築基準法による既存不適格建築物の所有者等に対し、県と協力して耐震診断及び耐震改修の促進指導に努める。

(3) 設備、備品の安全対策

防災上重要な建築物については、設備、備品の転倒、破損等による被害を防止するため、テレビ等電化製品、パソコン、事務機器、書棚、医療機器等の固定、転倒防止対策及び医薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。

2 木造住宅の耐震性確保

木造住宅の耐震性を確保するため、町民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、

建物所有者が行う耐震性能の自己診断方法について普及を図り、必要に応じた改修の実施を促進する。

3 一般建築物の耐震性確保

建築物の耐震性の確保について、広く町民に普及啓発を行い、既存建築物については必要に応じた耐震診断の実施を促進する。

4 工作物の耐震性確保

煙突、広告塔、高架水槽、鉄塔等の工作物の耐震性について、広く町民の認識を深めるとともに、耐震診断の実施を促進する。

5 建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性確保

(1) 道路に面する3階以上の建築物の所有者に対し、窓ガラス、外装タイル等の落下防止のため、専門技術者を通じて定期的に点検するよう指導する。

(2) 特に、通学路及び避難場所周辺については、町においても点検を行い、改修を要する建築物の所有者に対しては、強力に改修指導を行う。

6 既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

(1) 道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合した構造とするよう指導する。

(2) 特に、通学路及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期点検及び補強を指導する。

7 家具等の転倒防止対策推進

住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について、広報紙等により町民への普及啓発を図る。

8 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、町は、その制度の普及啓発及び加入促進に努める。

第3 建築物の不燃化の促進

1 公営住宅の不燃化促進

周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを推進する。

2 民間住宅の不燃化促進

市街地における、民間住宅の不燃化を積極的に促進する。

第4 防災空間の確保

都市における良好な生活環境の形成と都市防災に資する効果を考慮し、都市公園の整備や緑地保全地域の決定等総合的な施策を体系的に位置付けるため、緑の基本計画に基づき、都市公園及び緑地を整備する。

第5 市街地再開発事業等による都市整備

1 市街地再開発事業

市街地内の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るべき地域においては、防災機能を一層充実させるため、市街地再開発事業を推進する

2 がけ地近接等住宅移転事業

がけ崩れ等による災害の発生のおそれがある地区において、関係住民と協力して、がけ地近接等住宅移転事業を推進する。

3 土地区画整理事業

市街地内の公共施設の整備とともに宅地の利用増進を図るべき地域においては、道路、公園、緑地を確保し、防災機能の充実を図るため、土地区画整理事業を推進する。

第6 建築物の安全確保

1 建築物に係る防災意識の高揚を図るため、日常業務における防災指導を実施するほか、毎年、春季と秋季に、建築物防災週間を設け、各種防災啓発活動を実施するとともに、建築物防災相談所を設置し、町民に対する情報提供を行う。

2 地震、台風、豪雪、火災等に対する建築物の構造及び防火上の安全を確保するため、関係者に対する指導を行う。

3 学校、病院、庁舎等の主要建築物については、大規模災害発生時における避難及び救助活動の拠点建築物として位置付け、その機能を確保するよう指導する。

4 町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第7 宅地の安全確保

1 宅地造成に伴う災害及び洪水、出水等による災害の防止を図るため、宅地造成等規制区域及び災害危険区域の適切な指定を行い、安全確保の指導に努める。

2 町及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第8 防火対策の推進

- 1 消防法に定める防火対象物の防火管理体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火・通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び維持管理など、防火管理業務の充実を図るよう指導する。
- 2 消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用施設等の設置及びその適正な維持管理を指導する。
- 3 事業場、住家、その他の防火対象物から火災の発生と被害の軽減を図るため、防火査察の強化並びに一般住民に対する防火思想及び防災知識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を期するよう積極的に指導する。

第9 文化財の災害予防対策

1 文化財保護思想の普及

文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）、文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、町民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災施設等の整備

文化財所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

建造物	指定建造物は木造が多く、火災等の災害から守ることは文化財保護事業の中でも重要な課題であり、立地条件に応じて、自動火災報知設備、避雷針、ドレンチャー、貯水池、消火栓、消防道路等の設置を進める。
美術工芸品 考古資料 有形民俗文化財	<ol style="list-style-type: none"> ① 自動火災報知器設備、貯水池、消火栓、消火器、消防道路等の設置を進める。 ② 町（県）指定文化財については、搬出不可能な文化財及び文化財群に対して、耐火耐震構造の収蔵庫の設置を進めるとともに、搬出が容易な文化財も含めて、自動火災報知設備、給水設備等の整備に努める。
文化財	<ol style="list-style-type: none"> ① 埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備するなど保存の措置を進める。 ② 史跡、名勝、天然記念物の性質等に応じ、所在地域の予防計画と合わせて、災害予防措置を講じる。

3 自衛消防隊等の編成及び訓練等

- (1) 文化財の所有者又は管理者は、防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練の実施に努める。
- (2) 災害時における文化財の搬出に万全を期するため、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに搬出計画をたてる。

① 文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定める。

② 文化財の避難場所を定める。

③ 搬出用具を準備する。

第10 ため池防災対策

町及び県は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

第12節 交通施設安全確保計画

第1 基本方針

災害による道路施設、鉄道施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、防災施設及び災害対策用資機材の整備等を図る。

また、災害発生時に消火、救助・救急、医療及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送態勢の整備に努める。

第2 道路施設

1 道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を促進する。

- (1) 道路法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面及び盛土欠落危険調査を実施する。
- (2) 上記調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。
- (3) 町は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。

2 道路障害物除去資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、道路障害物除去資機材の整備に努める。

3 道路障害物除去対策の検討

- (1) 障害物を除去する道路として1級及び2級町道を優先するとともに、障害物除去方法の検討を推進する。
- (2) 防災関係機関や道路管理者と災害時のための対処方法についての協議に努める。
- (3) 金ヶ崎町建設業協会と締結した、災害時における協定に基づき協力体制を推進する。

第3 鉄道施設

1 鉄道施設の整備

鉄道管理者は、橋梁、木工造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進する。

2 防災業務施設・設備の整備

- (1) 気象予警報の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備する。

- (2) 大規模な災害が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置など無線系通信設備を配備するなど、通信施設の整備充実を図る。

3 復旧体制の整備

- (1) 発災後の早期復旧を期するため、次の体制を整備する。
 - ① 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
 - ② 復旧用資機材の配置及び整備
 - ③ 列車及び旅客等の取扱い方の事前広報
 - ④ 消防及び救護体制

第4 航空輸送体制の整備

県等の防災関係機関の協力による災害時の救出・救助活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用ヘリポートの整備や臨時ヘリポートの選定に努める。

第5 交通混乱の防止対策

(1) 災害時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時から緊急輸送路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

(2) 災害時避難のあり方の周知徹底

災害時の避難に当たっては、水害などの災害に応じて、車両を使用してはならない旨を広報等によって周知徹底に努める。

(3) 交通規制・管制体制の整備

交通安全施設の整備など県公安委員会及び警察が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。

第6 公共交通機関の確保

災害発生時においても安全で円滑な交通手段を確保するため、平常時から体制が整備されるよう公共交通機関各社へ要請する。

災害時においても可能な限り運行が確保されるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止を図るようバス会社へ要請する。

第13節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、防災施設等の耐震性の向上を含めた整備及び災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第2 電力施設

電力事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

1 施設の整備

(1) 水害対策

送電設備	架空電線路	土砂崩れ、洗堀などが起こるおそれのある箇所へのルート変更、擁壁強化等を実施する。
	地中電線路	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
変電設備		浸冠水のおそれのある箇所は、浸水想定高に応じて屋外機器操作箱等への防水対策や周囲柵の嵩上げと正門の防水対策による浸水対策（または減災対策）を計画、実施する。

(2) 風害対策

各設備共通	<ul style="list-style-type: none"> ① 計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮する。 ② 既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。
-------	---

(3) 雪害対策

変電設備	雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、機器架台のかさ上げ、融雪装置（ヒーター）の取付け、施設の隠蔽化等を実施する。
送電設備	<ul style="list-style-type: none"> ① 鉄塔にオフセット及び耐雪構造を採用し、がいし装置の耐張型化又は必要な箇所の電線に難着雪化を行う。 ② 降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。
配電設備	<ul style="list-style-type: none"> ① 縁まわし線の支持がいしの増加、難着雪電線の使用等を行う。 ② 降雪期前に、樹木の伐採を行う。

(4) 雷害対策

送電設備	① 架空地線の設置、避雷装置の取付け、接地抵抗の低減を行う。 ② 電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。 ③ 気象通報により雷害を予知した場合は、系統切替を行い、災害の防止又は拡大防止に努める。
変電設備	① 避雷器、気中放電キャップを設置するとともに、架空地線によるしゃへいを行う。 ② 重要系統の保護継電装置を強化する。
配電設備	襲雷頻度の高い地域においては、断線保護ホーン、耐雷ホーンを取付け、対処する。

(5) 火山災害対策

ア 土砂流及び火山泥流対策

水害対策に準ずる対策を推進する。

イ 降灰対策

雪害対策に準ずる対策を推進する。

ウ 火砕流・火砕サージ・溶岩流対策

火砕流・火砕サージ・溶岩流の火山災害は事故防止できない現象であることから、施設設備等は、必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保を推進する。

2 電気工作物の予防点検等

- (1) 電気工作物は、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検(災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視)を行う。
- (2) 自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。
- (3) 一般公衆に対し、電気安全東北委員会岩手電気協会等と協力して、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性についての広報に努める。

3 災害対策用資機材の確保等

各設備ごとの必要最小限の資機材の種類及び数量を定め、次の事項に重点を置き、その整備を推進する。

- (1) 所要資機材計画
- (2) 輸送計画(車両、ヘリコプター)
- (3) 保管施設の整備
- (4) 資機材の調達
- (5) 資機材輸送の調査確認

4 応急復旧体制の整備

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備及び対策要員の動員体制の整備とともに、優先復旧計画の策定を推進する。
- (2) 災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から町との連携体制に努める。

5 協力体制の整備

災害時における被害に対し、災害復旧資機材の相互融通等を行い、電気事業本来の責務を遂行できるよう協力体制の整備を推進する。

第3 ガス施設

ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、防災施設及び災害対策用資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱い方法等の徹底を図る。

1 LPガス施設の整備

貯蔵所	二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容器置場	火気との距離を確保するとともに、雪害等を考慮して設定する。
容器	容器の転落及び転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
安全器具	(1) 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を推進する。 (2) 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止等の設置を推進する。 (3) ガス放出防止器具等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者を優先的に行うよう配慮する。

2 都市ガス施設

製造施設	二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
供給施設	(1) 「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき、設計する。 (2) ガスホルダー及びガス導管は、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮して設置する。 (3) ガス導管材料は、高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料、継手、構造等を採用する。 (4) 二次災害を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化、工場等における放散塔による中圧導管の緊急減圧措置を行う。
安全器具	災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。

3 災害対策用資機材の確保等

災害時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

4 災害広報活動

災害時における二次災害の防止等を図るため、平常時から需要家に対して次の事項の周知徹底を図るとともに、周知内容の多様化(高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等)を図る。

- (1) ガス栓の閉止など、地震が発生した場合のガス器具に対してとるべき措置
- (2) ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

5 協力体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(日本ガス協会)に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力が得られる体制づくりを推進する。

第4 上水道施設

水道事業者は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、国の「水道の耐震化計画等策定指針」及び「岩手県水道広域的防災構想」を踏まえ、施設の耐震性の向上、防災施設及び災害対策用資機材の整備等を図る。

1 施設の整備

- (1) 施設等は、被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。
- (2) 送・配水幹線は、耐震管とするほか、配水系統間の相互連絡を行う。
- (3) 配水管は、管路の耐震化を進め、ブロック化等を行う。
- (4) 経年管は、計画的に布設替えを実施する。
- (5) 火山災害の対応として、水源については、取水口上流等の周辺の状況を把握し、火山災害の原水水質の安全が確保できるかを確認し、他浄水場の増量運転など応援体制の確立を図る。

2 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
- (2) 水道災害対策マニュアルの整備及び管路図の整備等を実施し、定期的な見直しを行う。

3 給水体制の整備

水道事業者は、災害時において、被災者1人当たり1日3リットル(生命維持のための最小限必要量)の水を供給確保できるよう、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧資機材の備蓄等の整備を図る。また、応急復旧資機材の調達など確保体制の整備に努める。

4 協力体制の整備

- (1) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係事業者等との協力締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- (2) 災害時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調達、指示及び支援を実施するため、県と協力して県間等の応援協定及び日本水道協会等を利用した広域応援体制を確保する。

第5 下水道(集落排水)施設

下水道施設の管理者は、災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の耐震性の向上及び防災対策用資機材の整備等を図る。

1 施設の整備

下水管渠	(1) 新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため、構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め流下機能を確保する。 (2) マンホール蓋の点検を行い、飛散、磨耗等の危険な箇所の補修及び交換を行う。 (3) 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材確保を図る。
終末処理場	(1) 終末処理場は、非常用発電設備を整備する。 (2) 処理場の建設は、耐震性の確保のため、構造面での耐震化を図る。 (3) 処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。

2 下水道体制の整備

下水道施設の管理者は、災害時に対応ができるよう、下水管渠の整備を図る。

- (1) 応急復旧マニュアルの整備及び施設管理図書等の整備を推進する。
- (2) 応急復旧用資機材の調達など確保体制の整備に努める。
- (3) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定に基づき協力体制の強化を図る。
- (4) 県と協力して広域的な支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等と相互支援体制づくりを推進する。

第6 通信施設

1 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図るとともに、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

- (1) 施設の整備
 - ① 電気通信設備及びその付帯設備(建物を含む。)の防災設計を実施する。
 - ア 大雨、洪水等のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐水構造化を促進する。
 - イ 暴風又は大雪のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐風又は耐雪構造化を促進する。
 - ② 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、次により、通信網を整備する。
 - ア 主要伝送路は、多ルート構成又はループ構成とする。
 - イ 主要な中継交換機は、分散配置する。
 - ウ 主要な電気通信設備は、必要な予備電源を設置する。
 - エ 重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を推進する。

(2) 重要通信の確保

- ① 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
- ② そ通状況を常時管理し、通信リソースを効果的に運用する。
- ③ 災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラフィックコントロールを行い、電気通信のそ通を図る。

(3) 災害対策用機器及び車両の配備

保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等の配備に努める。

- ① 可搬型衛星地球局
- ② 可搬型無線機
- ③ 移動基地局及び臨時基地局
- ④ 移動電源車及び可搬型発電機
- ⑤ 応急ケーブル
- ⑥ 電気通信設備等の防災機材（消火器、土のう等）

(4) 災害対策用資機材の確保等

- ① 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材、器具等の確保に努める。
- ② 災害対策用資機材、器具等の設置場所については、町と協議し、予め定めておくよう努める。また、町は設置場所について積極的に協力する。

(5) 電気通信設備の点検調査

電気通信設備は、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気通信設備の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別巡視）を行い、不具合の早期発見及びその改修に努める。

2 放送施設

放送局は、災害時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設の整備拡充を図るとともに、災害応急対策及び災害復旧対策に必要な資機材の整備を図る。

(1) 施設の整備

- ① 放送設備のうち、特に放送主系統施設、受配電設備、非常用発電設備等の防火防災対策を実施する。
- ② 重要な放送設備については、代替又は予備の設備を設ける。
- ③ 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。
- ④ 建物、構築物、放送設備等の防災性について、定期的に自主点検を実施する。

(2) 放送継続体制の整備

災害により、放送機、中継回線、スタジオ等に障害が発生し、平常時の運用が困難になった場合に備え、他の放送系統による臨機の番組変更、常置以外の必要機器の仮設など、放送を継続できる体制の整備を図る。

(3) 防災資機材の整備

災害応急対策及び災害復旧に必要な資機材の整備及び備蓄に努める。

第14節 危険物施設等安全確保計画

第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、防災施設及び災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育等による保安体制の強化を図る。

第2 石油類等危険物

1 保安教育の実施

危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2 指導の強化

消防機関（奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部）は、既存危険物施設の耐震構造の促進を指導するとともに、新設又は変更許可に当たっては、地震動による慣性力等によって生じる影響を十分考慮したものとするよう指導する。また、次の事項を重点として立入検査等を実施する。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の指導
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の指導及び安全管理の指導
- (3) 施設・設備等の耐震化の指導
- (4) 危険物施設の所有者等及び危険物保安監督者等に対する非常時取るべき措置の指導
- (5) 地震動等による危険物施設等への影響に対する安全措置指導

3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

(1) 沈下測定の実施

危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

(2) 不等沈下の著しいタンクの措置

- ① 消防機関は、不等沈下（地盤の支持力などの局所的な強度不足に伴って生じる構造物などの不均一な沈下）の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保安検査を実施する。
- ② 消防機関は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な改修を行わせるとともに、タンクの基礎の改修により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

(3) 敷地外流出防止措置

消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外への流出による二次災害を防止するため、危険物所有者に対し、土のう等流出油防除資機材の整備など、必要な措置を講じるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化措置

- (1) 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進し、特に震災時における自主的な災害予防体制の確立を図る。
- (2) 危険物施設の所有者等は、隣接する事業者との相互応援に関する協定を締結するなど、効率的な自衛消防力の確立を図る。

5 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物に対応するため、化学消防力の強化に努める。また、事業所に対しても必要な資機材の整備及び備蓄について指導・助言を行う。

第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

保管施設責任者は、高圧ガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の、高揚、自主保安体制等の強化を図る。

1 保安意識の高揚

- (1) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)等の関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習、保安推進パトロール等を実施する。
- (2) 高圧ガス及び火薬類の取扱者、従事者等に対する技術講習を実施する。
- (3) 災害発生時の自主防災対策を策定する。

第4 毒物・劇物災害予防対策

保管施設責任者は、毒物・劇物による保安衛生上の危害を防止するため、毒物・劇物営業者及び毒物・劇物の取扱者に対して、次の指導を行い、災害予防対策を講じる。

区 分	内 容
毒物・劇物営業者	営業施設の位置、構造及び設備の技術上の基準への適合
毒物・劇物の貯蔵タンクを有する施設	屋外タンク、室内タンク及び地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準への適合

第5 放射線災害予防対策

防災関係機関及び放射性同位元素の届出、許可等使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、緊急事態応急対策に従事する者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進する。

第15節 風水害予防計画

第1 基本方針

- 1 洪水等による水害を予防するため、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、河川改修事業、砂防事業、治山治水事業や河川内の雑木除去等を計画的に実施する。
- 2 災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。
- 3 町、県その他の防災関係機関は、風水害対策やその知識の普及啓発を図る。
- 4 町及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2 風水害に強いまちづくり

- 1 町は、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- 2 県及び町は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や居室を有する建築物の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- 3 町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づけるものとする。
- 4 町は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- 5 県及び町は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。
- 6 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、利水ダム等の事前放流

取組を推進するものとする。

第3 河川改修事業

準用河川改修、普通河川改修の事業を推進するとともに、緊急度が高く防災効果の大きい河川の改修を実施する。

1 水害の防止

- (1) 町は、国及び県に協力して、北上川水系の全体計画に基づいた改修整備を促進し、都市化による雨水流出量の増大に対処する。
- (2) 町内河川の河道改修を促進するとともに、流域での保水・遊水機能を向上するため、保水機能を有する農地の潰廃等を抑制する。
- (3) 用排水路等の改修については、公共下水道との整合を図りながら推進する。
- (4) 町は、降雨による浸水被害を防止するため、雨水を排水する管渠能力の向上と、河川への集中的な流出を抑制するため、雨水の貯留・浸透方式の改善を推進する。
- (5) 雨期前には、水路の重点箇所点検並びに幹線水路のしゅんせつ及び清掃を実施する。

2 水防施設等の点検・整備

(1) 河川施設の点検・整備

河川管理者は、水防施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため、施設の点検・整備を行う。また、平常時から主要堤防の法面等の巡視・点検を行い、予防対策を検討する。

(2) 雨量計・量水標の点検・整備

河川管理者は、観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。

(3) 水路施設の整備

町は、用排水路の改修整備事業の実施を図るとともに、水利組合及び土地改良区等の協力を得て、平常時から危険箇所の把握に努める。

3 水防倉庫・資機材の点検・整備

水防管理者は、応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理及び資機材の調達等を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

[資料編 2-15-1 消防団備品一覧表]

第4 ダム、ため池等の維持管理

ダム、ため池等の管理者は、平常時から施設の点検・整備を行い、水害予防が図られるよう努める。

第5 情報収集・伝達

町及び防災関係者は、水害に関する必要な情報を迅速かつ的確に住民等に伝達するよう努める。

住民等は、河川水位及びダムの放流の情報について、自ら把握するよう努める。

第6 施設の管理

- 1 洪水等による被害を軽減するため、河川等に設置された水門、ひ門及びひ管については、施設ごとの責任者を定めるなど、有事に即応した適切な措置が講じられるよう、管理体制を整備する。
- 2 雨水排水の既設施設は、日常の点検・整備により稼働維持に努める。

第7 浸水想定区域の公表及び周知

- 1 町は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域（以下、本節中「浸水想定区域」という。）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- 2 町は、洪水浸水想定区域又は浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項について定める。
- 3 町長は、町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

浸水想定区域が指定・公表されている河川等

水系・河川名	指定公表年月日	備 考
北上川水系 北上川、胆沢川（国直轄分）	平成28年6月30日	東北地方整備局告示第160号
北上川水系胆沢川（岩手県分）	令和3年6月29日	岩手県告示第506号

〔参考 金ヶ崎町防災マップ〕

浸水想定区域が公表されている防災重点ため池

ため池名	公表年月日	備 考
千貫石ため池	平成25年3月28日	岩手県作成
橿曳沢ため池	平成25年3月28日	岩手県作成
高谷野ため池	平成30年2月28日	金ケ崎町作成
入道森(2)ため池	平成30年2月28日	金ケ崎町作成
入道森(3)ため池	平成30年2月28日	金ケ崎町作成
検断谷地ため池	令和2年3月19日	金ケ崎町作成
新田ため池	令和2年3月19日	金ケ崎町作成
後生平ため池	令和2年3月19日	金ケ崎町作成
島田ため池	令和2年3月19日	金ケ崎町作成
赤石ため池	令和3年3月22日	金ケ崎町作成
堂所森堤	令和3年3月22日	金ケ崎町作成
頭無ため池	令和3年3月22日	金ケ崎町作成
大金森ため池	令和3年3月22日	金ケ崎町作成
フクベため池	令和3年3月22日	金ケ崎町作成
高葦ため池	令和3年3月22日	金ケ崎町作成
七里ため池	令和3年3月22日	金ケ崎町作成
野崎ため池	令和3年3月22日	金ケ崎町作成
馬の沢ため池	令和4年3月14日	金ケ崎町作成
吉田沢第二ため池	令和4年3月14日	金ケ崎町作成
吉田沢第三ため池	令和4年3月14日	金ケ崎町作成
雲南ため池	令和4年3月14日	金ケ崎町作成
大森堤	令和4年3月14日	金ケ崎町作成
花館ため池	令和4年3月14日	金ケ崎町作成
平堤	令和4年3月14日	金ケ崎町作成
二ツ堤第一ため池	令和4年3月14日	金ケ崎町作成
二ツ堤第二ため池	令和4年3月14日	金ケ崎町作成
苦木沢ため池	令和4年3月14日	金ケ崎町作成
北沢ため池	令和4年3月14日	金ケ崎町作成
寺堤	令和4年3月14日	金ケ崎町作成

水口沢ため池	令和4年3月14日	金ケ崎町作成
--------	-----------	--------

〔参考 金ケ崎町洪水避難地図「洪水ハザードマップ」、「ため池ハザードマップ」〕

- 4 町は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。

第8 風害予防の普及啓発

町、県その他の防災関係機関は、暴風や竜巻等突風による災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

第9 関係者間の密接な連携体制の構築

- 1 水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。
- 2 町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- 3 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

第16節 雪害予防対策

第1 基本方針

大雪、雪崩等による災害を防止し、町民生活の安全と産業経済等の機能を確保するため、雪害対策を推進する。

第2 雪崩防止対策

1 雪崩危険箇所の調査及び周知

各実施機関は、適期に雪崩の発生が予測される危険箇所を調査し、注意標識の設置その他の方法により、関係者に対して適切な周知を行う。

実施機関	調査対象
町	(1) 地域内の一般住宅に危険を及ぼすもの (2) 町道に危険を及ぼすもの
県南広域振興局土木部	所管する国道及び県道に危険を及ぼすもの
警察署	主として人命に危険を及ぼすもの
岩手河川国道事務所	所管する国道に危険を及ぼすもの
花巻労働基準監督署	事業所における寄宿舍等の施設及び作業場に危険を及ぼすもの

2 雪崩危険箇所の整備

雪崩災害を未然に防止するため、雪崩防止柵等の整備に努める。

第3 道路交通の確保

1 除雪の実施

(1) 除雪の実施

各実施機関は、次の区分により除雪を行い、交通を確保する。なお、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、各実施機関が相互に連携し、迅速・適切に対応するよう努める。

- ① 国道 — 国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所除雪実施要領によるものとする。
- ② 県道 — 岩手県県土整備部冬期道路確保(除雪)実施要領によるものとする。
- ③ 町道 — 毎年度定める町道除雪計画によるものとする。

(2) 除雪機械等の確保

各実施機関は、除雪用機械を整備するとともに、除雪要員の確保等を図る。

- (3) 国土交通省及び地方公共団体は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下、本節中「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両対流を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の確保等を行うよう努めるものとする。
- (4) 集中的な大雪に対しては、国土交通省、地方公共団体及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な交通規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。
- (5) 熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、国土交通省及び地方公共団体は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。
- (6) 道路管理者は集中的な大雪に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。
- (7) 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。
- (8) 道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の現状に応じて準備するよう努めるものとする。
- (9) 道路管理者は、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実働訓練を実施する。
- (10) 道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。
- (11) 町及び県は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。
- (12) 道路管理者及び関係機関は、車両の滞留状況や解放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うことがで

きるよう、支援体制の構築に努めるものとする。

2 凍雪害防止対策

- (1) 冬期の安全かつ円滑な交通を確保するため、雪崩防止柵、堆雪帯等の施設を整備するとともに、歩道及び車道の融雪施設の整備を促進する。
- (2) 積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期の除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。

第 1 7 節 土砂災害予防計画

第 1 基本方針

集中豪雨等による土砂災害を防止するため、国や県と連携し、地すべり防止対策、土石流対策、急傾斜地崩壊対策、山地災害予防対策を促進する。

また、土砂災害が発生するおそれがある区域について、その周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為制限や、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。

第 2 土石流対策

- 1 土石流警戒区域等は、資料編 2-1 7-1 土砂災害警戒区域等一覧表のとおり。

〔資料編 2-1 7-1 土砂災害警戒区域等一覧表〕

- 2 事業の実施に当たっては、特に土石流が発生するおそれの高い溪流、要配慮者が利用する施設や避難所がある箇所等緊急性の高い箇所を重点とする。

第 3 急傾斜地崩壊対策

- 1 急傾斜地崩壊警戒区域等は、資料編 2-1 7-1 土砂災害警戒区域等一覧表のとおり。

〔資料編 2-1 7-1 土砂災害警戒区域等一覧表〕

- 2 対策の実施に当たっては、要配慮者が利用する施設や避難所がある箇所等緊急性の高い箇所を重点とする。
- 3 がけ地近接等住宅移転促進事業による住宅移転を促進する。

第 4 土砂災害防止対策の推進

- 1 県及び町は、土砂災害警戒区域等に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。
- 2 町は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、当該警戒区域ごとに次の事項について定める。
 - (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (3) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - (4) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する

者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(5) 救助に関する事項

(6) その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

3 町及び県は、土砂災害から住民の生命、身体を守るため、土砂災害特別警戒区域において一定の開発行為の制限、建築物の構造の制限に関する所要の措置等を実施する。

4 町及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。

さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第5 土砂災害警戒情報の発表

1 目的及び発表機関

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示等や住民の自主避難の判断を支援するため、警戒を呼び掛ける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4相当。

2 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位として県内の全ての市町村を対象とする。

3 発表・解除基準

(1) 発表基準

大雨警報（土砂災害）又は大雨特別警報（土砂災害）発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は、当該地域を対象として共同で発表する。

また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

(2) 解除基準

監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合には、県と盛岡地方気象台が協議のうえで基準を下回っても解除しない場合がある。

4 利用に当たっての留意点

- (1) 避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、土砂災害危険度情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断する。
- (2) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。
- (3) 土砂災害警戒情報の対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害については発表対象とするものではないことに留意する。
- (4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合は、警戒レベル5緊急安全確保の発令を検討すること。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂キクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において「災害切迫（黒）」（実況で大雨特別警報（土砂災害）の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。

5 避難指示等のための情報提供

町は、補足情報として危険度を表示した地図情報や危険度の時間変化を知らせる参考情報を総合防災情報ネットワーク等で提供を受け、住民には町防災無線等で情報提供する。

(土砂災害危険度情報)

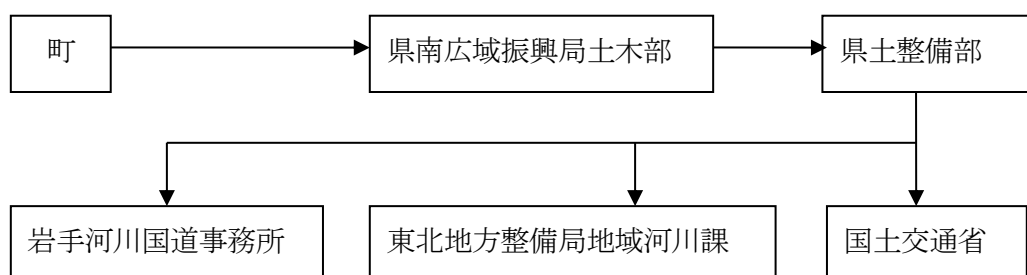
危険度	表示	状況
災害切迫※ 【警戒レベル5相当】	黒	大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達
危険 【警戒レベル4相当】	紫	実況値又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想
警戒 【警戒レベル3相当】	赤	実況値又は2時間先までの予測値が警報基準に到達すると予想
注意 【警戒レベル2相当】	黄	実況値又は2時間先までの予測値が注意報基準に到達すると予想
今後の情報等に注意	白	—

※「災害切迫」（黒）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

第6 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

町は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、別添各災害報告様式及び土砂災害管理システムにより報告系統のとおり報告する。

(土砂災害発生時における報告系統)



第18節 火山災害予防計画

第1 基本方針

火山現象による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を保護するため、観測体制、情報収集・伝達体制、避難体制等の整備等を進めるとともに、住民に対する防災知識の普及を図る。

第2 観測体制の整備

- 1 仙台管区气象台及び盛岡地方气象台は、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山及び八幡平の4火山を対象に、計画的に火山機動観測（調査観測）及び火山補助観測を実施する。
- 2 気象庁は、火山機動観測（調査観測）を充実強化するとともに、噴火など異常な火山現象が発生した場合は、その実態を緊急に把握するため、火山機動観測（緊急観測）を実施する。
- 3 気象庁は、緊急出動の成果を高めるため、火山機動観測班の保有する機器の更新近代化を図るよう努める。
- 4 仙台管区气象台、盛岡地方气象台、県及び火山周辺市町村（以下「周辺市町村」という。）は、火山の異常現象等を早期に把握し、適切な防災対策が実施できるよう、大学等の研究機関との連携を図りながら、調査、観測体制の強化に努める。

第3 地域防災計画の整備充実

町は、火山の特性、地理的条件及び社会的条件を十分勘案して、地域防災計画の中に、火山災害に関する計画を整備するとともに、その充実を図る。

第4 情報収集・伝達体制の整備

- 1 盛岡地方气象台は、県内の火山について異状を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受け、異状と認めた場合は、火山に関する予警報・情報を発表する。
(大規模な火山活動により、社会的影響が大きいと認める場合の火山に関する予警報・情報については、気象庁又は仙台管区气象台から発表される。)
- 2 仙台管区气象台（盛岡地方气象台）は、岩手山及び秋田駒ヶ岳についての火山活動の状況と防災対応の必要性を示すため、噴火警戒レベルの運用を行う。

火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

種 類	内 容
噴火警報(居住地) 又は噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に居住地が含まれる場合は噴火警報(居住地)又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報として発表。
噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報	<p>・噴火警報(居住地)又は噴火警報は、火山現象特別警報に位置づけられる。</p>
噴火予報	噴火警報を解除する場合、又は火山活動が静穏(活火山であることに留意)な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表
降灰予報(定時)	噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合において、噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して、18時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲について定期的に発表。
降灰予報(速報)	予想される降灰量分布(市町村単位)、小さな噴石の落下範囲等について、噴火後速やかに(5~10分程度)発表。
降灰予報(詳細)	予想される降灰範囲や降灰量(市町村単位)、降灰開始時間について、噴火後(20分から30分程度)に発表。
火山現象に関する情報等	<p>噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区気象台が発表。</p> <p>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示して発表。</p> <p>・火山の状況に関する解説情報</p> <p>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。</p> <p>・火山活動解説資料</p> <p>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・週間火山概況 過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表。 ・月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。 ・噴火に関する火山観測報 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表。
噴火速報	<p>常時観測火山において、初めて噴火した場合、また、継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る噴火を確認した場合に発表。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表。</p>

2 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準
噴火警報（居住地 域）又は噴火警報	居住地域及びそれよ り火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼ す噴火が切迫している状態と 予想される場合
		レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼ す噴火が発生する可能性が高 まってきていると予想される 場合
噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域近 くまでの広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影 響を及ぼす噴火が発生すると 予想される場合
	火口から少し離れた 所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が 発生すると予想される場合
噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であるこ とに留意)	予想される火山現象の状況が 静穏である場合、その他火口周 辺等においても影響を及ぼす おそれがない場合

注) ※1 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて警戒を必要とする対象範囲と住民 等の対応を5段階に区分して発表する指標である。

※2 噴火警戒レベルの詳細は、火山ごとに作成される。

3 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	キーワード	発表基準
噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれ より火口側	居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される場合。
噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合。
噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合

4 国、県、市町村及び関係機関等は、火山情報及び気象予警報等並びに火山活動に関する異常現象について、迅速かつ確実に収集・伝達するシステムを構築するとともに、住民等への広報についても伝達体制の整備を図る。

- 5 周辺市町村は、住民等が火山活動に関する異常現象を発見した場合には、発見者から市、県及び盛岡地方気象台等に迅速かつ的確に通報するよう、周知徹底する。

異常現象の内容	
(1) 噴火現象	噴火（噴石、火砕流、火災サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等）及びこれに伴う降灰等
(2) 噴火以外の異常現象	ア 火山地域での地震の群発 イ 火山地域での鳴動の発生 ウ 火山地域での顕著な地形変化（山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等） エ 噴気、噴煙の顕著な異常現象（噴気孔、火孔の新生拡大、移動、噴煙の量、色、臭、温度、昇華物の異常変化） オ 火山地域での湧泉の顕著な異常変化（湧泉の新生、湧量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等） カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等 キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量、濁度、臭、色の变化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等）

- 6 町は、火山情報、避難指示・指示等を、迅速かつ的確に地域住民等に伝達するため、放送施設を整備する。

第5 避難体制の整備

- 1 町は、火山活動による噴火、降灰（礫）、溶岩流、有毒ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動など予想される火山災害を踏まえ、実態に即した避難場所、避難施設等の整備を図る。
- 2 町は、人命の安全確保を第一義とし、時間的余裕をもって避難の指示を行うことができるよう、その伝達体制の整備を図る。
- 3 町は、高齢者、障がい者など、自力で避難することが困難な者の避難を考慮して、関係機関等の協力を得ながら、避難誘導體制の整備を図る。
- 4 町は、関係機関と協議して、火山活動の状況に応じた登山規制、立入規制等の措置を迅速かつ的確に実施する体制を整備する。
- 5 国、県及び町は、学識者・専門家等の協力を得て、火山活動に伴い発生する恐れがある火山災害要因毎の予想危険区域や避難場所等を示した防災マップを作成し、防災対策及び住民避難対策に活用する。

第6 防災知識の普及等

- 1 町は、火山活動に係る異常現象を発見した場合の通報、噴火等の火山災害や異常現象の発生時の対応等について、地域住民に周知徹底し、防災意識の高揚を図る。
- 2 町は、県、防災関係機関、地域住民等の参加協力を得て、必要に応じ、実態に即した避難訓練等を実施する。

第19節 火災予防計画

第1 基本方針

- 1 火災の発生を防止及び地震発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、又は延焼の拡大を防止するため、防火思想の普及を図るとともに、出火防止対策等の推進及び初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防力の充実強化を図るため、消防施設の整備等を推進する。

第2 火災予防体制の確立

1 火災予防の徹底

- (1) 町は、消防署及び消防団と連携し、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配付、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
- (2) 町は、消防署及び消防団と連携し、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

対 象	指 導 内 容
一般家庭	① すべての住民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等について、知識の普及を図る。 ② 火災予防週間等には、重点的に各家庭の巡回指導を実施し、出火防止に関する適切な指導を行う。 ア 火気使用設備の取扱方法 イ 消火器の設置及び取扱方法 ウ 住宅用火災警報器の設置及び取扱方法 ③ 寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。
職 場	予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及を図る。 ① 災害発生時における応急措置要領の作成 ② 消防用設備等の点検及び取扱方法の徹底 ③ 避難・誘導體制の確立 ④ 終業後における火気点検の励行 ⑤ 自衛消防隊の育成

2 地域ぐるみの防火訓練及び民間防火組織の育成

火災発生時において、消防機関の活動とともに、地域住民が初期消火活動等を行えるよう、防火訓練の実施や民間防火組織の育成に努める。

(1) 防火訓練の実施

住民参加による地域ぐるみの防火訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。

(2) 民間防火組織の育成

① 婦人消防協力隊等の育成

家庭における防火思想の普及を図るため、婦人を対象とした組織づくりの推進及び育成に努める。

② 幼年少年消防クラブの育成

幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした消防クラブの育成に努める。

3 予防査察の強化

(1) 防火対象物の予防査察を年間計画等により、定期的を実施する。

(2) 火災発生時において人命に危険があると認められる防火対象物については、定期査察のほか、随時に特別査察を行う。

4 防火対象物の防火管理体制の推進

多数の者が出入する防火対象物については、次の事項を指導し、当該対象物の防火管理体制の確立を図る。

(1) 防火管理者の選任

(2) 消防計画の作成

(3) 消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施

(4) 消防用設備等の点検整備

(5) 火気の使用又は取扱方法

(6) 消防用設備等の設置

5 危険物等の保安確保指導

(1) 石油類

① 危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設の立入検査を実施し、当該施設の位置、構造、設備及び管理の状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に維持管理管するよう指導する。

② 危険物施設の所有者、管理者又は、占有者に対し、定期的な点検を励行させ、災害発生の防止に努めるよう指導する。

(2) 化学薬品

医療機関、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃及び他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

第3 消防力の充実強化

大火災等に対処するため、消防力の充実強化を図る。

1 総合的な消防計画の策定

消火活動に万全を期するため、次の事項を掲げた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防ぎょ計画	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物の防ぎょ計画	建物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要のある高層建築物、地下街等について定める。
危険物の防ぎょ計画	爆発、引火、発火、その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防施設の整備

(1) 消防車両の整備

① 特殊車両等の増強

建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備増強を図る。

② 消防ポンプ車及び可搬式小型動力ポンプの整備

火災時の効率的な消火を確保するため、消防ポンプ車・可搬式小型動力ポンプを計画的に整備する。

③ 救助用資機材の整備

人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。

(2) 消防水利の確保

消火栓及び防火水槽を計画的に整備する。

(3) 消防通信施設の整備

災害応急対策活動時に防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(4) ヘリコプターの離着陸場の確保

ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

第20節 林野火災予防計画

第1 基本方針

林野火災の発生を防止するため、林野火災の予防思想の高揚を図るとともに、林野火災出火防止対策を推進する。

第2 林野火災防止対策の推進

1 林野火災の防止体制

町は、各防災関係機関及び団体との連絡調査を行い、地域の実情に即した林野火災防止対策の推進を図る。

〔資料編 2-20-1 金ヶ崎町火入条例〕

〔資料編 2-20-2 奥州金ヶ崎行政事務組合火災予防条例〕

2 林野火災予防思想の普及、徹底

(1) 山火事防止運動期間（3月1日～5月31日）を中心に、次に掲げる事項を重点として予防運動を実施する。

- ① 枯れ葉等のある危険な場所でのたき火の禁止
- ② 強風時及び乾燥時のたき火及び火入れの禁止
- ③ たき火及びたばこの投げ捨て禁止
- ④ 車からのたばこの投げ捨て禁止
- ⑤ 火入れ許可の遵守
- ⑥ 子供会行事等を通じた防火指導

(2) ハイカー等の一般入山者、森林所有者、作業従事者、地域住民及び小中学生等に対して、次により広報活動等を実施する。

- ① 横断幕、ポスター等の掲示
- ② 広報紙等に掲載
- ③ 広報車などによる巡回広報
- ④ 子供会行事等を通じた防火指導

3 予防及び初期消火体制

防災関係機関等は、背負い式消火水のう、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材の整備を図る。

4 組織の強化

(1) 地域の実情に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練等を実施するなど、林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。

(2) 地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努める

5 各防災関係機関別の実施事項

機 関	実 施 事 項
町	(1) 林野火災防止に関する打合せ会の開催 (2) 県の広報活動に対する協力、町広報活動及び防火思想の周知徹底 (3) 林野火災予防組織の育成強化 (4) 火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 (5) 火災警報発令時の巡視強化 (6) 初期消火資機材の整備 (7) 火入れに関する条例の住民への周知徹底
消防機関	(1) 火災警報等の警報伝達及び巡視警戒 (2) たき火及び火入れの把握と現場監督者等の指導
盛岡地方気象台	暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の発表及び迅速な伝達と周知徹底
南部森林管理署	(1) 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備 (2) 職員によるパトロールの実施 (3) 防火線、防火林及び防火用施設の設置並びに資機材の整備 (4) 林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備
林業団体等	(1) 火入れの許可・指導事項の遵守 (2) 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時における出火防止の周知徹底 (3) 林内作業員等に対する林野火災防止に関する趣旨の周知徹底 (4) 一般入山者に対する防火思想の普及啓発 (5) 林内作業中の喫煙、たき火等の完全消火の励行 (6) 作業小屋の厳正な火気管理及び消火器具の設置 (7) 作業小屋周辺の防火帯の設置 (8) 火災警報等の情報をキャッチするための携帯ラジオの携行
農業関係機関	(1) 火入れの許可・指示事項の遵守 (2) 火災警報発令時における火気厳禁の周知徹底 (3) 広報車等を利用した、農家に対する防災意識の啓発
その他の機関等	(1) 関係職員等に対する防火思想の普及啓発 (2) 林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力

第2 1 節 農業災害予防計画

第1 基本方針

農作物及び畜産物等の気象災害を最小限に防止するため、気象の季節予報及び注意報等の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。

第2 予防対策

1 予防対策

災害による農作物及び畜産物等の被害を最小限に防止することに重点をおき、次の対策を実施する。

冷害防止対策	(1) 耐冷性品種の普及 (2) 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置及び作期策定の適正化 (3) 育苗技術、適正な水管理等の指導の徹底 (4) 季節予報の伝達の徹底
凍霜害防止対策	(1) 低温注意報、霜注意報等の早期伝達 (2) 樹園地における燃料等の燃焼、防霜ファンの活用、散水の準備と励行 (3) 施設園芸における保温対策の励行
水・雨害防止対策	(1) 水稻の品質向上及び麦の穂発芽対策のための乾燥施設の利用 (2) 長雨、過湿により発生しやすい黄化萎縮病、白葉枯病、疫病等の防除及び家畜の伝染病の予防
干害防止対策	(1) 水源(ダム、水利施設)の確保 (2) 常襲地帯における井戸、揚水機等の整備 (3) 畑地かんがい施設の利用
風害防止対策	(1) 防風林及び暴風網の設置 (2) 耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施 (3) 樹園地における枝折れ防止対策(支柱の準備等) (4) 落果防止のための薬剤散布 (5) 畑地かんがい施設の利用
雪害防止対策	(1) 麦等の雪ぐされ防除のための薬剤散布(積雪前) (2) 消雪の促進 (3) 牛乳、飼料等の輸送路の確保 (4) 樹園地における枝折れ防止(支柱、樹上除雪、埋雪枝の引き起こし等) (5) 牧草の雪害防止のため、秋まき牧草の適期播種の励行 (6) 施設園芸等ハウスの倒伏防止のための補強及び除雪の励行
病虫害発生予防	県病虫害防除所からの病虫害発生予察情報の早期収集

2 異常気象等対策

突発的な異常気象に対しては、その種類に応じた災害防止対策を講じる。

- (1) 生鮮食品の輸送力の確保
- (2) 異常気象による病虫害の発生に備えた防除施設及び設備の整備
- (3) 被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導
- (4) 家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生防止

第2 2節 防災ボランティア育成計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関等

1 実施機関

実施機関	担当業務
町	(1) 防災ボランティア活動の普及啓発 (2) 防災ボランティアの受入体制の整備
町社会福祉協議会	(1) 防災ボランティア活動の普及啓発 (2) 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成
日本赤十字社岩手県支部 金ケ崎分区	防災ボランティア活動の普及啓発

2 町本部の担当

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	自主防災組織及び防火クラブ等が行う活動内容の調整、協議
民生部	保健福祉センター	(1) 防災ボランティア活動の普及啓発の支援 (2) 防災ボランティアの受入体制の支援 (3) 町社会福祉協議会・日本赤十字社岩手県支部金ケ崎分区等との連携

第3 実施要領

1 防災ボランティア・リーダー等の養成

- (1) 町は、町社会福祉協議会等が行う防災ボランティア活動の普及啓発を支援する。
- (2) 町社会福祉協議会は、日本赤十字社岩手県支部金ケ崎分区と連携して、防災ボランティアの入門講座、防災ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座などの養成研修を受講者の地域割に考慮して行う。
- (3) 町は町社会福祉協議会を通じて研修修了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。

- ① 地域事情に関すること。
- ② 要配慮者の状況
- ③ 要配慮者に対する心構え
- ④ 避難所の状況
- ⑤ 行政機関、関係団体等との連絡調整の方法等

2 防災ボランティアの登録

- (1) 町社会福祉協議会及び日本赤十字社岩手県支部金ケ崎分区は、あらかじめ、災害時において防災ボランティア活動に参加する意志を持つ個人及び団体の登録を行う。
- (2) 防災ボランティア登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域等の別に行う。

3 防災ボランティア受入体制の整備

- (1) 町は、日本赤十字社岩手県支部金ケ崎分区、町社会福祉協議会、その他の団体等とともに、防災ボランティアを円滑に受け入れるための体制の構築に努める。
- (2) 町は、想定する被災状況に応じ、次の事項をあらかじめ定め、防災ボランティアの受入体制を整備する。

- ① 防災ボランティアの受入担当課
- ② 防災ボランティアに提供する情報
- ③ 防災ボランティアに提供する装備、資機材
- ④ 防災ボランティアの宿泊する施設
- ⑤ 防災ボランティアとの連絡調整の方法
- ⑥ その他必要な事項

- (3) 町は、町社会福祉協議会等と連携し、災害応急対策活動中に死亡、負傷もしくは疾病にかかり、又は、障がいの状態となったものに補償を行う「ボランティア活動保険」への加入について配慮する。

4 関係団体等の協力

- 町は、あらかじめ、次の団体等と災害時における防災活動への協力方法等について協議する。

- (1) 女性団体
- (2) 自主防災組織
- (3) 自治会等

第23節 事業継続対策計画

第1 基本方針

- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 町及び関係団体は、企業等の防災力向上の促進に努める。
- 3 町は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。
- 4 町及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- 5 町は、あらかじめ商工会と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2 事業継続計画の策定

- 1 企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）（※）を策定するよう努める。
- 2 町及び関係団体は、各企業等における事業継続計画（BCP）の策定に資する情報提供等を進める。

※ 事業継続計画（BCP : Business Continuity Plan）

自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

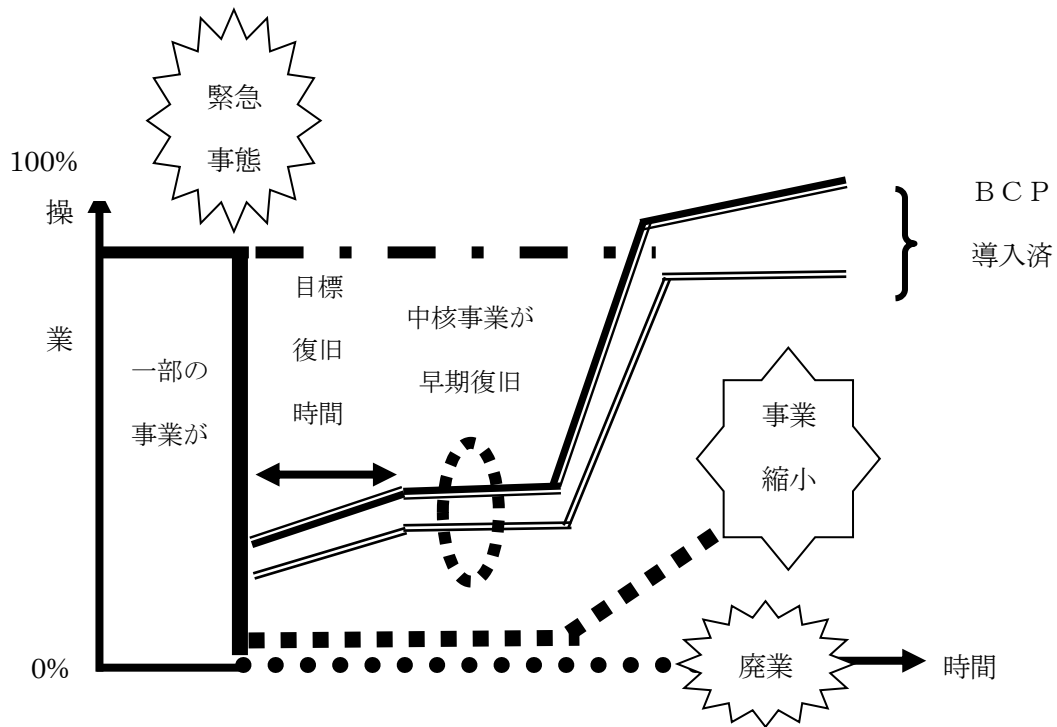
- 3 町は、災害時に重要業務を継続するため、庁舎の耐震化、行政データのバックアップその他の業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するよう努める。
- 4 策定する場合は、次の事項を考慮し、事業の早期継続に努める。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 災害時において優先して実施すべき業務(2) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制(3) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎(4) 電気・水・食料等の確保に関する事項(5) 通信手段の確保に関する事項(6) 行政データのバックアップに関する事項 |
|---|

第3 企業等の防災活動の推進

- 1 企業等は、県及び町との協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。
- 2 町は、地域住民の一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。
 - (1) 企業等の職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上を促進する。
 - (2) 地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関する情報提供やアドバイスをを行う。

[企業の事業復旧に対する BCP 導入効果のイメージ]



- 3 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため緊急地震速報受信装置の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について計画を定める。
- 2 職員の動員計画については、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3 災害時における災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各部間における人員面での協力体制を確立する。
- 4 町及び防災関係機関は、災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第2 町の活動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策に係る分掌事務等を実施するため、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

1 災害警戒本部の設置

災害警戒本部は、「金ケ崎町災害警戒本部設置要領」に基づいて設置し、主に災害情報の収集を行う。

〔資料編 3-1-1 金ケ崎町災害警戒本部設置要領〕

(1) 設置基準

副町長は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、災害警戒本部の設置を決定する。

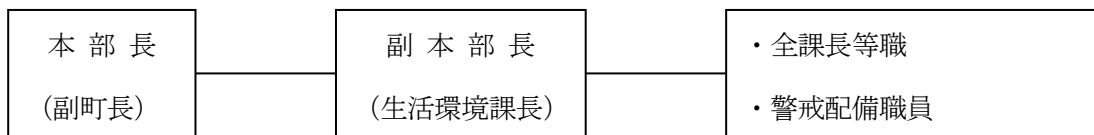
- ① 町域に気象警報が発令された場合
- ② 金ケ崎橋観測所水位が氾濫注意水位である4.00mに到達し、なお水位の上昇が予想される場合

- ③ 近隣の火山に噴火警報(火山周辺)のうち噴火警戒レベル3が発表された場合
- ④ 町域で震度4又は震度5弱を観測した場合
- ⑤ 長雨等による土砂崩れ、地面現象災害等の災害が発生するおそれがある場合
- ⑥ 大規模な火災、爆発等による災害が発生するおそれがある場合
- ⑦ 原子力事業者から、警戒事象の発生に関する通報があったとき。

(2) 災害警戒本部の構成

災害警戒本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。本部長は副町長を、副本部長は生活環境課長をもって充て、本部員は全課長等職及び職員（警戒配備職員）のうちから状況に応じて本部長が指名する。

災害警戒本部の組織



(3) 分掌事務

- ① 気象警報等の受領及び関係機関への伝達
- ② 気象情報及び河川の水位情報の収集及び関係機関への伝達
- ③ 被害発生状況の把握
- ④ その他、災害等に関する情報の把握

(4) 関係各課の防災活動

災害警戒本部の設置と平行して、関係各課においては、必要に応じて、次の防災活動を実施する。

課	事 務 分 掌
生活環境課	① 気象予警報等の受理及び伝達 ② 災害情報及び気象情報の収集 ③ 消防団からの被害情報の収集 ④ 無線設備の被害情報の収集 ⑤ 衛生施設の被害調査に関すること
総務課	① 本部及び本部長の秘書 ② 行政区長等からの被害情報の収集 ③ 報道団体機関との連絡調整
議会事務局	町議会議員からの被害情報の収集
企画財政課	① 他課に属さない町有財産の被害情報の収集 ② 庁舎内の設備等の被害情報の収集

税務課	住宅施設及び物資の被害等の情報の収集
住民課	人的被害等の情報の収集
保健福祉センター	社会福祉施設等の被害情報の収集 医療施設等の被害情報の収集
子育て支援課	児童福祉施設等の被害情報の収集
商工観光課	商工業関係の被害情報の収集
農林課 農業委員会	① 農林関係の被害情報の収集 ② 農業土木関係施設の被害情報の収集
都市建設課	① 道路、河川及び橋梁等の公共土木施設の被害情報の収集 ② 堤防等の水防対策施設の被害情報の収集 ③ 町営住宅、公園の被害情報の収集
上下水道課	上・下水道施設の被害情報の収集
教育委員会	学校教育施設及び文化財の被害情報の収集
中央生涯教育センター	社会教育施設及び体育施設の被害情報の収集
消防団	消防団施設・機材の被害状況の収集

(5) 廃止基準等

- ① 災害警戒本部は、気象警報等が解除された場合などにおいて、本部長が災害発生のおそれなくなったと認めたときに廃止する。
- ② 災害警戒本部は、災害対策本部が設置されたときに廃止する。

2 災害対策本部の設置

災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条の規定、「金ヶ崎町災害対策本部条例」に基づいて設置し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

〔資料編 3-1-2 金ヶ崎町災害対策本部設置条例〕

(1) 設置基準

区 分	設 置 基 準
1号非常配備	1 次に掲げる警報等のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が応急対策を講じる必要があると認めるとき。 ① 気象警報・気象特別警報 ② 洪水警報 ③ 北上川上流洪水警報(はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報) 2 町域で震度5強を観測したとき。 3 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が1号非常配備職員体制による災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。 4 近隣火山に噴火警報(居住地域)のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 5 原子力事業者から原子力緊急事態(原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態をいう。以下同じ。)の発生に関する通報があり、かつ、当該原子力緊急事態の影響が当町の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が1号非常配備職員体制により緊急事態応急対策(原災法第2条第5号に規定する原子力緊急事態応急対策をいう。以下同じ。)を講じる必要があると認めるとき。 6 その他本部長が特に必要と認めた場合
2号非常配備	1 大災害が発生した場合において、本部のすべての組織、機能をあげて災害応急対策を講ずる必要があると認められる場合 2 町域で震度6弱を観測した場合 3 その他本部長が特に必要と認めた場合

① 1号非常配備

ア 各部長は、必要な部、班、職員を指名し、応急対策を講ずる。

イ 本部長は、直ちに本部員会議を開催し、情勢に応じた措置を講じるとともに、防災諸機関との必要な連絡調整を行う。

ウ 総務部長は、被害状況を取りまとめ、本部長の指示で県本部長へ連絡する。

② 2号非常配備

大災害が発生した場合において、本部の総力を挙げて災害応急対策を講ずる体制。

(2) 組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

[資料編 3-1-3 金ヶ崎町災害対策本部組織]

① 本部員会議

ア 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害応急対策を円滑かつ的確に推進する。

イ 本部員会議は、災害応急対策の総合的な方針を決定するとともに、各部において実施する災害応急対策の連絡及び調整を行う。

② 班

班は、災害活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害応急対策の実施に当たる。

③ 現地災害対策本部

ア 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため、町本部長が必要と認めたときに設置し、災害情報の収集、現地活動の指揮監督及び災害対策本部等との連絡調整を行う。

イ 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他災害対策本部の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(3) 設置場所

災害対策本部の設置場所は、金ケ崎町役場本庁に設置する。ただし、金ケ崎町役場本庁が重大な被害を受けた場合又は受ける恐れのある場合は、中央生涯教育センターに設置する。

(4) 本部設置の公表

町長は、災害対策本部を設置した場合は、県に報告するとともに、報道機関に公表するものとする。

廃止の場合も同様とする。

(5) 町本部職員等の明示

本部職員を明示するため、災害対策本部用ベストを交付する。

(6) 分掌事務

① 災害対策本部の分掌事務は、金ケ崎町災害対策本部分掌事務のとおりとする。

[資料編 3-1-4 金ケ崎町災害対策本部分掌事務]

② 各部は、所管する次の事項について、次のとおり活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定める。

(7) 廃止基準

町本部長は、次のいずれかに該当する場合は、災害対策本部を廃止する。

- ① 町本部長が、予想された災害の危険が解消したと認めるとき。
- ② 町本部長が、災害発生後における応急対策措置がおおむね完了したと認めるとき。

第3 職員の動員配備体制

1 配備体制

町の配備体制は、次のとおりとする。

配 備 体 制		動 員 体 制
災 害 警 戒 本 部		本部長(副町長)、副本部長(生活環境課長)、本部員(全課長等職)警戒配備職員
災害 対策 本部	1号非常配備	本部長(町長)、副本部長(副町長)、本部員(課長等職及び消防団長)、警戒配備職員、1号配備職員
	2号非常配備	本部長(町長)以下全職員

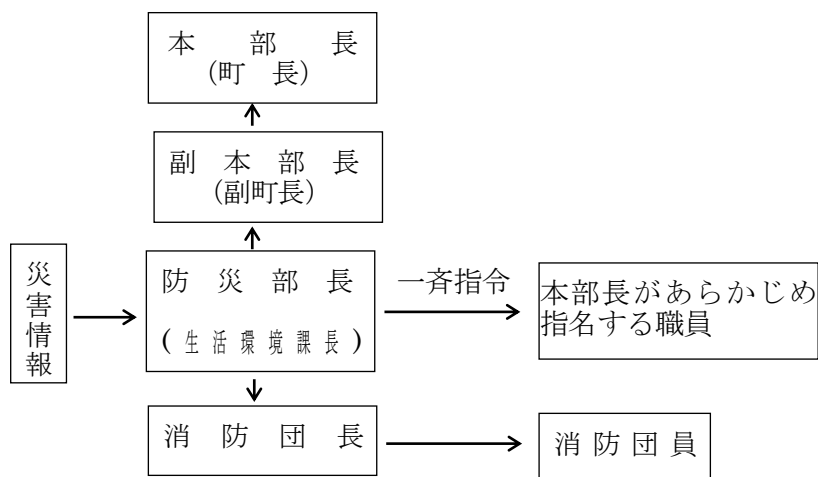
2 動員の系統

(1) 動員の伝達系統

動員は、次の系統によって通知するものとする。

① 勤務時間内の動員

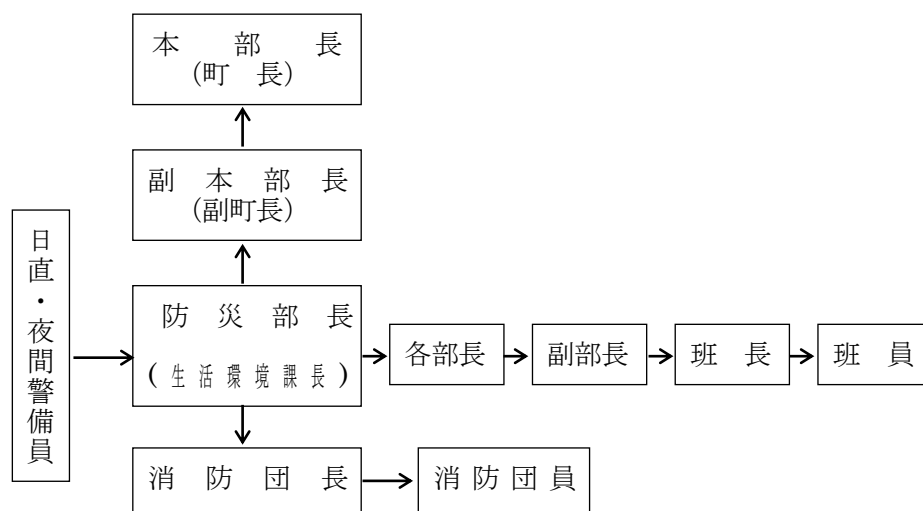
平常執務の動員伝達系統は、次のとおりとする。



② 休日又は勤務時間外における動員

休日又は勤務時間外における非常連絡、動員伝達系統は、次のとおりとする。

- ア 当直職員及び夜間警備員は、災害に関する情報又は通報を受けたときは防災部長（生活環境課長）に連絡する。
- イ 連絡を受けた防災部長（生活環境課長）は、本部長（町長）に報告するとともに、状況により必要と認めるときは、各部長に伝達する。
- ウ 休日又は勤務時間外における指令、情報の伝達は、次の系統図による。



エ 配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区 分	伝 達 方 法
勤務時間内	庁内放送、防災行政無線放送（緊急放送）、携帯電話、電話等
勤務時間外	防災行政無線放送（緊急放送）、携帯電話、メール配信、電話等

オ 報 告

各部長は、配備に就いた人員を随時、総務部長（総務課長）に報告するものとする。

3 災害時初動対応

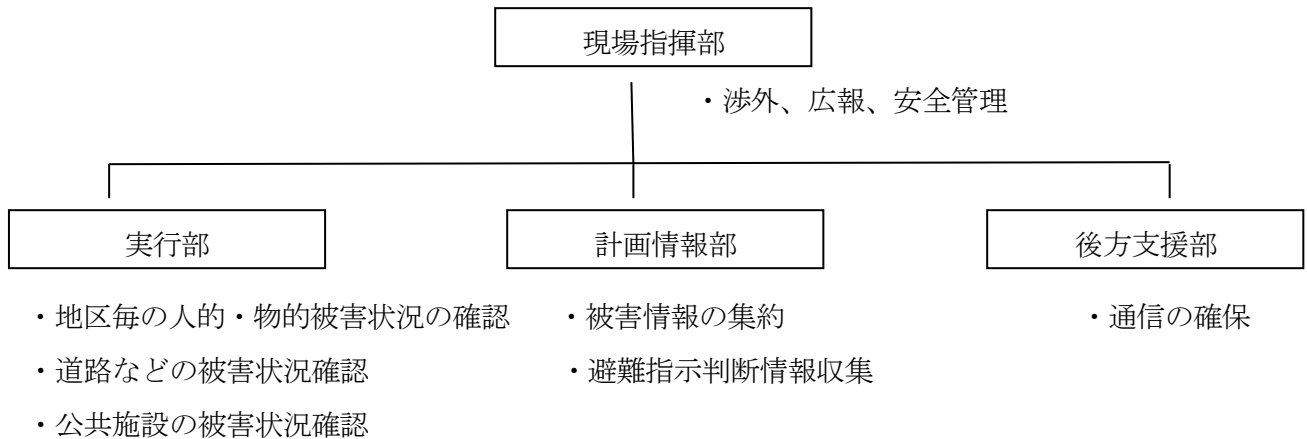
- (1) 災害対策本部に到着した指揮者（参集者の中で一番職が上位の職員）は、参集人員を確認した上で、職員の安全を確保する。
- (2) 指揮本部庁舎の安全を確認。安全でない場合は、他の公共施設（第1優先：中央生涯教育センター）の安全を確認した上で本部移動。
- (3) 参集職員を下図に沿って振り分ける。

優先順位

- ①現場指揮部
- ②実行部
- ③計画情報部
- ④後方支援部

- (4) 人数が5人を超えたときは班を分ける。分けた都度班長を任命する。

- (5) 災害対応の流れに沿って対策を実施する。
- (6) 職員が概ね 20 名を超えた段階で、本来の原課体制に沿った組織に移行する。



4 自主参集

(1) 職員の自主参集

各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、災害警戒本部及び災害対策本部設置基準に該当する災害の発生を知り得たときは、指令を待たずに直ちに勤務場所に参集又は連絡してその指示を受けるものとする。

(2) 職員の居所に被害が発生した場合

災害発生時において、職員の居所にも被害が発生した場合には、必要な措置を講じ、その状況を報告して指示を受けるものとする。

5 勤務場所に参集できない場合の対応

- (1) 職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害発生により、勤務場所に参集できない場合は、原則として最寄りの町の施設に参集する。
- (2) 参集した職員は、参集先の施設の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。
- (3) 到着の報告を受けた参集先の施設の長は、その参集状況を取りまとめのうえ速やかに本部長（各部長）に報告する。
- (4) 参集先施設の長は、その後の状況によって、参集した職員を所属する勤務場所へ移動することが可能と判断した場合は、勤務場所の長と調整の上、当該職員の移動を命ずる。
- (5) 災害発生時において、職員自身又は住居に被害を受け、前記の対応が困難なときは、必要な措置を講じるとともに、その状況を報告して指示を受ける。

6 動員体制

(1) 応援職員の要請

① 部内への応援要請

各部長は、要員が不足する班が生じたときは、部内他班の職員を応援させるものとする。

② 部外への応援要請

各部長は、所管する業務を執行するにあたり、部内の職員を総動員してもなお不足するときは、総務部長（総務課長）に増員を要請する。

③ 総務部長による増員

総務部長（総務課長）は、各部長から増員の要請を受けた場合においてその必要を認めるときは、速やかに不足する人員を他の部から増員するものとする。

④ 本部長による増員

本部長は、全本部職員をもってしてもなお要員が不足するときは、他の市町村、県または国の職員の派遣を県知事あて要請するものとする。

⑤ 参集時の留意点

招集に応ずるときは、昼夜の別、災害の種類、程度により長期化する場合を考慮して服装・装備・携帯品などに留意すること。

(2) 動員計画の整備

① 動員計画の作成と部員への周知

各部長は、予め配備体制に基づく部員の動員計画（様式3-2）をたて、これを総務部長（総務課長）に報告するとともに、部員に周知徹底しておくものとする。

② 非常配備職員編成表の作成

総務部長（総務課長）は、各部長から提出された動員計画に基づき、非常配備職員編成表を作成し、本部長に報告するものとする。

7 本部は、各配備等に応ずる動員数を別表により別途把握するものとする。

第4 町の活動体制

(1) 町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県計画及び町計画の定めるところにより、県その他の防災関係機関との連携のもとに、災害応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。

(2) 町本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県計画に準ずるものとする。特に、台風等、災害の発生が予測される場合には、災害発生前であっても、災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行する。

(3) 町は、本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を

円滑に行うための組織を設置する。

(4) 町は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる配備体制を構築する。

(5) 町本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、町本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあっせんを求めることができる。

(6) 町は、災害時に適切な管理のなされていない空家に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部または一部の除去等の措置を行うものとする。

第5 防災関係機関の活動体制

1 防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、所管する災害応急対策を実施する。

2 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。

3 災害応急対策の実施に当たっては、町、県及び他の防災関係機関との連携を図る。

4 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる体制を構築する。

5 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。

6 県は、金ケ崎町に災害が発生した場合において、金ケ崎町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法の規定により、その実施すべき応急措置の全部又は一部を金ケ崎町に代わって行う。

別表 動員表

月 日 分現在

区 分		動 員 数		
		災害警戒本部 (地震) (地震以外)	災害対策本部	
			1号非常配備	2号非常配備
総務部	総 務 課			
	議 会 事 務 局			
	企 画 財 政 課			
	税 務 課			
	出 納 室			
防災部	生 活 環 境 課			
民生部	住 民 課			
	保 健 福 祉 セ ン タ ー			
	子 育 て 支 援 課			
産業部	農 林 課			
	農 業 委 員 会			
	商 工 観 光 課			
建設部	都 市 建 設 課			
水道部	上 下 水 道 課			
教育部	教 育 委 員 会			
	各 幼 稚 園			
	給 食 セ ン タ ー			
	中 央 セ ン タ ー			
計				

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 気象の予報・警報等及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、気象予報・警報等を防災関係機関に伝達できるよう、複数の通信手段を確保する。

第2 実施機関(責任者)

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報・警報等の周知 2 火災警報の発表
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報・警報等の市町村等に対する伝達 2 北上川上流洪水予報の伝達 3 北上川上流水防警報等の伝達 4 県管理河川水防警報等の発表 5 県管理河川氾濫危険水位情報等の発表 6 土砂災害警戒情報の発表
岩手河川国道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 北上川上流洪水予報の発表 2 国土交通省が行う水防警報 3 上記の予報・警報等の関係機関に対する通知
東日本電信電話㈱又は 西日本電信電話㈱	気象警報等の伝達
盛岡地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報・警報等の発表 2 北上川上流洪水予報の発表 3 土砂災害警戒情報の発表 4 上記の予報・警報等の関係機関に対する通知
日本放送協会盛岡放送局	気象予報・警報等の放送
株式会社IBC岩手放送	
株式会社テレビ岩手	
株式会社めんこいテレビ	
株式会社岩手朝日テレビ	
株式会社エフエム岩手	
奥州エフエム放送株式会社	

[町本部の担当]

部	課	担 当 業 務
防災部	生活環境課	1 気象予報・警報等の周知 2 水防に関する情報の周知 3 火災警報の周知

第3 実施要領

1 気象予報・警報等の種類及び伝達

(1) 気象予報・警報等の種類

気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

(気象業務法に基づくもの)

① 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれの警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分に留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

② 情報の種類

種 類	内 容
気象に関する情報	<p>5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>
	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。</p> <p>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報」が発表される。</p>

	<p>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの岩手県気象情報が発表される場合がある。</p>
記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1 時間降水量)が観測（地上の雨量計による観測）又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p>
土砂災害警戒情報（※1）	<p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p>
竜巻注意情報	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>

※1 土砂災害警戒情報は、大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

③ 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等の情報を提供するために気象庁本庁及び管区・地方

気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供するとともに、ホームページなどで発表している資料。

(ア) 地震解説資料

担当区域で津波情報・注意報が発表された時や震度4以上の地震が観測された時などに防災等に係る活動の利用に資するよう地震津波情報や関連資料を編集した資料。

(イ) 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁及び管区気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。

④ 注意報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
注 意 報	風雪注意報	<p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。</p> <p>○ 雪を伴い、平均風速が10m/s以上と予想される場合</p>
	強風注意報	<p>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>○ 平均風速が10m/sと予想される場合</p>
	大雨注意報	<p>大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>○ 表面雨量指数基準5に達すると予想される場合</p> <p>○ 土壌雨量指数基準74に達すると予想される場合</p> <p>表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地表面に溜まっている雨水の量を示す指数</p> <p>土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数</p>
	大雪注意報	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>○ 12時間の降雪の深さが・平野部で15cm以上 ・山沿いで25cm以上と予想される場合</p>

濃霧注意報	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>○ 濃霧のため視程が 100m 以下になると予想される場合</p>
雷注意報	<p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。</p>
乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。</p> <p>○ 最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下で風速 7m/s 以上が 2 時間以上継続すると予想される場合</p> <p>○ 最小湿度 35%以下で実効湿度 60%以下と予想される場合</p>
霜注意報	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。</p>
低温注意報	<p>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。</p>
着雪注意報	<p>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線、送電線等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。</p> <p>○ 大雪注意報の条件下で、気温が-2°Cより高いと予想される場合</p>
着氷注意報	<p>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。</p> <p>○ 大雪注意報の条件下で、気温が-2°Cより高いと予想される場合</p>
なだれ注意報	<p>なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>○ 山沿いで 24 時間降雪の深さが 40cm 以上になると予想される場合</p> <p>○ 積雪が 50cm 以上あり、日平均気温 5°C 以上の日が継続すると予想される場合</p>
融雪注意報	<p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表される。</p>

洪水注意報	<p>河川の降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>○ 流域雨量指数基準：宿内川流域6、永沢川流域11に達すると予想される場合</p> <p>流域雨量指数：降雨による洪水災害発生危険を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量を示す指数</p>
-------	--

- 注) ※1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行う。
- ※2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

⑤ 警報の種類と発表基準

ア 警報

	種 類	発 表 基 準
警 報	暴風警報	<p>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>○ 平均風速が 15m/s 以上と予想される場合</p>
	暴風雪警報	<p>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</p> <p>○ 雪を伴い、平均風速 15m/s 以上と予想される場合</p>
	大雨警報 ※2	<p>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p> <p>○ 表面雨量指数基準が 1.4 に達すると予想される場合</p> <p>○ 土壌雨量指数基準 1.07 に達すると予想される場合</p>
	大雪警報	<p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>○ 12 時間の降雪の深さが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平野部で 40cm ・ 山沿いで 50cm 以上 <p style="text-align: right;">と予想される場合</p>

洪水警報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p> <p>○ 流域雨量指数基準 宿内川流域7.6、永沢川流域13.8に達すると予想される場合</p>
------	---

※1 土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報にそれぞれ含めて行う。

※2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

※3 キキクル（危険度分布等）

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予想を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度の高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</p> <p>○「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p> <p>○「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p> <p>○「注意」（黄）：避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1</p>

	<p>時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。</p>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。</p> <p>○「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。</p> <p>○「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。</p> <p>○「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。</p>
流域雨量指数の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫等の「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と 6 時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。</p>

イ 特別警報

種 類	発 表 基 準
-----	---------

特 別 警 報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

- ※1 土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。浸水警報の警報事項を含めて行う気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表する。
- ※2 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。

⑥ 地震動の警報及び地震情報の種類

ア 緊急地震速報(警報)

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

イ 地震情報の種類と内容

- 国、県及び町は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、県民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

種 類	発 表 基 準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等* ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表*。 ※国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
北海道・三陸沖後発地震注意情報	・北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合 ・想定震源域の外側でモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合	気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
---------	-----------	---

ウ 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く） ・岩手県内で震度 4 以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版）上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版）上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報等発表時 ・岩手県内で震度 5 弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後 1～2 時間を目途に第 1 号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	・定期（毎月）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及びその地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

⑦ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

噴火警報（居住地域）又は噴火警報については、火山現象特別警報に位置付けられる。

種 類	内 容
-----	-----

<p>噴火警報(居住地域) 又は噴火警報</p>	<p>居住地域およびそれより火口側における警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表</p>
<p>噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報</p>	<p>火口から少し離れた所まで、又は火口から居住地域近くまでの広い範囲における火口周辺で警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。</p>
<p>噴火予報</p>	<p>噴火警報を解除する場合、又は火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表</p>
<p>降灰予報</p>	<p>噴火が予想される又は発生した場合に降灰量の分布及び小さな噴石の落下範囲を予測して発表。</p>
<p>火山の状況に関する 解説情報</p>	<p>火山活動が活発な場合等に火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を随時発表。</p>

⑧ 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれよ り火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼ す噴火が発生、あるいは切迫し ている状態と予想される場合
		レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼ す噴火が発生する可能性が高 まってきていると予想される 場合
噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近 くまでの広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影 響を及ぼす(この範囲に入った 場合には生命に危険が及ぶ) 噴 火が発生、あるいは発生すると 予想される場合
	火口から少し離れた 所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範 囲に入った場合には生命に危険 が及ぶ) 噴火が発生、あるいはす ると予想される場合
噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であるこ とに留意)	火山活動は平穏。火山活動の状態 によって、火口内で火山灰の噴火 等が見られる(この範囲に入った 場合には生命に危険が及ぶ) 場合

注) ※1 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて警戒を必要とする対象範囲と住民等の対応を5段階に区分して発表する指標である。

※2 噴火警戒レベルの詳細は、火山ごとに作成される。

⑨ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	キーワード	発表基準
噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれ より火口側	居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生する可能性が高まっていると予想される場合
噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合
噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は平穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）場合

(消防法に基づくもの)

種 類	通 報 基 準
火災気象通報	<p>気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>イ 最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下で風速 7m/s 以上が 2 時間以上継続すると予想される場合</p> <p>ロ 最小湿度 35%以下で実効湿度 60%以下と予想される場合</p> <p>ハ 平均風速が 10m/s 以上と予想される場合</p> <p>(降雨、降雪中は通報しないこともある)</p>
火災警報	火災気象通報が通知され、町の地域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合

(水防法及び気象業務法に基づくもの)

① 水防活動の利用に適合する特別警報・警報及び注意報

種 類	内 容
水防活動用気象注意報	大雨注意報をもって代える。
水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報をもって代える。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報をもって代える。
水防活動用洪水警報	洪水警報をもって代える。

② 指定河川洪水予報

標 題 (種類)		概 要
北 上 川 上 流 洪 水 予 報	氾濫注意情報 (洪水注意報)	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。</p>
	氾濫警戒情報 (洪水警報)	<p>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表する。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。</p>

	<p>氾濫危険情報 (洪水警報)</p>	<p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p>
	<p>氾濫発生情報 (洪水警報)</p>	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>

(2) 伝達系統

気象予警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

気象予警報の区分	発表機関	伝達系統
気象、洪水についての予報及び警報並びに火災気象通報	盛岡地方気象台	別図1「気象予報警報、地震情報、火山に関する予警報・情報及び火災警報伝達系統図」のとおり。
地震に関する情報	気象庁 仙台管区気象台 盛岡地方気象台	別図1「気象予報警報、地震情報、火山に関する予警報・情報及び火災警報伝達系統図」のとおり。
北上川上流洪水予報	盛岡地方気象台及び 岩手河川国道事務所	別図2「北上川上流洪水予報伝達系統図」のとおり。
国土交通省が行う水防警報(情報、警報)	岩手河川国道事務所	別図3「北上川上流水防警報伝達系統図」のとおり。
火山に関する予警報・情報	仙台管区気象台	別図1「気象予報警報、地震情報、火山に関する予警報・情報及び火災警報伝達系統図」のとおり。
火災警報	奥州金ヶ崎行政事務 組合消防本部	別図1「気象予報警報、地震情報、火山に関する予警報・情報及び火災警報伝達系統図」のとおり。

(3) 伝達機関等の責務

- ① 気象予警報等の発表機関及び伝達機関は、気象予警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、気象予警報等の伝達先その他必要な要領を定める。
- ② 気象予警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。
- ③ 気象予警報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、気象予警報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

(4) 町の措置

① 気象予警報等の通知を受けた場合は、次により、直ちに通知又は通報を行う。

内 容	担 当 部	通 知 先
気象予警報、火災気象通報 及び地震に関する情報	防災部	(ア) 関係課 (イ) 消防団 (ウ) 住 民
北上川上流洪水予報 北上川上流水防警報 及びダム放流情報		(ア) 関係課 (イ) 消防団(水防団) (ウ) 町域各学校 (エ) 町出先機関 (オ) 指定避難場所 (カ) 住 民
火山に関する予警報・情報		(ア) 関係課 (イ) 消防団 (ウ) 住 民

○ 夜間及び休日等における気象予警報等の受領及び通知は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されていない場合を除いて、本庁の日直又は警備員が行う。

② 勤務時間外、休日等において気象予警報等を受領したときは、直ちに防災部長に伝達する。

③ 町の伝達経路は、別図 1 から 3 のとおりとする。

④ 町は、住民、団体等に対する気象予警報等の新たな伝達手段の確保を検討する。

⑤ 火災警報の発令及び気象予警報の広報は、おおむね次の方法による。

ア 防災行政無線	イ 電話	ウ 広報車	エ サイレン及び警鐘
オ 自主防災組織等の広報活動	カ コミュニティFM、臨時災害放送局	ク ソーシャルメディア	

(5) 防災関係機関の措置

① 東日本電信電話株式会社岩手支店

警報を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、町に伝達する。

② 放送事業者

ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕・スーパー等により放送する。

③ その他の防災関係機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

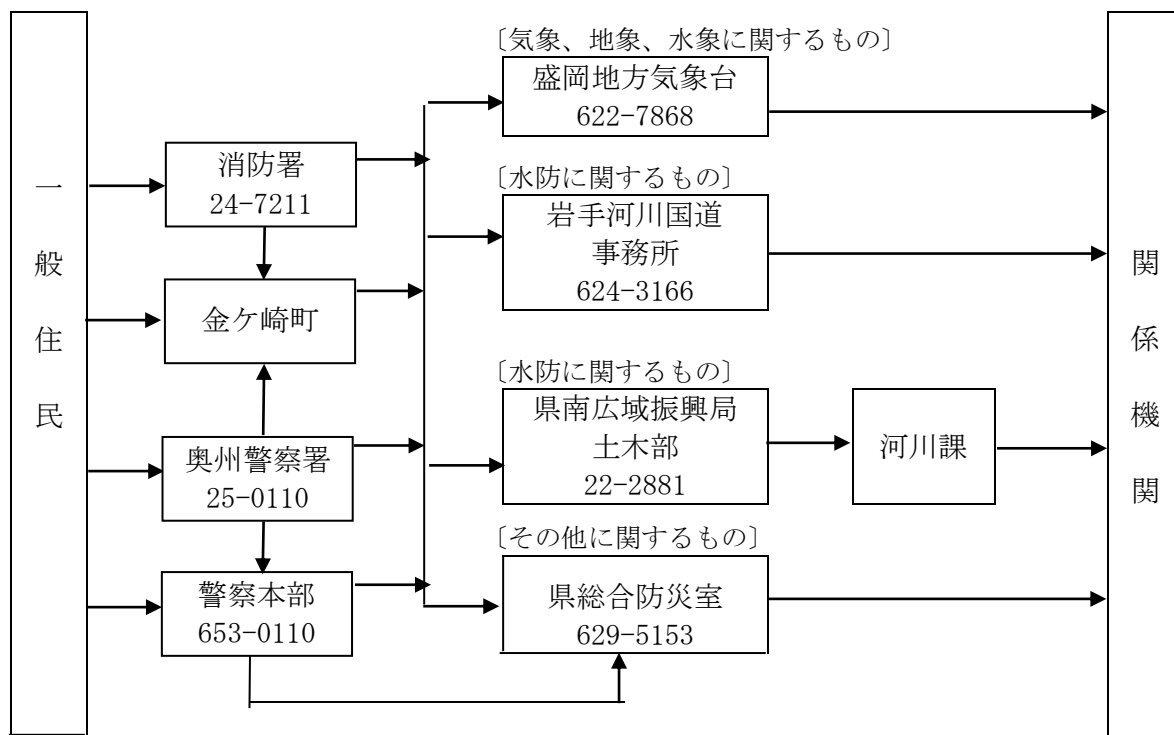
- ① 災害が発生するおそれがある異常な現象及び災害の発生により被害のある現象を発見した者は、速やかに水沢警察署又は最寄りの防災関係機関等に通報する。
- ② 異常現象の通報を受けた水沢警察署又は最寄りの防災関係機関等は、その旨を町に通報するとともに、次項に定める担当機関の長に通報するよう努める。

(2) 町の通報先

異常現象の通報を受けた町は、その内容に応じて予防等の措置を講ずるべき所管の関係課に通知するとともに、次の区分に従い担当機関に通報する。

種別	担当機関	通報を要する異常現象の内容
水防に関するもの	岩手河川国道事務所 県南広域振興局土木部 岩手県総務部総合防災室	国又は県の管理に関する河川に係るもの
気象、地象及び水象に関するもの	盛岡地方気象台 岩手県総務部総合防災室	気象、地象、及び水象に係るすべてのもの
その他に関するもの	岩手県総務部総合防災室	国又は県が予防等の措置を必要と認められるその他の現象

(異常現象の通報、伝達経路)

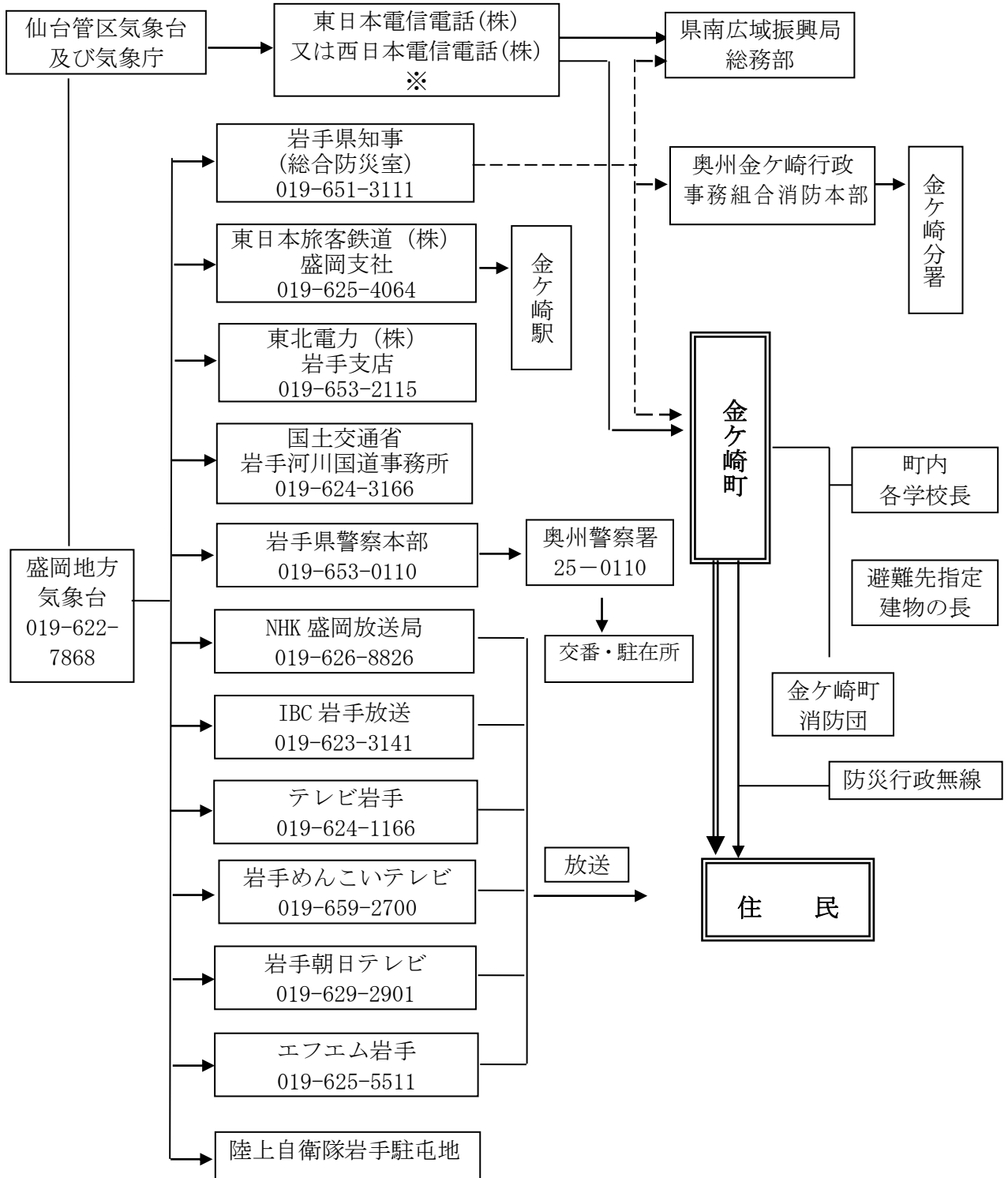


(3) 異常現象の種類

通報を要する気象及び地象に関する異常現象は、おおむね次のとおりである。

区 分		異 常 現 象 の 内 容
水防に関する事項		堤防の異常 ①堤防から水があふれる恐れのある箇所の水位の上昇 ②堤防の上端の亀裂又は沈下 ③川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合 ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状
気象に関する事項		竜巻、強い降雹、強い突風等で著しく異常な気象現象
地象に関する事項	火山関係	① 噴火現象 噴火(噴石、火砕流、火砕サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等)及びこれに伴う降灰砂等 ② 噴火以外の火山性異常現象 ア 火山地域での地震の群発 イ 火山地域での鳴動の発生 ウ 火山地域での顕著な地形変化 (山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等) エ 噴気、噴煙の顕著な異常変化 (噴気孔、火孔の新生拡大、移動、噴煙の量、色、臭、温度、昇華物の異常変化) オ 火山流域での湧泉の顕著な異常変化 (湧泉の新生、湧水量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等) カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等 キ 火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化 (量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇)
	地震関係	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
その他に関する事項		通報を要すると判断される上記の以外の異常な現象

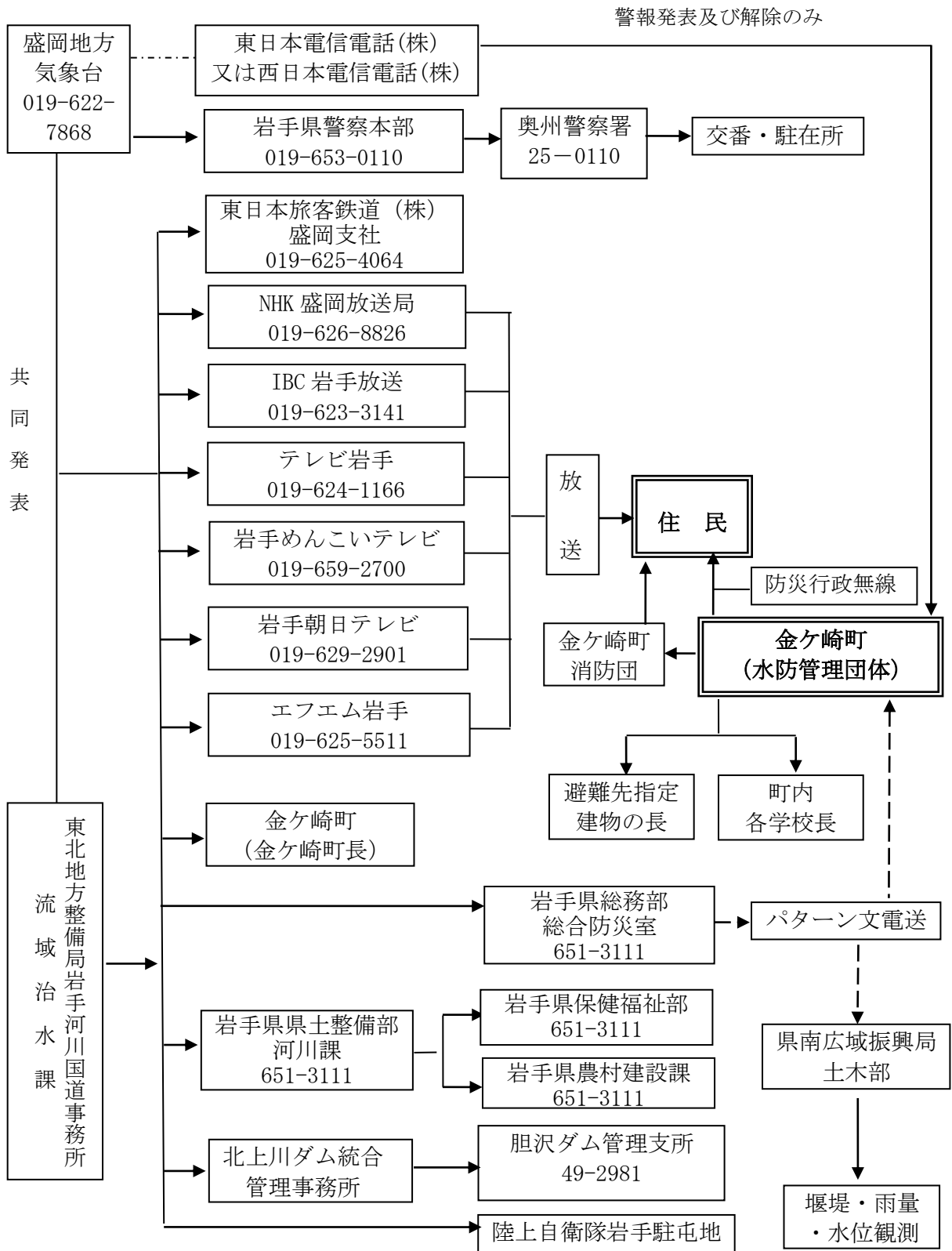
別図1 気象予報警報、地震情報、火山に関する予警報・情報及び火災警報伝達系統図



- (注) 1 ※は、警報の発表及び解除のみ。
 2 〰️線は火災警報:火災警報は町長が知事から伝達された火災気象通報又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発する。
 3 - - - - 線は、総合防災情報ネットワーク
 4 奥州エフエムは、別途情報ネットワークを利用し放送

別図 2

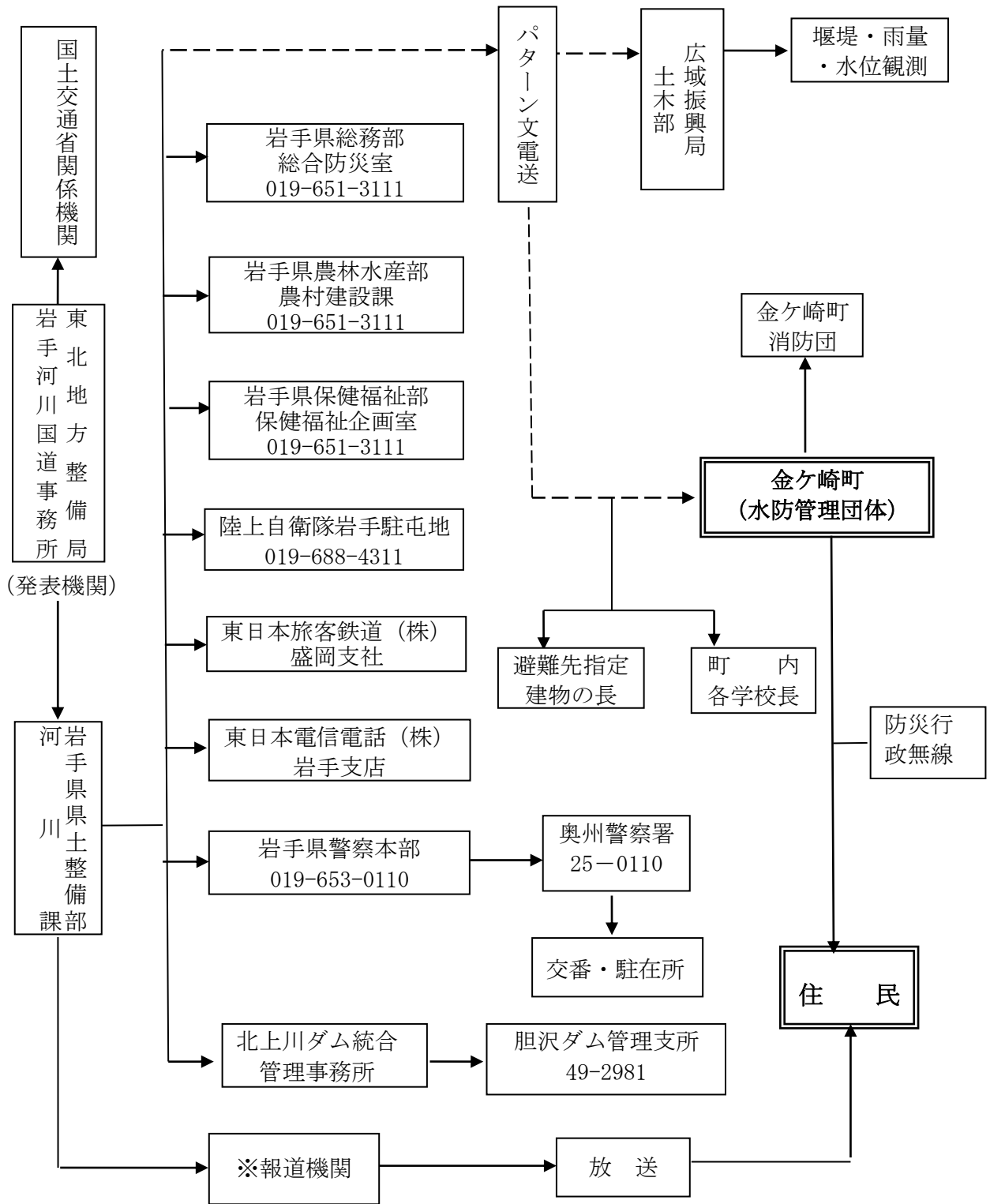
北上川上流洪水予報伝達系統図



(注) ----- 線は、総合防災情報ネットワーク
 線は、気象情報伝達処理システム

別図 3

国土交通省が行う水防警報伝達系統図



(注) 1 --- 線は、総合防災情報ネットワーク

2 報道機関：NHK盛岡放送局、IBC岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手

第3節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、災害時には、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡システムを定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合においては、迅速な応急復旧に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関等の有する専用通信施設等を利用して通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

- 1 電気通信設備の利用
通信がふくそうした場合は、災害時優先電話を利用し、通信を確保する。
- 2 専用通信施設の利用
 - (1) 災害時における通信連絡に当たっては、それぞれの専用通信施設を有効に活用する。特に移動系無線局については、防災拠点や被災地に重点配備する。
 - (2) 災害により専用通信施設が損壊した場合においても通信を確保できるよう、通信施設のシステム化に努めるとともに、応急復旧に必要な要員及び資機材を確保する。
 - (3) 町は、「岩手県防災行政情報通信ネットワーク」による衛星通信システムにより通信を確保する。

専用通信施設の設置機関

設 備 名	設 置 者
消防庁消防防災無線設備	岩手県
岩手県防災行政無線設備	岩手県
警察電話（有線・無線）設備	岩手県警察本部
国土交通省無線設備	岩手河川国道事務所
日本電信電話無線設備	東日本電信電話（株）岩手支店
東日本旅客鉄道（有線・無線）設備	東日本旅客鉄道（株）盛岡支社
東北電力（有線・無線）設備	東北電力（株）岩手支店、東北電力ネットワー

	ク(株)岩手支社
--	----------

3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保

(1) 他の機関が設置する通信設備の利用又は使用

- ① 町本部長は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により、次の通信設備を利用し、使用することができる。

警察通信施設、	消防通信施設、	水防通信施設、	気象通信施設
自衛隊通信施設、	電力通信施設、	鉄道通信施設	

- ② これらの通信設備を利用し、使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うものとするが、当該機関相互において、あらかじめ協議又は協定の締結により、円滑な利用を図る。

ア 利用又は使用しようとする通信施設	エ 発信者及び受信者
イ 利用又は使用しようとする理由	オ 利用又は使用を希望する期間
ウ 通信の内容	カ その他必要な事項

(2) 非常通信の利用

- ① 町本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のために必要であると認めるときは、非常通信を利用して通信の確保を図る。
- ② 非常通信は、地震、台風、洪水、火災その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保及び秩序の維持のために行われる場合に限られる。
- ③ 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受信するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発信する。また、無線局の免許人は、防災関係機関等以外の者からの依頼であっても、人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。
- ④ 町及び防災関係機関等は、災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、無線局とあらかじめ協議を行う。
- ⑤ 非常通信は、次の要領により、通信文を電文形式(片仮名)又は平文で記載のうえ無線局に依頼する。

ア あて先の住所、氏名(職名)及び電話番号
イ 字数は200字以内(平文の場合は片仮名換算)にする。
ウ 本文中の濁点及び半濁点は字数に数えない。
エ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名(職名)

及び電話番号を記入する。

⑥ 町本部長は、非常時において、他の通信手段が確保できない場合においては、アマチュア無線局に対して協力を求める。

(3) 東北総合通信局による通信支援

町本部長は、災害対策用移動通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

(4) 自衛隊による通信支援要請

町本部長は、災害応急対策のため必要がある場合においては、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、県本部長に対して災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

(5) 放送の利用

ア 町本部長は、主として金ケ崎町の地域の災害に関するものについて要請するものとする。（ただし、特に緊急を要する場合は、県本部長が要請する場合もある。）

イ 放送の要請は、次の事項を報道機関の長に文書により通知のうえ行う。

(ア) 放送を求める理由	(ウ) 放送範囲	(オ) その他必要な事項
(イ) 放送内容	(エ) 放送希望時間	

なお、緊急を要する場合は、担当部局に電話又は口頭により要請する。

報道機関名	担当部	電話番号	所在地
日本放送協会盛岡放送局	コンテンツセンター	019-626-8826	盛岡市上田 4-1-3
(株)IBC 岩手放送	報道部	019-623-3141	盛岡市志家町 6-1
(株)テレビ岩手	報道部	019-623-3530	盛岡市内丸 2-10
(株)岩手めんこいテレビ	報道部	019-656-3303	盛岡市本宮字松幅 89
(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	019-629-2901	盛岡市盛岡駅西通 2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	019-625-5511	盛岡市内丸 2-10
奥州エフエム(株)	放送部	0197-25-2051	奥州市水沢佐倉河字東広町 1-4

4 通信施設の応急復旧

災害により町の通信施設が使用不能となった場合は、業者に依頼し、速やかに応急復旧を図る。

第4節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集及び伝達に当たっては、災害情報システムを利用する等、防災関係機関と密接な連携を図る。
- 3 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集及び伝達する。
- 5 県、町及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- 6 国、県、町及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努めるものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	収集・伝達する災害情報の内容	様式	
		初期 情報 報告	被害 額等 報告
町本部長	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1	-
	2 避難指示等の実施状況	1-1	-
	3 人的被害及び住家被害の状況	2 2-1 2-2	2 2-1 2-2
	4 町有財産の被害状況	3	3
	5 県立以外の社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況	4	4

6	国立、県立以外の医療施設、上下水道施設及び保健衛生施設の被害状況	B・C 5 5-1	5 5-1
7	消防防災施設の被害状況	6	6
8	自然公園施設・観光施設の被害状況	D	7
9	商工関係の被害状況	E	8
10	高圧ガス及び火薬類施設の被害状況	9	9
11	県管理以外の水産関係の被害状況	F	10
12	県管理以外の農業施設の被害状況	F	12
13	県管理以外の農作物等の被害状況	F	13 13-1
14	県管理以外の家畜等の被害状況	F	14
15	県管理以外の農地農業用施設の被害状況	F	15
16	林業施設、林産物、町有林及び私有林の被害状況	F	16
17	町管理の河川、道路及び橋りょう、都市施設等の被害状況	G	17
18	町管理の公営住宅に係るの被害状況	G	18
19	町立学校に係る児童、生徒及び教職員の被害状況	H	19
20	町立学校の被害状況	H	20
21	町指定文化財の被害状況	H	21

[町本部の担当]

部	課	担 当 業 務
防災部	生活環境課	1 被害発生等報告 2 避難の指示等の状況報告 3 人的及び住家被害報告 4 庁舎等の被害報告 5 消防施設被害報告 6 高圧ガス等被害報告 7 火葬場等被害報告 8 衛生施設被害報告

民生部	保健福祉センター	1 社会福祉施設等被害報告 2 医療施設等被害報告
	子育て支援課	社会福祉施設等被害報告
産業部	農林課	1 水産関係被害報告 2 農業施設被害報告 3 農作物等被害報告 4 家畜等関係被害報告 5 農地農業用施設被害報告 6 林業関係被害報告
	商工振興課	1 観光施設被害報告 2 商工関係被害報告
建設部	都市建設課	1 公共土木施設被害報告 2 公営住宅等被害報告
水道部	上下水道課	水道施設被害状況報告書
教育部	教育委員会	1 児童、生徒及び教員等被害報告 2 学校被害報告 3 文化財被害報告
	中央生涯教育センター	社会教育施設・文化施設・社会体育施設被害報告

第3 実施要領

1 災害情報の収集及び報告

- (1) 町本部長は、各災害情報ごとに、その収集及び報告に係る責任者、調査要領、連絡方法等を定める。
- (2) 町本部長は、災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、集計及び報告に当たらせる。
- (3) 町本部長は、災害調査担当員に対し、担当地区の災害情報の収集、集計及び報告に当たらせる。
- (4) 町本部長は、災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密な連絡を行う。
- (5) 町本部長は、災害の規模及び状況により、町本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は、困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、地方支部長又は防災関係機関の長に対して応援要請を行う。

- | | | |
|----------|-----------|-------------|
| ① 職種及び人数 | ③ 応援期間 | ⑤ 携行すべき資機材等 |
| ② 活動地域 | ④ 応援業務の内容 | ⑥ その他参考事項 |

[様式編 3-4-1 金ケ崎町災害対策本部被害状況報告書]

[様式編 3-4-2 金ケ崎町災害調査票]

- (6) 町本部長は、被害状況を地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に直接報告する。
- (7) 町本部長（消防機関の長を含む。）は、火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに、消防庁及び県本部長に報告する。
- (8) 町本部長は、直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第一報については、県本部の他に、直接消防庁にも、原則として覚知後 30 分以内に報告する。
- (9) 孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県に報告する。
- (10) 町本部長は、県本部と連絡がとれない場合は、直接国（消防庁）に対して被害状況を報告する。
- (11) 町本部長は、災害情報の収集及び報告に当たっては、次の事項に留意する。
- ① 災害が初期の段階で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概要を報告する。
 - ② 収集した災害情報は、地域別、対策別、組織別等に整理のうえ管理する。
 - ③ 町本部長が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら収集できない情報については、その情報源等を明らかにしておく。
 - ④ 町本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資材・情報の提供等の協力を求める。
- (12) 応援要請
- ① 町本部長は、災害状況を迅速かつ的確に把握するため、特に必要があるときは、次のヘリコプターの派遣を要請して情報収集を行う。

ア 県防災ヘリコプター	ウ 警察ヘリコプター
イ 消防ヘリコプター	エ 自衛隊ヘリコプター
 - ② 町本部長は、航空機による情報収集の必要がある場合は、県本部長又は地方支部警察署班長に要請する。
 - ③ 町本部長は、航空機による情報収集の必要がある場合は、第 10 節「相互応援協力計画」又は第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊等の災害

派遣を要請する。

(13) 防災関係機関は、その所管する災害情報を収集及び報告に係る責任者を定め、災害が発生した場合には、関係機関に対して迅速かつ正確に報告又は通報する。

(14) 町本部長は、必要に応じて関係機関や協定先の協力を得ながら、民間航空機、ドローンにより、上空から被災状況の把握に努める。

2 災害情報収集の優先順位

(1) 災害情報の収集に当たっては、災害の規模の把握及び災害応急対策の実施において重要な被害情報を優先的に収集する。

(2) 災害発生の初期においては、住民の生命・身体に対する被害状況及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。

(3) 災害の規模や状況が判明したときは、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査して収集する。

3 災害情報の報告要領

(1) 報告を要する災害及び基準

報告を要する災害は、おおむね次の基準に合致するものをいう。

- ① 町の管轄地域内において、人的又は物的被害が生じたもの
- ② 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ③ 県又は町が災害対策本部を設置したもの
- ④ 災害が初期の段階で軽微であっても、今後拡大するおそれのあるもの又は全国的に見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの
- ⑤ 災害による被害に対して国の特別の財政援助(激甚法、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の適用がなされること)を要するもの
- ⑥ 災害の状況及びこれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

(2) 被害状況判定の基準

災害による被害の判定は、おおむね次によるものとする。

被害区分		判定基準
人的	死者	死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの

被害	行方不明者		所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
	負傷者	重傷者	1月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷者	1月未満で治療できる見込みのもの
住家の被害	全壊 (全焼、全流失)		住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再生することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
	半壊 (半焼)		住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
	一部損壊		被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
		床下	浸水が住家の床上に達せず、床下に留まった程度のもの
非住家被害			住家以外の建築物で、全壊、半壊程度の被害を受けたもの
田畑の被害	流失、埋没		耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの
	冠水		植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
その他の	道路決壊		一般国道、県及び町道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害
	橋梁流失		町道以上の道路に架設した橋が、一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害

被害	堤防決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川並びに準用河川及び普通河川の堤防あるいは溜池、灌漑用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害
文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚だしく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの
	半壊	重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの
	一部破損	被害が一部に留まり、補修により文化財としての価値を維持できるもの

(3) 被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
住家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱うものとする。
非住家	住家以外の建築物をいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等の施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
り災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
り災者	り災世帯の構成員をいう。

(4) 災害情報の種類

災害情報は、次の種類別に報告する。

種類	内容	報告方式	伝達手段
初期情報報告	災害発生直後にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容とその進捗状況について、逐次報告するもの	様式1～1-1	原則として、電子メール及び県行政情報ネットワークによるものとし、防災行政情報通信ネ
	災害の規模及びその状況が判明するまでの間（災害発生初期）に、種類別に報告するもの	様式A～J及び様式2、2-1、2-2、3、4、5、5-1、6、9	

被害額等報告	被害額等が判明した時に、種類別に報告するもの	様式 2～21	ネットワーク衛星系（電話、FAX）等はバックアップ用として利用するものとする。
その他の報告	前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	

(5) 災害対策基本法に基づく報告

① 災害対策基本法第 53 条第 2 項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告する災害は、次のとおりである（町が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準ずる。）。

ア 町において災害対策本部を設置した災害

イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害

② 上記報告は、消防等に対して行うものとし、消防組織法第 40 条の規定に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う。

③ 確定報告は、応急措置の完了後 20 日以内に、災害対策基本法に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法に基づく消防長官あての文書を各一部ずつ消防庁に提出する。

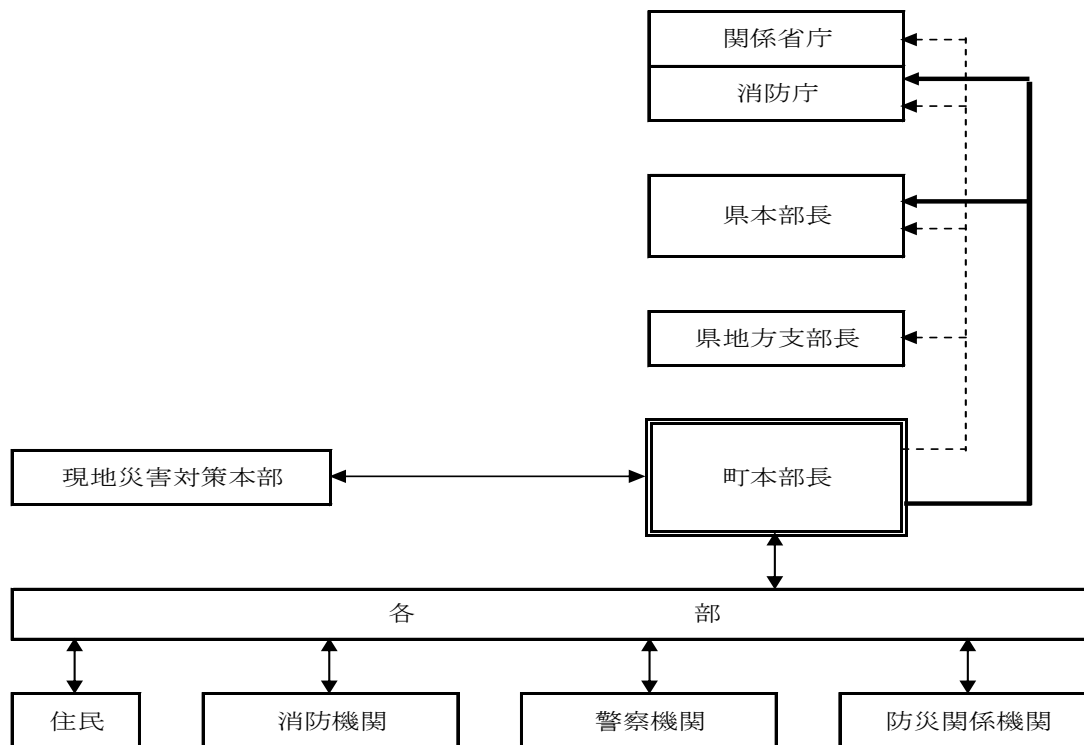
④ 消防庁への報告先は、次のとおりである。

区分 回線別	平日 (9:30～18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
消防防災無線	TEL 7527 FAX 7537	TEL 7782 FAX 7789
地域衛星通信 ネットワーク	TEL TN-048-500-7527 FAX TN-048-500-7537	TEL TN-048-500-7782 FAX TN-048-500-7789

(6) 報告の系統

町本部長は、地域内の災害情報を各部及び防災関係機関等から収集・分析し、次に掲げる災害情報系統図に従って、県本部長に報告する。

① 収集及び報告の系統



- 被害情報のうち初期情報報告、被害額等報告、その他の報告
- 被害情報（初期情報報告を除く。）
- 殺到情報、概括情報、直接即報基準に該当する火災、災害等の情報

② 報告区分別系統図

様式	報告区分	報告系統
1	被害発生等報告	町本部 防災部 → 地方支部 総務班
1-1	避難指示等の実施状況報告	町本部 防災部 → 地方支部 総務班
2	人的及び住家被害報告	町本部 防災部 → 地方支部 福祉班
3	庁舎等被害報告	町本部 防災部 → 地方支部 総務班
4	社会福祉施設、社会教育施設、 文化施設、体育施設被害報告	町本部 民生部 教育部 → 地方支部 福祉班 教育事務所班
B、C 5	医療衛生施設被害報告 (B:水道施設、C:火葬場等)	町本部 民生部 水道部 防災部 → 地方支部 保健環境班
6	消防施設被害報告	町本部 防災部 → 地方支部 総務班
D 7	観光施設被害報告	町本部 産業部 → 地方支部 総務班 保健環境班
E 8	商工関係被害報告	町本部 産業部 → 地方支部 総務班
9	高圧ガス被害報告	町本部 防災部 → 地方支部 総務班

F 10	農林水産関係被害報告	町本部 産業部	→	地方支部 農林班
F 12	農業施設被害報告	町本部 産業部	→	地方支部 農林班
F 13	農作物等被害報告	町本部 産業部	→	地方支部 農林班
F 14	家畜等関係被害報告	町本部 産業部	→	地方支部 農林班
F 15	農地農業用施設被害報告	町本部 産業部	→	地方支部 農林班
F 16	林業関係被害報告	町本部 産業部	→	地方支部 農林班
G 17	土木施設関係等被害報告	町本部 建設部	→	地方支部 土木班
G 18	公営住宅等被害報告	町本部 建設部	→	地方支部 土木班
H 19	教育施設関係被害報告	町本部 教育部	→	地方支部 教育事務所班
H 20	学校被害報告	町本部 教育部	→	地方支部 教育事務所班
H 21	文化財被害報告	町本部 教育部	→	地方支部 教育事務所班

※1 地方支部は、県南広域地方振興局である。

※2 Fは、農林水産に関する被害報告である。

※3 Gは、土木等に関する被害報告である。

※4 Hは、教育に関する被害報告である。

4 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話の指定

町及び防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、その
輻輳^{ふくそう}を避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）
を定める。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによ
る。

① 町本部と県本部及び地方支部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、岩手県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、
指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報及び非常通信

② 町本部及び他の防災関係機関との場合

指定電話、電報、非常通信及びインターネット

③ 町本部及び国との場合

指定電話、電報、非常通信及びインターネット

④ 防災関係機関相互の場合

専用電話、指定電話及びインターネット

(3) 伝達手段の確保

① 災害情報の収集伝達は、自ら有する有線及び無線通信施設を利用し、最も迅速かつ的
確な手段をもって行う。

② 有線及び無線通信施設が災害により損壊した場合には、第3節「通信情報計画」
の定める他の通信手段により、災害情報の収集を行う。

③ すべての通信が不通の場合においては、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あ
らゆる手段を尽くして災害情報の収集伝達に努める。

第5節 広報広聴計画

第1 基本方針

- 1 災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するため、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱、誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 情報通信業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動に対する支援を行うよう努める。
- 5 広報活動に当たっては、あらかじめ、住民・被災者・登山者家族等が必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報について配慮する。
- 6 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮する。
- 7 町は、住民へ災害情報を提供するため、奥州エフエム(株)を「臨時災害放送局」として活用し、24時間体制で住民の生活に必要な情報提供を行うものとする。

第2 実施機関(責任者)

実 施 機 関	広報広聴活動の内容
町本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生状況 2 気象予警報等及び災害発生時の注意事項 3 避難指示等 4 避難所の開設状況 5 救護所の開設状況 6 道路及び交通情報 7 災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 二次災害の予防に関する情報 10 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 11 安否情報、避難者名簿情報及び登山者等情報 12 生活関連情報 13 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 14 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 15 その他必要な事項

[町本部の担当]

部	課	担 当 業 務
総務部	総務課	1 報道発表、報道協力要請等の報道機関への対応 2 所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理 3 町民相談及び苦情内容に応じた担当部への仕分け 4 人的被害に関する報道発表等の報道機関への対応 5 被災地における災害広報
防災部	生活環境課	1 ヘリコプターによる災害広報等の要請 2 所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理 3 自衛隊の災害派遣要請
民生部	保健福祉センター	災害救助法に係る生活相談受付窓口の設置
教育部	教育委員会	1 被災児童及び生徒に対する教育相談窓口の設置 2 所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
上記以外の部	上記以外の課	所管業務に係る広報資料の収集作成及び整理

第3 実施要領

1 広報活動

(1) 広報資料の収集

- ① 町本部長は、広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げる写真等を作成し、又は収集する。
 - ア 町本部広報担当職員が撮影した災害写真、災害ビデオ等
 - イ 現地災害対策本部、調査班が撮影した写真、ビデオ等
 - ウ 防災関係機関及び住民等が撮影した写真、ビデオ等
 - エ 災害応急対策活動の状況取材した写真、ビデオ等
- ② 広報資料の収集に当たっては、災害発生の原因、経過推移を知ることのできる資料の収集に努める。
- ③ 町本部長及び防災関係機関は、県本部長に災害に係る広報資料を提供する。
- ④ 収集した資料のうち、写真フィルムについては、撮影日時、地点等を明らかにした付票を付けて「災害資料」と朱書し、迅速かつ確実に災害対策本部に送付する。

(2) 住民に対する広報

- ① 災害広報は、災害発生後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について優先的に広報活動を行う。

ア 災害の発生状況	キ 毛布等の生活関連物資の配給
イ 災害発生時の注意事項	ク 安否情報
ウ 避難指示等の発令状況	ケ ライフラインの応急復旧の見通し
エ 道路及び交通情報	コ 生活相談の受付
オ 医療機関の被災情報及び活動状況	サ 各災害応急対策の実施状況

② 広報の方法

ア 災害広報の実施者は、戸別訪問を含む各種の広報手段を駆使し、関係機関との密接な連携協力のもと、町民に対して的確に広報をて行うものとし、おおむね、次の方法により実施する。

防災行政無線、広報車、インターネット（携帯端末へ配信できるサービスを含む。）、
 広報紙、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、新聞等

イ 被災者に対しては、次の事項も併せて実施する。

(ア) 広報車で情報を周知する。

(イ) 避難所に電話、FAX等を設置するとともに、町本部からの情報を災害情報掲示板

板に掲示して周知する。

(ウ) 町本部の職員を必要に応じて現地に派遣し、戸別訪問、チラシや回覧等で周知する。

ウ 町本部前に災害情報掲示板を設置し、必要な情報を掲示する。

エ 災害対策広報紙を必要に応じて発行し、配布する。

(3) 報道機関への発表

① 災害情報の報道機関への発表は、災害状況及び災害応急活動の実施状況等報告により収集されたもののうち、町本部長が必要と認める情報について行う。

② 発表は、原則として町本部長が報道機関に対して行う。

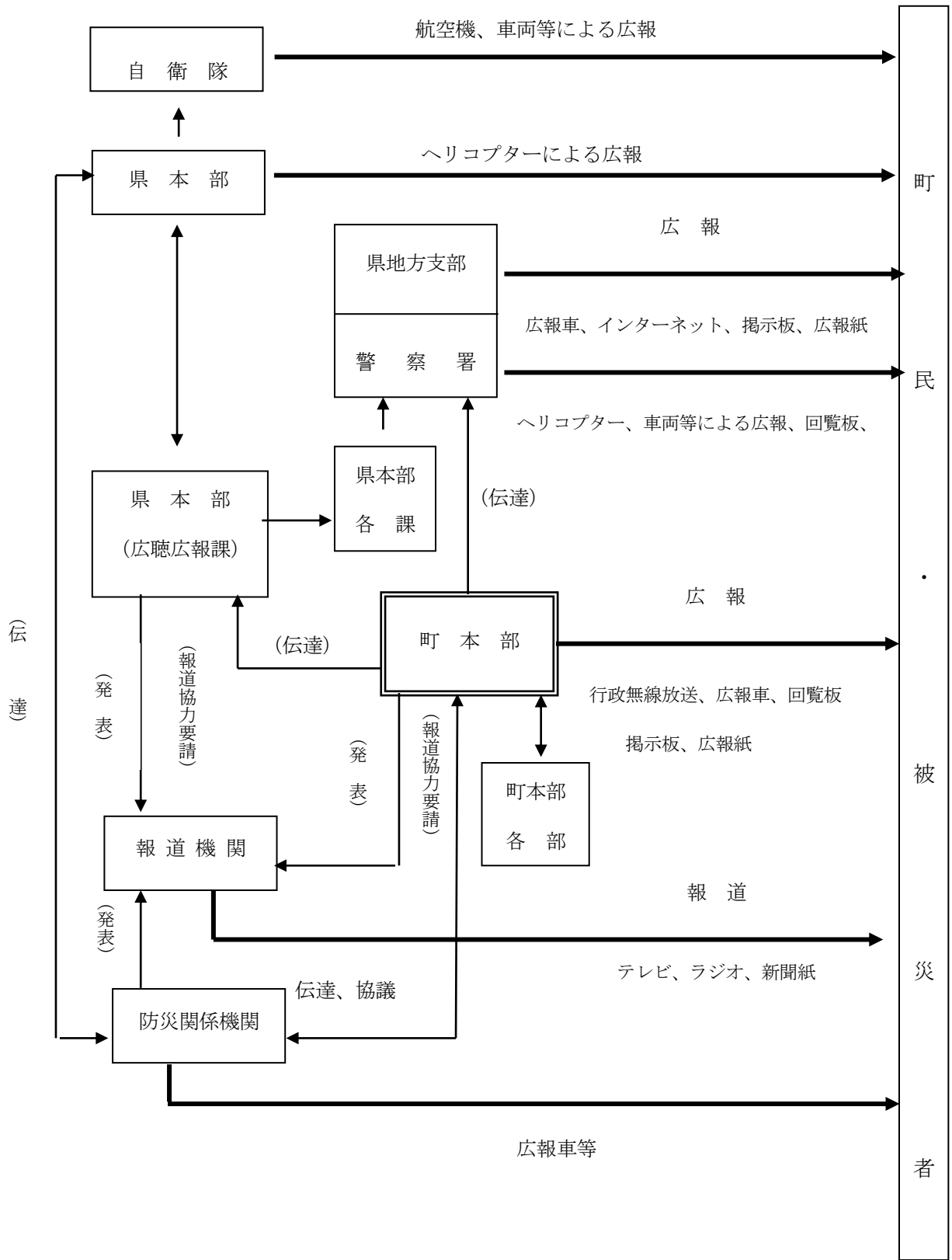
③ 町本部長は、報道機関に発表した情報について、必要に応じて防災関係機関に提供する。

④ 防災関係機関が災害に関する情報を報道機関に発表した場合には、町本部長に提供するよう努める。

(4) 災害広報実施系統

災害広報の実施系統は、次のとおりとする。

<災害広報実施系統>



2 広聴活動等

- (1) 町本部長は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。
- (2) 町本部長は、庁舎内に相談窓口を、避難場所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。

第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、各道路管理者及び関係機関は、相互に協力して適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 町本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ緊急輸送道路を指定し、被災防止に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。
- 3 町及び防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめその保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 地震発生において町及び防災関係機関は、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、県と連携し活動を行うこととする。
- 5 県及び町は、防災関係機関による災害応急対策を支援するために、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	1 町管理道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
県本部長	1 県内の道路に係る交通規制 2 県管理道路に係る災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 3 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
県南広域振興局土木部	1 所轄する一般国道に係る通行規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧
岩手河川国道事務所 水沢国道維持出張所	2 災害対策基本法に基づく町長又は県に対する区間指定の指示
水沢警察署	交通規制
岩手県交通株式会社胆江営業所	バスによる緊急輸送

[町本部の担当]

部	課	担 当 業 務
防災部	生活環境課	1 輸送機関との連絡調整 2 交通規制等の処置に係る関係機関との連絡調整 3 ヘリコプターの応援要請 4 臨時ヘリポートの設置
総務部	企画財政課	1 町有車両等の集中管理及び配車 2 町有車両等の燃料の確保 3 物資等の緊急輸送 4 緊急通行車両確認証明書等の申請
建設部	都市建設課	1 交通途絶箇所及び交通迂回路線の公示並びに交通規制の実施 2 道路及び橋りょうの被害防止並びに道路及び橋りょうの損壊に係る応急復旧 3 道路及び橋りょうに係る障害物除去 4 冬季における生活道路及び緊急輸送道路の確保のための除雪及び排雪等の対策
各 部	各 課	所管する応急対策業務に係る要員の輸送及び物資の輸送

第3 交通確保

1 情報連絡体制の確立

- (1) 道路管理者及び交通規制実施者は、あらかじめ、災害時における情報連絡系統を定める。
- (2) 道路管理者及び交通規制実施者は、交通混雑及び被害状況を的確に把握し、相互に連絡をとるとともに、町本部長に報告する。

2 防災拠点等の指定

- (1) 町本部長は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重点拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等集積、輸送等の中核となる物資集積・輸送拠点及び交通拠点（以下「防災拠点等」という。）を定める。
- (2) 町本部長が指定する防災拠点等は、次のとおりとする。

① 防災拠点

町本庁舎、中央生涯教育センター

② 輸送拠点

ア 輸送拠点

町民文化体育館、中央生涯教育センター、各地区生涯教育センター

イ 航空輸送拠点

町で指定しているヘリポートは次のとおりである。

[資料編 3-6-1 ヘリポート（臨時ヘリポート）一覧表]

ウ 交通拠点

東北自動車道 水沢 IC・北上金ケ崎 IC

3 緊急輸送道路の指定

(1) 町本部長は、緊急輸送道路を指定し、被災防止に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。

(2) 緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する。

- ① 高速自動車国道及び一般国道を中心とする幹線道路
- ② 防災拠点等へのアクセス道路
- ③ 上記の代替道路

(3) 緊急輸送道路は、以下のとおり区分する。

ア 第1次緊急輸送道路

防災拠点（町本庁舎）、輸送拠点を連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点（中央生涯教育センター）、輸送拠点、交通拠点、広域防災拠点、重要物流道路及び代替・補完路が連結する拠点を連絡する道路

4 道路啓開等

(1) 道路啓開等の順位

道路管理者は、災害の態様及び緊急度に応じて、相互に連携を図りながら道路啓開及び復旧作業を行う。

(2) 復旧資材等の確保

① 道路管理者は、あらかじめ復旧資材、機械等の状況を把握すると共に、金ケ崎町建設業協会と締結した災害時における協定に基づき、道路啓開及び応急復旧に対処する供給体制を整備する。

② 町本部長は、除雪等の対策を円滑かつ迅速に実施するため、必要な資機材の確保に努めるものとする。

(3) 排雪場所の確保

町本部長は、除雪等の対策を円滑かつ迅速に実施するため、あらかじめ排雪場所を指定する等、排雪場所の確保に努めるものとする。

(4) 道路啓開等の方法

- ① 道路上の瓦れき・泥土等の障害物の除去による道路啓開を行う。
- ② 段差、亀裂、陥没等を応急復旧する。
- ③ 落橋した場合には、被災状況に応じて、組立式の仮橋あるいはH型鋼、覆工板等により応急復旧する。

(5) 迂回路の確保

火山災害等により、被災した道路を直ちに復旧することは不可能な場合もあることから、道路管理者は、道路が被災し更に被害が拡大する危険があると判断した場合には、安全な道路による迂回路の確保に努める。

5 交通規制

(1) 実施区分

交通規制の実施者は、一般交通の安全及び災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連絡をとりながら、次の区分により交通規制を実施する。

① 第1次交通規制

災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であるとの確認を受けた車両(以下本節中「緊急通行車両等」という。)以外の車両の全方向への通行を禁止し、又は制限する。

② 第2次交通規制

道路状況に応じて、第1次交通規制を縮小し、路線別、車種、用途別及び時間帯別に車両(緊急通行車両等を除く。)の通行を禁止し、又は制限する。

③ 第3次交通規制

道路状況に応じて、車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 規制の内容

- ① 交通規制を行った区域又は区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その通行を抑制する。
- ② 交通規制を行った区域又は区間に入ろうとする車両については、その流入を阻止する。
- ③ 交通規制を行った区域又は区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動等の措置を命じる。

なお、措置を命じられた者が当該措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にい

ないときは、警察官、自衛官、消防職員又は交通指導隊員が自らその措置を行う（自衛官、消防職員又は交通指導隊員にあつては、警察官がその場にいない場合に限る。）。

- ④ 交通規制の実施により、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制の周知

- ① 交通規制の実施者は、交通規制を実施した場合は、原則として規制標識を設置する。
- ② 標識を設置することが困難又は不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて遮断等の措置を講ずる。また、警察官等が現地において指導に当たる。
- ③ 規制標識には、次の事項を表示する。

ア 禁止又は制限の対象
イ 規制する区域及び区間
ウ 規制する期間

- ④ 交通規制の実施者は、一般交通に支障が生じないように、災害の態様及び道路の状況に応じて、適当な迂回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。
- ⑤ 交通規制の実施者は、規制地周辺において車両広報により規制状況や迂回路等の周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡をとり、交通規制に係る放送を依頼する。
- ⑥ 道路管理者及び警察機関による交通規制時の交通指導は、警察官及び交通指導隊員が行う。

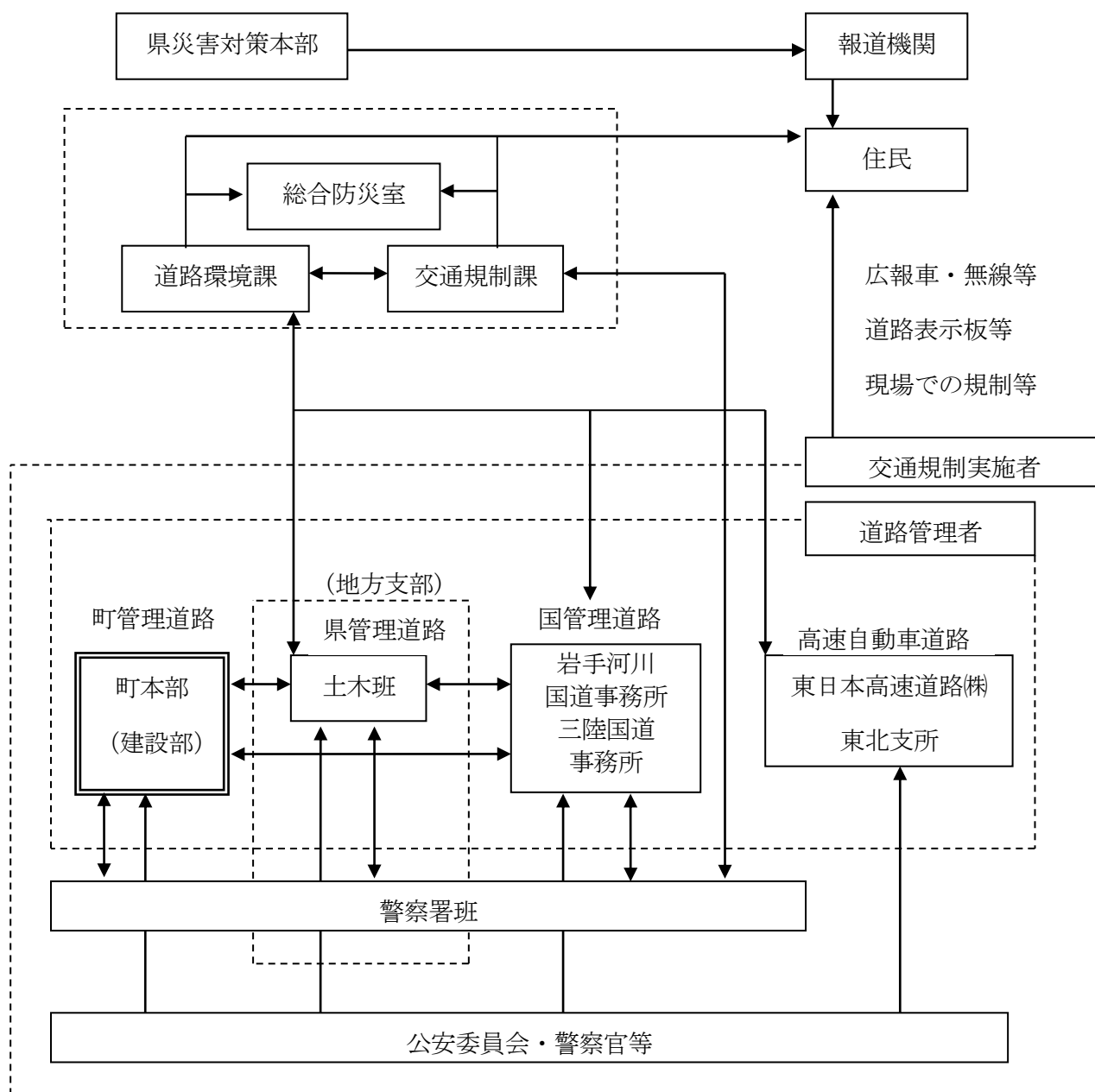
(4) 連絡の系統

- ① 町道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、他の機関の道路管理者、地方支部警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。
- ② 県道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長、他の機関の道路管理者、地方支部警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。
- ③ 国道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長、他の機関の道路管理者、警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。
- ④ 高速自動車道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長に連絡するとともに、住民への周知に努める。
- ⑤ 警察関係機関は、交通規制を行った場合は、県本部長に報告し、及び道路管理者に通知するほか、関係機関に情報提供を行うとともに、住民への周知に努める。
- ⑥ 県本部長は、報道機関を通じ、交通規制に関する情報を住民に提供する。

- ⑦ 交通規制が複数の市町村に及ぶことが予想される大規模災害時には、交通規制の実施者が隣接する地域等の道路管理者、警察関係機関へ情報提供を行い、連携を図る。
- ⑧ 災害時等における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。

- ア 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）
- イ 道路法に基づく規制（同法第46条）
- ウ 道路交通法に基づく規制（同法第4条～第6条）

交通規制連絡系統図



※この図では、災害対策基本法による交通規制実施者のほか、他法令により交通規制を行う権限を有する道路管理者についても、広義の交通規制実施者として扱っている。

(5) 緊急通行車両等確認証明書の交付

- ① 町は、災害時において緊急通行車両として使用する公用車について、若しくは民間事業者等において規制除外すべきと認められる車両については、緊急通行車両の事前届出書又は規制除外車両の事前届出書を県公安委員会に提出あるいは提出させ、あらかじめ届出済証の交付を受ける。
- ② 緊急輸送のため車両を使用するものは、県本部長（総合防災室）又は県公安委員会(交通規制課又は警察署)に次の事項を明らかにして、緊急通行車両確認の申出をする。

ア 番号標に標示されている番号	エ 通行日時
イ 輸送人員又は品名	オ 通行経路(出発地、目的地)
ウ 使用者の住所及び氏名	

6 災害時における車両の移動

- (1) 道路管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めたときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う。
- (2) 道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。
- (3) 道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償する。
- (4) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請する。
- (5) 県は、町道を活用し、緊急通行車両の通行ルートを確認する必要があると認めるときは、町に対し必要な指示を行う。
- (6) 県は、緊急通行車両の通行ルートを確認するため必要があると認めるときは、国道路管理者又は高速自動車道路管理者に対し必要な要請を行う。

第4 緊急輸送

1 緊急輸送の対象

- (1) 町その他の防災関係機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送事業者等関係団体等との物資

輸送に係る災害時応援協定の締結等により、緊急輸送体制を整備する。

(2) 災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲は次のとおりとする。

- ① 応急復旧対策に従事する者
- ② 食料、飲料水その他生活必需品
- ③ 医療品、衛生資材等
- ④ 応急復旧対策用資機材
- ⑤ その他必要な要員、物資及び資機材

2 陸上輸送

(1) 車両の確保

- ① 町及び防災関係機関等は、あらかじめ災害時における輸送車両の運用及び調達方法を定める。
- ② 町及び防災関係機関は、それぞれが保有し、又は調達する輸送車両で不足が生じる場合は、他の機関に調達又はあっせんを要請する。

(2) 町その他の防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送に要する燃料の調達方法を定める。

(3) 町本部における自動車輸送

① 公用車の集中管理

ア 1号非常配備体制後は、原則として総務部において、公用車を集中管理する。

イ 各部は、1号非常配備体制後、直ちに総務部に車両等の管理の移管及び運転手の配置換えを行う。ただし、各部は、所掌する応急対策業務の遂行上欠くことができないと認められる車両等については、移管しないことができる。

ウ 各部は、公用車を使用する場合は、財政班長に申し込む。

なお、貨物輸送を行う場合は、次の事項を明示して申し込む。

- | | |
|-----------------|-------------|
| (ア) 輸送貨物の所在地 | (カ) 荷送人 |
| (イ) 輸送貨物の内容及び数量 | (キ) 荷受人 |
| (ウ) 輸送先 | (ク) その他参考事項 |
| (エ) 輸送日時 | |

② 運送事業者の保有する自動車の調達

ア 産業部長等は、運送事業者が保有する自動車による輸送が必要と認められる場合は、総務部長に連絡し、その確保を図る。

イ 総務部長は産業部長等から連絡を受けた場合は、民間のバス・トラック等の供給を要請し、必要に応じて町本部長と協議の上、速やかにその確保を図る。

③ 事前準備

総務部長は、民間のバス・トラック等の調達等について、この計画に定めるもののほか、必要な事項についてあらかじめ調査し、その実施体制の整備を図る。

3 航空輸送

(1) 航空輸送の実施

① 人命及び身体の保護上緊急を要するとき

② その他輸送又は移送に緊急を要するとき

(2) 航空機の確保

① 町本部長及び防災関係機関の長は、航空機による緊急輸送が必要と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、航空機のあっせんを要請する。

ア 要請理由	エ 輸送先	キ 荷受人
イ 人員・輸送貨物の所在地	オ 輸送日時	ク その他参考事項
ウ 輸送貨物の内容、数量	カ 荷送人	

② 自衛隊機を希望する場合における手続きは、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

(3) 輸送の連絡

町本部長は、県本部長から物資等を輸送される場合は、荷送人、荷受人、到着日時、輸送貨物の内容・数量等の連絡を受ける。

(4) 臨時ヘリポートの設置基準

臨時ヘリポートの設置は、臨時ヘリポート設置基準のとおり設置するものとする。

(5) 臨時ヘリポートの現況

町における臨時ヘリポートは次のとおりである。

[資料編 3-6-1 ヘリポート（臨時ヘリポート）一覧表]

4 知事への輸送関係の依頼

町長は、前各号に掲げる輸送の実施に当たり、契約等による一般の方法で緊急輸送の確保ができない場合は、災害対策基本法第 71 条の規定に定めるところにより、知事に対して従事命令の執行を依頼し、その確保を図る。

第7節 公安警備計画

第1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立し、情報収集に努めるとともに、住民等の生命、身体及び財産の保護を第一義とした災害警備活動を行う。

第2 実施責任者及び担当部

実施機関	担 当 業 務
町本部長	県本部が行う金ケ崎町の地域における災害警備に対しての協力体制整備
公安部長	1 情報の収集・伝達 2 救出・救助活動 3 避難誘導活動 4 交通規制 5 検視・死体調査 6 警察災害派遣隊（広域緊急援助隊等）の整備及び応援に係る連絡調整 7 大規模災害発生時における他の都道府県警察に対する緊急援助要求 8 災害警備用装備資機材の整備 9 警察施設等の防災対策の推進 10 職員を対象とした防災訓練の実施

[町本部の担当]

町本部における担当部は、防災部とする。

第3 協力体制

- 1 町本部長は、災害警備に当たり、県本部から協力要請があったときは、関係機関との連絡調整等を行い、全面的にこれに協力する。
- 2 上記における関係機関は、次のとおりとする。
 - (1) 金ケ崎町消防団
 - (2) 金ケ崎町防犯協会
 - (3) 水沢地方交通安全協会金ケ崎分会
 - (4) 金ケ崎町交通安全対策協議会

第4 実施要領

- 1 町本部長は、関係機関と緊密な連絡体制のもとに、県本部が行う災害警備上必要な災害に関する情報（以下、本節中「災害情報」という。）の収集に対し、積極的に情報の提供を行うものとする。

町本部長が提供する災害情報は、おおむね次のとおりとする。

1 災害の種別	6 避難者の状況
2 災害の発生した日時	7 主要交通機関、通信機関の被害状況
3 災害の発生した場所又は地域	8 被害予想地域（山崩れ、洪水等）の状況
4 当該地域の気象情報	9 主要道路の状況
5 被害の概要及び主要被害の状況	10 町内の治安状況

- 2 町本部長及び県本部長が災害対策基本法第57条及び第79条の規定により警察通信設備を使用し、又は利用する場合は、第2章第5節「通信確保計画」及び本章第3節「通信情報計画」による。

第8節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 消防機関は、大規模火災発生時において、防災関係機関と連携を図り火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 町及び消防機関は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ大規模火災防ぎょ計画を定める。
- 3 町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」及び「緊急消防援助隊要綱」、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」の定めるところにより行う。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火、救助その他災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への出入りの制限等
消防機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 町本部長の命令又は要請による消防活動等の実施 2 消防警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防広域応援に係る連絡、調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 大規模火災に係る消防庁長官に対する緊急消防援助隊の派遣等の要請
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく消防活動の支援

[町本部の担当]

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防活動の連絡調整 2 消防応援の要請 3 警戒区域の設定 4 自衛隊の災害派遣要請 5 消防水利確保のための除雪及び排雪
消防部	消防班	消防活動に関すること

第3 実施要領

1 町本部長の措置

(1) 町本部長は、同時多発火災による被害を軽減するため、次により大規模火災防ぎょ計画を定める。

① 重要対象物の指定

火災が同時多発した場合は、優先的に防ぎょする施設として、避難場所、医療施設、防災拠点施設、援助物資の輸送拠点施設、住民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

② 延焼阻止線の設定

火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、地形、建物、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮のうえ延焼阻止線を設定する。

③ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整のうえ、消防活動計画図を作成する。

④ 応急活動体制の確立

ア 町本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員及び消防団員の出動準備若しくは出動を要請する。

イ 町本部長は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地消防団員との情報連絡体制を確保する。

ウ 町本部長は、消防機関が行う消防活動等を支援する。また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

エ 町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して消防部隊の応援要請を行うほか、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続きにより、自衛隊の災害派遣を要請する。

オ 町本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、臨時ヘリポート及び補給基地を確保する。

[資料編 3-6-1 ヘリポート（臨時ヘリポート）一覧表]

(2) 情報の伝達

火災警報を発令した場合は、関係部・課、消防団及び住民に対し速やかに伝達するものとする。

2 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

- ① 消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保、調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。
- ② 消防機関の長は、町本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。
 - ア 消防職員及び消防団員に対する出動準備命令又は待機命令
 - イ 出動準備終了後における町本部長への報告(消防職員及び消防団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等)
- ③ 消防職員及び消防団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。
- ④ 消防機関の長、消防職員及び消防団員は、地域内に大規模な災害が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく署所に非常参集のうえ、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎょ活動

- ① 消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止及び初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員、消防団員及び消防資機材の効果的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。
- ② 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。
 - イ 火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。
 - ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは、効果を期待できない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の防ぎょに当たる。
 - エ 火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保に当たる。
 - オ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
 - カ 水災等の他の災害が同時に発生した場合は、火災状況に応じ、これを優先する。

(3) 救急及び救助活動

- ① 消防機関の長は、あらかじめ医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。
- ② 消防機関の長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて人員、資機材を活用し、救急及び救助活動を行い、人命の安全確保に努める。
- ③ 救急及び救助活動に当たっては、次の点に留意する。

ア 負傷者に対しては、可能な限り止血その他の応急措置を行ったうえ、安全な場所に搬送する。

イ 負傷者が多数発生した場合は、重傷者、こども、老人、病人及び障がい者を優先する。

ウ 大規模災害により、救急及び救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

① 消防機関の長は、あらかじめ避難指示等の伝達、避難誘導、避難場所及び避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。

② 避難指示等の伝達及び避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。

③ 避難指示等の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

④ 住民の安全な避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。

⑤ 災害時要援護者の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、地区センター等と連携を図り、居所の把握及び連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集及び広報活動

消防機関の長は、災害情報の収集及び伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

① 消防職員及び消防団員は、火災の現場において消防警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

② 消防長・消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し、又は応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

第9節 水防活動計画

第1 基本方針

- 1 洪水、内水による水災を警戒、防御し、被害の軽減を図る。
- 2 水防区域の監視、警戒活動、ダム、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるように、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。
- 3 水防活動上必要な施設及び設備の整備を計画的に推進する。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川等の監視及び警戒 2 洪水発生時における水門等の閉鎖 3 浸水対策用資機材の緊急調達 4 堤防、水門等の応急復旧 5 水防関係資機材燃料の調達 6 国土交通省岩手河川国道事務所への応援要請
町水防団(町消防団)	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要水防箇所の監視及び報告 2 危険箇所の応急水防作業
県本部長	1 所管する河川等の監視及び警戒
岩手河川国道事務所	2 所管する河川等の応急復旧
胆沢平野土地改良区	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する水門、水路、ため池等の監視及び警戒 2 所管する水門、水路、ため池等の応急復旧
岩手中部土地改良区	
永沢土地改良区	
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく水防活動

[町本部の担当]

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防活動の連絡調整 2 水防関係資機材燃料の調達 3 国土交通省岩手河川国道事務所への応援要請
建設部	都市建設課	河川管理等
消防部	消防班	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要水防箇所の監視及び報告 2 危険箇所の応急水防作業

第3 実施要領

- 1 洪水、内水による水災を警戒し、又は防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するための水防活動は、次の事項を重点として応急対策を実施する。
 - (1) 小河川の永久橋に浮遊物が滞留して上流地域がダム化して浸水地域が生じ、下流地域に流失、土砂流入等の被害発生の危険がある住家に対する避難誘導、閉塞等防止の措置を講ずる。
 - (2) がけ崩れ等の事態により、住宅被害の発生するおそれのある地域における住民に対する避難・誘導等の警戒体制を強化する。
 - (3) アンダーパスの安全は、警察署、消防署及び消防団が連携して巡視等により確保する。
- 2 町本部長及び各施設の管理者は、堤防、水門等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するため、防災関係機関に対して応援要請を行うとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。
- 3 災害による警戒区域の設定等については、第15節「避難・救出計画」に定めるところによる。

第10節 県、市町村等応援協力計画

第1 基本方針

- 1 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。
- 2 町及び防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保、訓練の実施等、日頃から災害時において協力を得られる体制の整備に努める。なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- 3 町は、職員の配備状況を把握し、負傷等により人員が不足した場合は、必要に応じて、県に人材派遣等の要請を行う。
- 4 町は、必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、当該物資等に不足が生じた場合、又は町において入手が困難な場合は、県が保有する物資等を要請し、物資等の確保に努める。
- 5 町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。
また、応急対策職員派遣制度による対口支援等について必要な準備を整えるものとする。
- 6 町は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。
- 7 国、県及び町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	1 他の市町村の地域で発生した災害に係る応援 2 町域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策への協力
県本部長	1 他の都道府県の地域で発生した災害に係る応援 2 県内市町村の地域で発生した災害に係る応援 3 県内市町村の地域で発生した災害に係る防災関係

	機関の行う災害応急対策の応援
東北農政局岩手拠点	1 野菜、乳製品等の供給に係る出荷要請及び緊急輸送 2 農地・農業用施設の災害復旧に係る技術者及び技能者の派遣調整 3 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく人命又は財産に係る部隊派遣
日本放送協会盛岡放送局	町本部長からの要請に基づく災害報道の実施
(株)IBC 岩手放送	
(株)テレビ岩手	
(株)岩手めんこいテレビ	
(株)岩手朝日テレビ	
(株)エフエム岩手	
奥州エフエム(株)	
(株)岩手県交通胆江営業所	救援物資及び被災者の輸送
(社)岩手県トラック協会	
一般社団法人奥州医師会	医療及び救護の実施
警察庁及び東北管区警察局	被災県警察以外の警察災害派遣隊（広域緊急援助隊等）の派遣調整
東北運輸局	所轄する運送業者に対する緊急輸送の協力要請

[町本部の担当]

部	課	担当業務
総務部	総務課	1 報道機関に対する報道協力要請 2 他の地方公共団体に対する職員の派遣、派遣のあっせん及び応援
	出納室	義援物資及び義援金の受付
防災部	生活環境課	1 大規模災害時における近隣市町村に対する相互応援の連絡調整 2 緊急消防援助隊の受入等に係る連絡調整 3 県内の消防広域応援に係る連絡調整 4 自衛隊の災害派遣要請 5 応援部隊の集結場所の開設及び連絡調整 6 廃棄物処理に係る資機材等の県本部へのあっせん要請 7 廃棄物処理に係る仮設トイレ等のリース業者に対するあっ

		せん要請
民生部	住民課	遺体処理用資機材等の調達に係る県本部に対するあっせん要請
	保健福祉センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 応援部隊の宿泊施設の確保 2 社団法人奥州医師会への医療救護班の派遣要請 3 県への医療救護班の派遣要請 4 他の市町村への医療救護班の派遣要請
産業部	農林課 農業委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 米穀の調達に係る東北農政局岩手農政事務所に対するあっせん要請 2 肥料及び病害虫防除用資機材の調達に係る関係団体等に対するあっせん要請 3 農作物の種苗の調達に係る関係団体等に対するあっせん要請 4 家畜飼料の調達に係る全国農業協同組合連合会岩手県本部等に対するあっせん要請 5 農産副食物の調達に係る全国農業協同組合連合会岩手県本部等に対するあっせん要請 6 畜産副食物の調達に係る畜産加工品製造業者に対するあっせん要請 7 林業種苗の調達に係る種苗業者に対するあっせん要請 8 木材の調達に係る県木材協同組合連合会に対するあっせん要請 9 上記物資の県本部に対するあっせん要請
	商工観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資等の緊急輸送に係る社団法人岩手県トラック協会に対するあっせん要請 2 県本部に対する輸送車両等のあっせん要請
建設部	都市建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の資材の調達に係る社団法人プレハブ建築協会に対するあっせん要請 2 県への応急危険度判定士の派遣要請 3 上記物資の県本部に対するあっせん要請
水道部	上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急復旧の応援要請 2 上記物資の県本部に対するあっせん要請 3 給水に係る浄水装置、給水タンク、給水車、運搬車両等の資機材調達に係る各市町村に対するあっせん要請 4 上記物資の県本部に対するあっせん要請
教育部	教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 学用品の調達に係る取扱業者に対するあっせん要請 2 被災児童生徒の受入に係る各市町村教育委員会に対するあっせん要請 3 給食の実施に係る原材料又はパン、ミルクの調達に係る

		(財) 岩手県学校給食会に上記物資の県本部に対するあっせん要請
--	--	---------------------------------

第3 実施要領

1 市町村の相互応援

① 町は、県内に地震・津波等による大規模な災害が発生した場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」及び災害時における物資確保及び供給に関する協定」参照)に基づき、相互に応援協力する。

② 町に大規模な災害が発生した場合は、次の応援調整市等を通じて応援要請を行う。

応援調整市	担当課	電話番号		FAX番号	
		防災関係無線	有線電話		
正	花巻市	消防防災課	X-495-1	0198-24-2219	0198-24-0259
副	大船渡市	総務課	X-551-1	0192-27-3111	0192-26-4477

③ 応援の種類は、おおむね次のとおりとする。

ア 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供

イ 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん

ウ 被災者の救出、医療、感染症予防、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供およびあっせん

エ 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん

オ 災害応急活動に必要な職員の派遣

カ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん

キ その他特に要請のあった事項

④ 被災した場合は、次の事項を明らかにして、電話又はファクシミリ等により要請し、後日文書を提出する。

ア 被害の種類及び状況	エ 応援場所及び応援場所への経路
イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等	オ 応援の期間
ウ 応援を希望する職種別人員	カ その他参考事項

⑤ 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」によるもののほか、災害時における相互応援体制を整備するため、近隣市町村及び県外の遠隔の市町村等と相互応援協定を締結するよう努める。

⑥ 町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

2 県による市町村応援要請

① 町本部長は、大規模災害時において、近隣市町村の応援のみでは十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合は、原則として地方支部長を通して、県本部長に応援を求める。被災市町村に代わって県本部長に応援を求めることができる市町村にあって

も、同様とする。

② 応援要請は、次の事項を明らかにして口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

ア 被害の種類及び状況	エ 応援場所及び応援場所への経路
イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等	オ 応援期間
ウ 応援を希望する職種別人員	カ その他参考事項

3 防災関係機関の相互協力

(1) 防災関係機関の応援要請

防災関係機関の長は、県本部長に対して応急措置の実施もしくは応援を求めようとする場合、又は町もしくは他の防災関係機関等に応援を依頼しようとする場合は、次の事項を明らかにして県本部防災危機管理監に対して口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

① 被害の種類及び状況	④ 応援場所及び応援場所への経路
② 応援を希望する機関名(応援のあつせんを求める場合のみ)	⑤ 応援の期間
③ 応援を希望する人員、物資等の種類、数量等	⑥ その他参考事項

(2) 防災関係機関相互間の協力

- ① 各防災関係機関は、他の防災関係機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、相互に協力する。
- ② 各防災関係機関は、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じて事前協議を行う。

4 団体等との協力

町及び防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定を締結するなど、災害時において団体等の協力が得られるよう体制の整備に努める。

5 消防活動に係る相互協力

大規模災害時における緊急消防援助隊の派遣及び県内市町村等における消防の相互応援については、第8節「消防活動計画」に定めるところによる。

6 応援部隊の受入体制

町本部長は、応援部隊を受け入れるときは、次の事項について必要な措置をとる。

- (1) 作業実施期間中の現場責任者の選定
- (2) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備
- (3) 派遣部隊の宿泊施設の準備
- (4) 派遣部隊の駐車場の選定

7 経費の負担方法

- (1) 派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令(昭和37年

政令第 288 号)第 18 条に定めるところによる。

- (2) 防災関係機関等が町に協力した場合における経費負担については、各応急対策計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に協議して定める。

8 国内外からの義援物資及び義援金の受入れ

(1) 義援物資

① 義援物資の受付

- ア 町本部長は、送付された義援物資を受け付け、被害者に配分するまで適切に保管する。
- イ 受付に当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示するとともに、受入れを希望する物資及び希望しない物資を把握のうえ、その内容を県、報道機関等を通じて公表する。
- ウ 町本部長は、義援物資の仕分及び配布作業の人員確保のため、ボランティア等の活用を検討する。
- エ 町本部長は、報道機関及びインターネットを通じた情報提供体制を整備し、以下のような情報提供又は呼びかけができるようにする。
- (ア) 他市町村及び企業に対しては、被災地が必要としている物資の情報を提供する。
- (イ) 個人に対しては、できるだけ義援金による支援の協力を呼びかける。

② 配 分

県本部及び日本赤十字社岩手県支部から送付された義援物資については、町本部長が被災者に配分する。

(2) 義援金

① 義援金の受付

町本部長は、送付された義援金を受け付け、被災者に配分されるまでの間は適切に保管する。

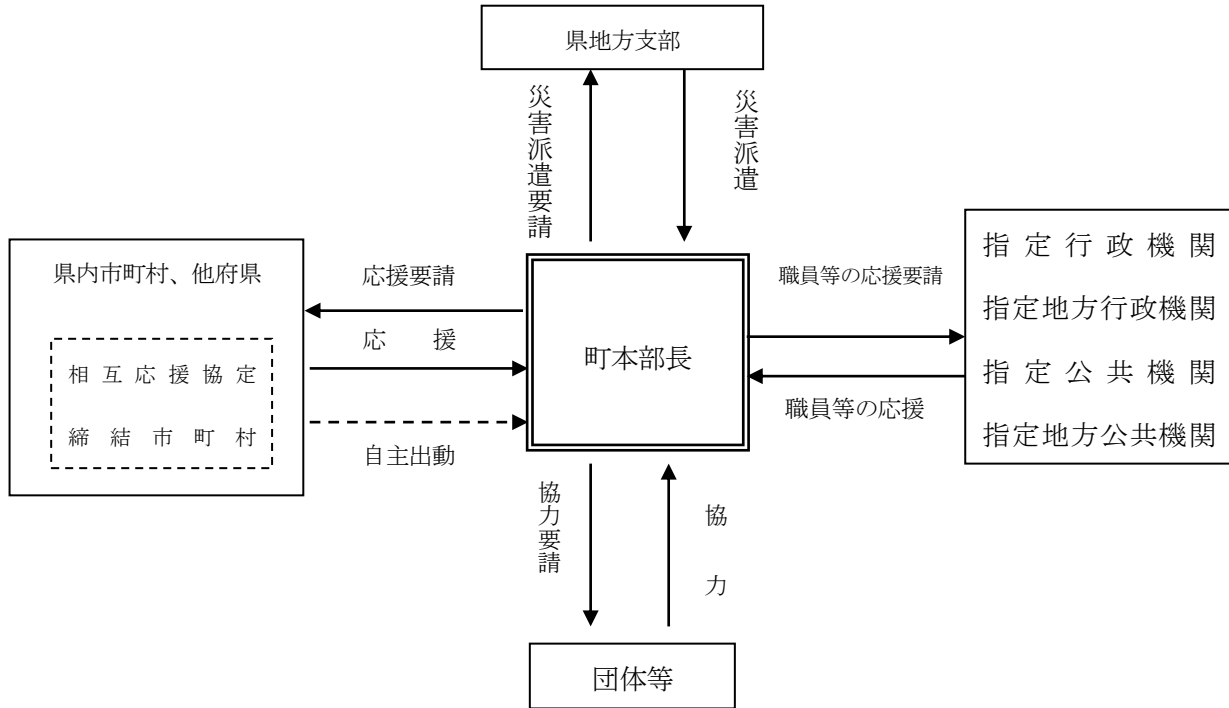
② 配 分

義援金収集体等から送付された義援金については、町本部長が被災者に配分する。配分に際しては、義援金配分委員会等を組織し、協議の上配分する。

(3) 海外からの支援受入れ

受入に当たっては、支援の種類、規模、到着予定日、場所等を確認の上、その支援受入れが円滑にできるよう、県本部長と連携を図る。

災害時における相互応援体制



第 1 1 節 自衛隊災害派遣要請計画

第 1 基本方針

- 1 町本部長は、災害発生時において自衛隊の人員、装備、資機材等が必要と判断した場合は、県本部長を通じて災害派遣要請をする。
- 2 陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、県知事等からの災害派遣要請を受けて、又は一定の条件下においては自主的に人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続き組織的救援活動を行う。
- 3 町本部長は自衛隊の災害派遣に当たり、その受入体制を整備するとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。

また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

第 2 実施機関(責任者)

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	町内全域の災害に係る自衛隊の災害派遣要請
県本部長	県下全域の災害に係る自衛隊災害派遣要請
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	県知事等の要請に基づく災害派遣

[町本部の担当]

部	課	担 当 業 務
防災部	生活環境課	1 自衛隊災害派遣要請に係る県との連絡調整 2 自衛隊災害派遣部隊との連絡調整 3 自衛隊災害派遣部隊に対する支援

第 3 実施要領

1 災害派遣の基準

災害派遣の基準は、次のとおりである。

区 分	災 害 派 遣 の 基 準
要請派遣	災害に際して、町本部長等が人命又は財産の保護のため、必要があると認め、県本部長を通じ災害派遣要請を行った場合
予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、町本部長等が県本部長を通じ災害派遣要請を行った場合
自主派遣	大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から特に緊急を要し、町本部長等の災害派遣要請を待っていては時期を失すると認められる場合

2 災害派遣命令者

県本部長から災害派遣の要請を受け、また、自ら災害派遣を行うことができる者（自衛隊法第83条に示す指定部隊等の長）は、次のとおりである。

区 分	指定部隊等の長	連 絡 先	
		昼 間	夜間(休日を含む)
陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	東北方面特科連隊第3科 滝沢 019-688-4311 内線 235	駐屯地当直司令 滝沢 019-688-4311 内線 490
航空自衛隊	北部航空方面隊	運用課長 三沢 (0176) 53-4121 内線 2353	SOC 当直幕僚 三沢 (0176) 53-4121 内線 2204

3 災害派遣時に実施する救援活動

自衛隊が災害派遣時に実施する活動等は、災害の態様、他の救援機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。

項 目	内 容	町計画の該当章節
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	第3章第4節
避難への援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第3章第15節
遭難者等の搜索救助活動	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。	第3章第15節 第22節
水防活動	堤防、護岸等の決壊には、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。	第3章第9節
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の消火用具(空中消火が必要な場合は、航空機)により消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。	第3章第8節
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。	第3章第21節
応急医療、救護及び感染症予防	被災者に対し、応急医療、救護及び感染症予防活動を行うが、薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。	第3章第16節 第20節
人員及び物資	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救	第3章第6節

の緊急輸送	援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。	第3章第17節 第18節
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。	—
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第3章第16節
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	第3章第28節
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置をとる。	第3章第3節

4 災害派遣の要請手続

(1) 災害派遣の要請

ア 町本部長及び防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員、装備及び機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日文書を提出する。この場合において、町本部長は、必要に応じ、その旨及び地域の災害の状況を自衛隊に通知する。

- | | |
|---|---------------------|
| (ア) 災害の状況、通信疎通の状況及び派遣を要請する事由 | |
| (イ) 派遣を希望する期間 | (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容 |
| (エ) その他参考となる事項(派遣を希望する部隊の種類、車両、航空機の概数等) | |

[様式編 3-11-1 自衛隊災害派遣要請書]

イ 町本部長は、県本部長に対し、災害派遣要請をするよう求めた場合において、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。通知をした場合においては、速やかにその旨を県本部長に通知する。

ウ 町本部長及び防災関係機関の長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手続きに準じて、県に変更の手続をする。

エ 町本部長は、通信の途絶等により県本部長に自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定部隊等の長に通知することができる。

オ 町本部長は、前記の通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を通知しなければならない。

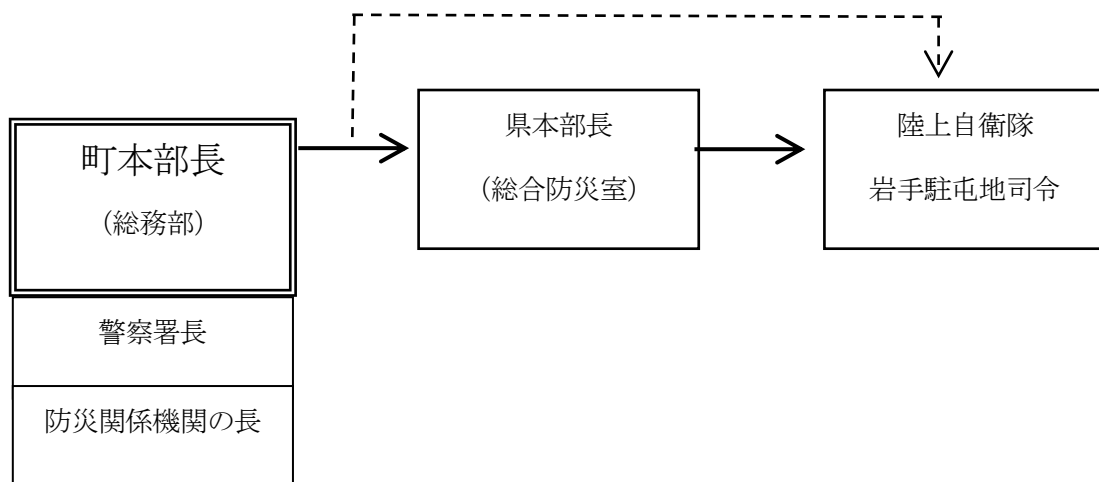
カ 災害派遣要請は、まず、口頭又は電話等により行い、後日正式文書により行う。

(2) 撤収の要請

町本部長及び防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書により、県本部長に撤収要請を依頼する。

[様式編 3-11-2 自衛隊災害派遣隊撤収要請書]

自衛隊派遣要請系統



5 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣部隊との連絡調整

ア 町本部長及び防災関係機関の長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。

- (ア) 派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。
- (イ) 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡班室を設置する。
- (ウ) 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ準備する。
- (エ) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について連絡調整を図る。

- a 災害情報の収集及び交換
- b 災害派遣の要否について検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、期間、地区等について調整
- c 町等の保有する資機材等の準備状況
- d 自衛隊の能力及び作業状況
- e 他の災害復旧機関等との競合防止
- f 関係市町村相互間における作業の優先順位
- g 宿泊及び経費分担要領
- h 撤収の時期及び方法

イ 町本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次により準備を行う。

(ア) 事前の準備

- a 臨時ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。
- b ヘリポートの位置の確認のため、臨時ヘリポート及びその周辺地域を含む地図(縮尺1万分の1程度のもの)を提供する。
- c 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度及び経度(岩手県災害対策用地図)により臨時ヘリポート位置を明らかにする。
- d 自衛隊があらかじめ行う各臨時ヘリポートの離着陸訓練の実施に対し協力する。

(イ) 受入れ時の準備

- a 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、臨時ヘリポートの近くに上空からの風向及び風速の判定ができるよう、吹流しを掲揚する。
- b 臨時ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- c 砂塵が舞い上がる場合においては散水を行い、積雪時においては除雪又はてん圧を行う。
- d 臨時ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- e 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- f 離発着時においては、臨時ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

6 災害派遣に伴う経費の負担

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、派遣を受けた町及び防災関係機関が負担する。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼働させるため、通常必要とする燃料を除く。)、水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話設備等を含む。)及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬及び修理費

エ 有料道路の通行料

(2) 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議の上決定する。

第12節 防災ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 防災ボランティアの受付・登録、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その受け入れ体制の整備に努める。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担 当 業 務
町本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティアの受入体制の整備 2 防災ボランティア活動に対するニーズの把握 3 防災ボランティア活動に関する情報の提供 4 防災ボランティア活動に対する支援 5 防災ボランティアに係る日本赤十字社岩手県支部(以下、本節中「日赤県支部」という)及び町社会福祉協議会(以下、本節中「町社協」という。)との連絡調整 6 自主防災組織、関係団体等との連絡調整
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティア活動に対する支援 2 防災ボランティア活動に関する情報の提供 3 防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部及び岩手県社会福祉協議会との連絡調整 4 県外防災ボランティアの受入に係る関係機関との連絡調整
町社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 町本部との連絡調整 2 防災ボランティア活動に係る他市町村の社会福祉協議会との連絡調整 3 防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整 4 防災ボランティア活動の普及啓発
その他の防災ボランティア団体(職域、職能等)等	<p>防災ボランティア活動に係る日赤県支部、日赤地区等及び町社協との連絡調整</p>

[町本部の担当]

部	課	担 当 業 務
総務部	総務課	行政区等に対する連絡調整
民生部	保健福祉センター	1 防災ボランティアの受入れの総括 2 町社会福祉協議会及び日赤県支部等に対する連絡調整 3 防災ボランティア活動状況の把握
教育部	教育委員会	災害活動に協力する社会教育団体に対する連絡調整

第3 実施要領

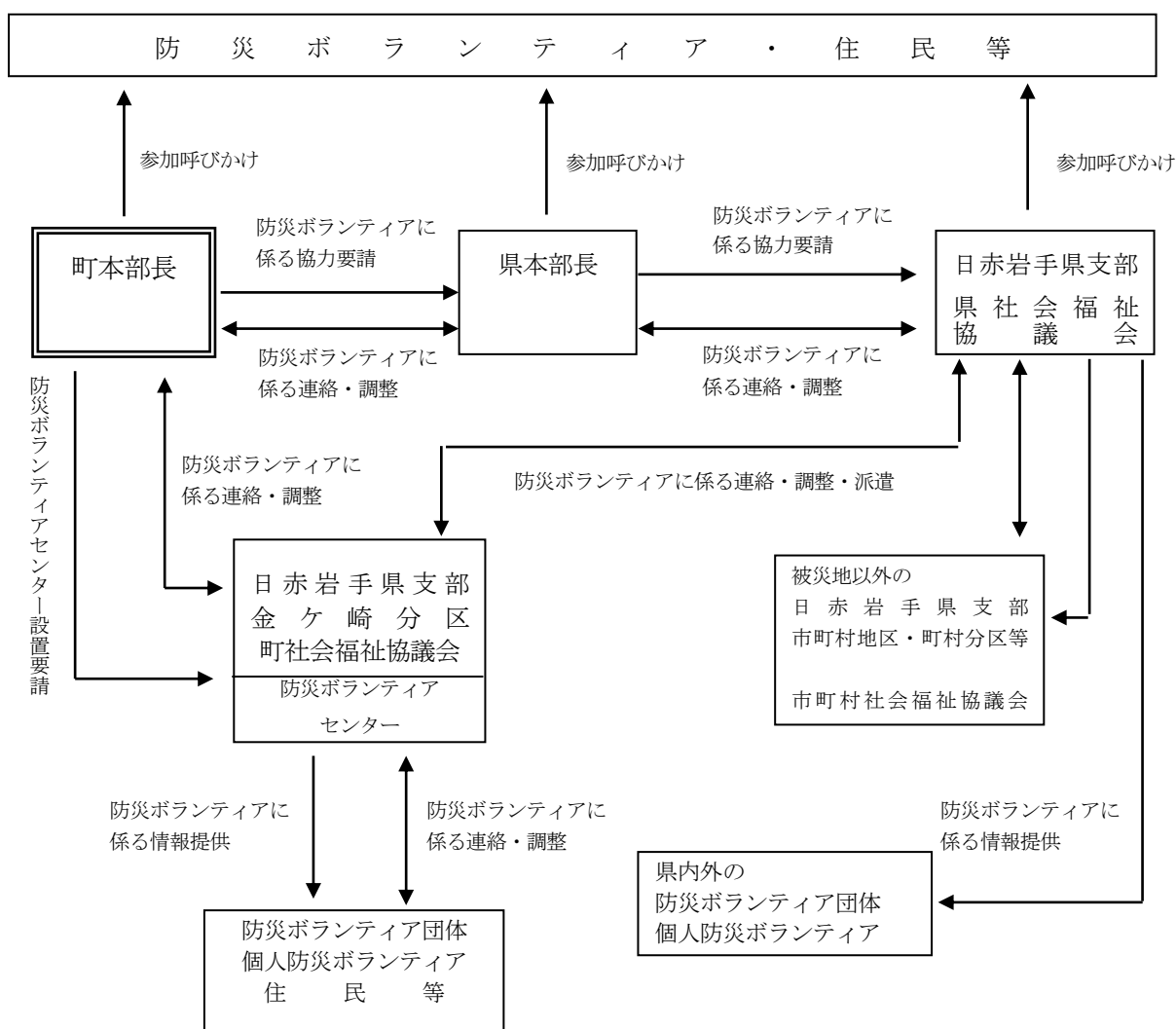
1 防災ボランティアに対する協力要請

- (1) 町本部長は、被災地における防災ボランティアニーズの把握に努め、防災ボランティアの協力が必要と認める場合は、日赤県支部及び町社協等と連携し、防災ボランティアに対して協力を要請する。
- (2) 町本部長は、町の防災ボランティアのほか、さらに多くの防災ボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して協力要請及び次の情報提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼びかける。その際は、防災ボランティアセンターを設置し、受入体制等の万全を期する。その際は、日本赤十字社岩手県支部金ケ崎分区及び町社協と協力し、受入体制を整える。

- | |
|------------------------------|
| ア 防災ボランティアの活動内容及び人数等 |
| イ 防災ボランティアの集合日時及び場所 |
| ウ 防災ボランティアの活動拠点 |
| エ 防災ボランティア活動に必要な装備及び資機材の準備状況 |
| オ その他必要な事項 |

- (3) 町本部長は、日赤県支部及び町社協等に対し、防災ボランティア活動に関する情報を提供するとともに、被害状況に応じ県に対して情報の提供を行う。
- (4) 町本部長は、町社協等と連携し、防災ボランティアの活動用具・防災ボランティア活動保険の加入について配慮する。

防災ボランティア活動に係る連絡調整図



2 防災ボランティアの受入れ

(1) 町本部長は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者ニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の活動環境について配慮する。

(2) 日赤金ケ崎分区及び町社協は、災害時において防災ボランティアの受付を行い、次の

事項についてオリエンテーションを行う。

ア 防災ボランティア活動の内容	オ 被害状況、危険箇所等に関する情報
イ 防災ボランティア活動の期間及び活動区域	カ 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報
ウ 防災ボランティア活動のリーダー等の氏名	キ その他必要な事項
エ 防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設	

3 防災ボランティアの活動内容

防災ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

- | | | |
|--------------------------------------|----------|----------|
| ・ 炊出し | ・ 募金活動 | ・ 話し相手 |
| ・ シート張り | ・ 清掃 | ・ 介助 |
| ・ 引っ越し | ・ 負傷者の移送 | ・ 後片付け |
| ・ 避難所の運営支援 | ・ 物資仕分け | ・ 物資搬送 |
| ・ 安否確認及び調査活動 | ・ 給食サービス | ・ 洗濯サービス |
| ・ 移送サービス | ・ 入浴サービス | ・ 理容サービス |
| ・ その他応急危険度判定、医療、無線等の専門的知識又は技術を活かした活動 | | |

第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画

第1 基本方針

災害時において、被災者に対し町内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受入れ態勢及び配分方法等を定め、确实、迅速な被災者への配分を実施する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	義援物資及び義援金の募集、受付け及び配分
県本部長	義援物資及び義援金の募集、受付け及び配分
日本赤十字社岩手県支部	義援物資及び義援金の募集、受付け
社会福祉法人岩手県共同募金会	義援金の募集及び受付け
金ヶ崎町社会福祉協議会	義援物資の募集、受付け及び配分

[町本部の担当]

部	課	担当業務
総務部	総務課	義援物資の受付及び義援物資及び義援金の配分
	出納室	義援物資及び義援金の受付 義援金の出納

第3 実施要領

1 義援物資

(1) 義援物資の受付

ア 町本部長は、被災地のニーズを確認し、受入れを希望する物資を把握の上、県本部長に報告する。

イ 県本部長は、市町村本部長からの情報を基に、義援物資の募集の有無や必要な物資について周知する。

ウ 受付けに当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示する。

エ 実施機関は、それぞれに送付された義援物資を受付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

(2) 配分及び輸送

ア 県本部で受付けた義援物資の被災市町村に対する配分は、県本部において決定し、市町

村の指定する場所に輸送し引き渡す。

イ 町本部長は、県本部及び日本赤十字社岩手県支部から送付された義援物資について、被災者に配分する。

2 義援金

(1) 義援金の受付

ア 県本部長は、大規模な災害等が発生した場合には、速やかに日本赤十字社岩手県支部と義援金募集の実施について協議し、義援金収集体等を構成員とする義援金配分委員会を組織する。

イ 義援金募集が決定された場合、実施機関相互が連携し、義援金の受付けを開始するとともに、インターネット等を通じて周知する。

ウ 実施機関は、それぞれに送付された義援金を受付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

(2) 配分

受付けた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し、決定するものとし、あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。

3 海外からの支援の受入れ

(1) 県本部長は、国の非常災害対策本部等から、海外からの支援受入れの連絡があった場合においては、関係省庁と連絡、調整を図り、その受入体制を整備する。

(2) 町本部長は、受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、県本部長と連携を図る。

第14節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 町本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法(以下本節中「法」という。)の適用を県本部長に要請する。
- 2 町本部長は、法に基づく救助については、県の補助機関として活動に当たるが、救助を迅速に行う必要がある場合は、県本部長の委任を受けて救助活動を実施する。
- 3 県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けてあらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担 当 業 務
町本部長	1 避難所の供与 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 被災者の救出 5 被災住宅の応急修理 6 学用品の給与 7 埋火葬 8 死体の捜索及び処理 9 災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
県本部長	1 応急仮設住宅の供与 2 医療及び助産 3 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

[町本部の担当]

部	課	担 当 業 務
民生部	保健福祉センター	災害救助法に基づく事務全般

第3 実施要領

- 1 法適用の基準(本項では災害救助法第2条第1項での適用について災害救助法施行令に明記された基準を記述する。)

法による救助は、町の区域単位に、原則として同一原因による災害によって町の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

- (1) 町の区域内における全壊、全焼、流出等により住宅が滅失した世帯(以下「被害世帯」という。)の数が、次のいずれかに該当する場合

町の人口	法適用基準	
	人口に応じた滅失世帯	県内1、500世帯滅失で町の人口に応じた滅失世帯
15、000人以上 30、000人未満の人口帯	50世帯以上	25世帯以上
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の区域内において、7、000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶された地域に発生する等、救護が困難な事情がある場合で、多数の世帯が滅失した場合 ・ 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で 		

注) 被害世帯数の算定は、次のとおりとする。

- ① 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1被害世帯とする。
- ② 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、3世帯をもって1被害世帯とする。
- ③ 全壊及び半壊の判定に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)によるものとする。

- (2) 災害が隔絶した地域において発生するなど、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情があり、かつ、被害世帯が多数である場合

被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

- (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当する場合

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ② 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

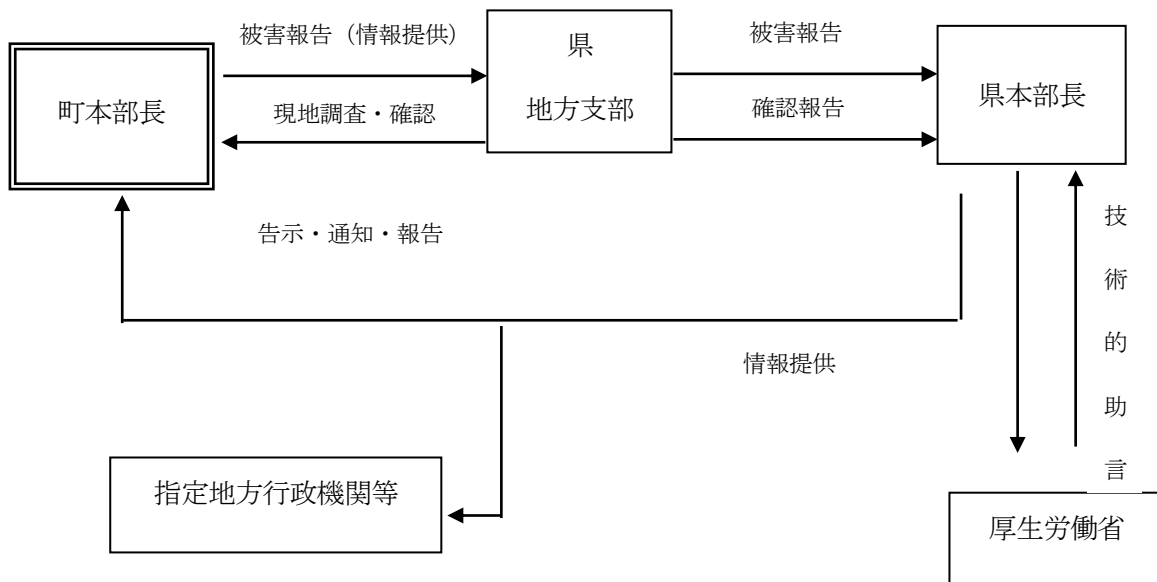
2 法適用の手続における町本部長の措置

- (1) 町本部長は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨を地方支部福祉班長を通じて

県本部長に情報提供する。

- (2) 法の適用基準となる被害世帯数については、第4節「情報の収集・伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめのうえ、「人的及び住家被害報告」により、県本部長に情報提供する。

災害救助法適用の手続



3 救助の実施

法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。

救 助 の 種 類	応急対策計画の概当節
避難場所の設置	第 15 節「避難・救出計画」
被災者の救出	
医 療	第 16 節「医療・保健計画」
助 産	
被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与	第 17 節「食料、生活必需品等供給計画」
炊出しその他による食品の供与	
飲料水の供給	第 18 節「給水計画」
応急仮設住宅の供与	第 19 節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
被災住宅の応急修理	
障害物の除去	第 21 節「廃棄物処理・障害物除去計画」
埋火葬	第 22 節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋火葬計画」
死体の捜索	
死体の処理	
輸送費及び賃金職員等雇上費	第 23 節「応急対策要員確保計画」
学用品の供与	第 24 節「文教対策計画」

4 救助の種類、程度、期間等(災害救助法による。)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の 供与	災害により現に被害を受け又は受けるおそれのある者	<p>(基本額) 避難所設置費1人1日当たり320円以内とする。</p> <p>(加算額) 冬期は、別に定める額を加算する。</p> <p>高齢者、障がい者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</p>	災害発生の日から7日以内	<p>1) 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水道費並びに仮設便所等の設置費を含む。</p> <p>2) 避難に当たっての輸送費は別途計上する。</p> <p>3) 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。</p>

応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅	災害発生日から20日以内に着工	1) 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務の一切の経費として5,516,000円以内であればよい。 2) 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3) 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4) 供与期間は2年以内
		1) 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、主体が地域の実情、世費等に応じて設定 2) 基本額1戸当たり5,516,000円以内 3) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出で設置できる費用は、当該地域における実費。		
炊出しその他による食品の給与	1) 避難所に収容された者 2) 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,130円以内	災害発生日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食1/3日)

飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																						
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1) 夏期(4月～9月) 冬期(10月～3月) の季別は災害の発生日をもって決定する。 2) 下記金額の範囲内	災害発生日から10日以内	1) 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2) 現物給付に限ること																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増す毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>18,400</td> <td>23,700</td> <td>34,900</td> <td>41,800</td> <td>52,900</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>30,400</td> <td>39,500</td> <td>54,900</td> <td>64,200</td> <td>80,800</td> <td>11,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上 浸水</td> <td>夏</td> <td>6,000</td> <td>8,100</td> <td>12,100</td> <td>14,700</td> <td>18,600</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,800</td> <td>12,700</td> <td>18,000</td> <td>21,400</td> <td>27,000</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table>					区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	全壊 全焼 流失	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800	冬	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100	半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算																																			
全壊 全焼 流失	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800																																			
	冬	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100																																			
半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600																																			
	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500																																			
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1) 救護班 使用した薬剤、治療材料、 医療器具破損等の実費 2) 病院又は診療所 社会保険診療報酬の額以内 3) 施術者 協定料金の額以内	災害発生日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																						

助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者(出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1) 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2) 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1) 現に生命、身体が危険な状態にある者 2) 生死不明な状態にある者	当該地区における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1) 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2) 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1) 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 574,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1) 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2) 文房具及び通学用品は、1人当たり金額以内 小学生児童 4,300円 中学生生徒 4,600円 高等学校等生徒 5,000円	災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内 (文房具及び通学用品)15日以内	1) 備蓄物資は評価額 2) 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。

埋 葬	災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12 歳以上) 210,200 円以内 小人(12 歳未満) 168,100 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1) 輸送費、人件費は、別途計上 2) 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,400 円以内 (一時保存) ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1 体当たり 5,300 円以内 (検 索) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1) 検索は原則として救護班 2) 輸送費、人件費は別途計上 3) 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障を来している場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 135,100 円以内	災害発生の日から 10 日以内	

輸送費 及び賃 金職員 等雇上 費	1) 被災者の避難 2) 医療及び助産 3) 被災者の救出 4) 飲料水の供給 5) 死体の捜索 6) 死体の処理 7) 救済用物資の 整理配分	当該地域における通常の実 費	救助の実施が 認められる期 間以内	
実費弁 償	災害救助法施行令第 4条第1号から第4 号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の 規定により救助に関する業 務に従事させた県知事の総 括する県の常勤の職員で当 該業務に従事した者に相当 するものの給与を考慮して 定める	救助の実施が 認められる期 間以内	時間外勤務手当 及び旅費は別途 に定める額

<p>救助の事務を行うのに必要な費用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 時間外勤務手当 2) 賃金職員等 3) 旅費 4) 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5) 使用料及び賃借料 6) 通信運搬費 7) 委託費 	<p>災害救助費は地方自治法災害令(昭和二十二年政令第十六号)第四百四十三条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第一条から第十五条までに掲げる経費と法第五条第三項に要した額及び法第十九条に要した額並びに令第八条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合算額以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2) 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3) 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4) 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5) 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6) 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7) 五億円を超える部分の金額については百分の四 	<p>救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内</p>	<p>災害救助費の精算する事務を行うのに要した経費も含む。</p>
------------------------	---	---	---	-----------------------------------

※1 この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の適度、方法及び期間を定めることができる。

※2 金額は、平成 29 年度改訂額

第15節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難指示等を伝達するとともに、避難支援等関係者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。この際、愛玩動物同伴者に対する避難設備を考慮する。
- 4 町は、避難指示等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。
- 5 町は、指定避難所において給水タンク、仮設トイレ、非常用電源、インターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた蓄電池等の整備に努めるものとする。

第2 実施機関(責任者)

1 避難指示等

実施機関	担当業務
町本部長	必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示等〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕
県本部長	必要と認める区域の居住者に対する避難のための立退き指示〔水防法第29条、地すべり等防止法第25条、災害対策基本法第60条、第61条、警察官職務執行法第4条〕
警察署	必要と認める地域の居住者に対する避難指示等
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	(1) その場に居合わせたもの、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置 (自衛隊法第94条) (2) 災害派遣要請に基づく避難の援助

[町本部の担当]

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	自衛隊の災害派遣要請 避難指示等の伝達

民生部	保健福祉センター	高齢者等避難発令時における災害時要援護者に対する避難支援
-----	----------	------------------------------

2 警戒区域の設定

実施機関	担当業務
町本部長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止又は退去の命令 〔災害対策基本法第63条〕

〔町本部の担当〕

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	警戒区域の設定

3 救出

実施機関	担当業務
町本部長	災害により生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死が不明の状態にある者の捜索又は救出

〔町本部の担当〕

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	(1) 消防機関及び自衛隊の災害派遣要請 (2) 生命身体が危険な状態にある者及び生死不明者の捜索、救出に係る連絡・調整
民生部	保健福祉センター	災害救助法の適用時における救出の事後事務
建設部	都市建設課	救出に係る重機等の確保

4 指定避難所の開設及び運営

実施機関	担当業務
町本部長	指定避難場所の設置、運営

〔町本部の担当〕

部	課	担当業務
民生部	保健福祉センター	避難所の設置、運営

第3 実施要領

1 避難指示等

(1) 避難指示等の実施及び報告

- ① 町本部長は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、時機を失することなく、避難指示等を行う。
- ② 町本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めること及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早

めの段階で高齢者等避難を発令することを検討する。

- ③ 町本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避などの行動を促すため、緊急安全確保を指示することができる。
- ④ 県は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域等について助言する。
- ⑤ 町本部長は、避難指示等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。
- ⑥ 実施責任者は、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。
- ⑦ 町は、避難指示等の対象地域又は解除等について、助言を求めることができるよう、県その他の防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備するよう努める。
- ⑧ 町本部長は、避難指示等の対象地域及び避難指示等の解除について、県その他の防災関係機関に助言を求めることができる。
- ⑨ 町は県からの伝達を踏まえ、できるだけ早期の避難情報、特に避難指示の発令と日中の避難完了に努める。

(2) 避難指示等の内容

① 発令者	④ 避難対象地域	⑦ 避難経路
② 避難指示等の日時	⑤ 避難対象者及びとるべき行動	
③ 避難指示等の理由	⑥ 避難先	⑧ その他必要な事項

(3) 避難指示等判断基準

避難指示等の判断基準は、以下の基準を具体的な発令基準として、気象予測や危険個所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断するものとする。

① 土砂災害

ア 避難指示等の対象とする土砂災害

急傾斜地の崩壊及び土石流の発生とする。

イ 土砂災害に係る避難指示等の対象とする区域

土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域等（62 か所）。

判断基準

種別	発令基準
高齢者等避難	<p>土砂災害警戒区域等を含む地域が①～⑤のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合</p> <p>②大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</p> <p>③強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>④前日まで100mm程度の連続降雨があり、当日の雨量が100mmを超えた場合</p> <p>⑤前日までの雨量がほとんどなく、当日の雨量が150mmを超えたとき、もしくは当日の時間雨量が40mmを超えた場合</p>

避難指示	<p>土砂大害警戒区域等を含む地域が①～⑧のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。</p> <p>①土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>②大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」となった場合</p> <p>③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>④土砂災害の前兆現象（湧水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>⑤前日まで100mm程度の連続降雨があり、当日の雨量が130mmを超えたとき、若しくは当日の雨量が100mm以下でも強風の場合</p> <p>⑥前日までの雨量がほとんどなく、当日の雨量が180mmを超えたとき、若しくは当日の時間雨量が50mmを超えた場合</p> <p>⑦警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>⑧警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合</p>
------	---

② 河川の洪水災害

ア 避難指示の対象とする洪水災害

北上川の氾濫等に伴う洪水の発生

胆沢川の氾濫等に伴う洪水の発生

イ 洪水災害に係る避難指示等の対象とする地域

金ヶ崎町防災マップに記載されている浸水想定区域

判断基準

種別	発令基準
高齢者等避難	<p>①～⑤のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>①北上川の桜木橋観測所水位が避難判断水位である4.8m到達し、氾濫警戒情報が発表された場合</p> <p>②漏水等が発見された場合</p> <p>③大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合</p> <p>④強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>⑤北上川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合</p>
避難指示	<p>①～⑤のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。</p> <p>①北上川の桜木橋観測所水位が氾濫危険水位である5.2m到達し、氾濫危険情報が発表された場合</p> <p>②異常な漏水等が発見され場合</p> <p>③北上川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合</p> <p>④警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>⑤警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合</p>

(4) 避難指示等の周知

① 地域住民等への周知

ア 町は、台風接近時等において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難指示等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動や後発地震の注意を促す情報について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。

イ 町本部長は、避難指示等や後発地震の注意を促す情報の内容を町防災無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに地域住民等に周知徹底を図る。

町本部長は、災害の種別に応じた避難指示等の伝達文をあらかじめ作成しておく。

ウ 町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象

者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとすべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

エ 避難指示等や後発地震の注意を促す情報の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

オ 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難指示等の周知に当たっては、あらかじめ案内板や避難標識等により標示し、避難対策の徹底に努める。

カ 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。

キ 町本部長は、感染症予防の観点から、避難者が特定の避難所に集中しないよう配慮する（分散避難）。

ク 避難指示等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

災害の種類	サイレン	備考
火災	3秒 ■ 3秒 ■ 3秒 連続	近火信号をもって避難信号とする。
水災	2秒 ■ 2秒 ■	水防法に基づく避難信号

ケ 町は後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

コ 町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、次の事項について周知する。

[周知内容]

- 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日ごろからの地震の備えの再確認
- 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等円滑かつ迅速に避難するための備え
- 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
- 個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

② 関係機関相互の連絡

町本部長は、避難指示等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

ア 避難指示等を行った者	エ 避難対象地域
イ 避難指示等の理由	オ 避難先
ウ 避難指示等の発令時刻	カ 避難者数

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
町長	知事	災害対策基本法第60条第4項
知事又はその指示を受けた職員	当該区域を管轄する警察署長	地すべり等防止法第25条
水防管理者 知事又はその指示を受けた職員		水防法第29条
警察官	町長	災害対策基本法第61条第3項
	公安委員会	警察官職務執行法第4条第2項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第94条第1項

(5) 避難の方法

- ① 避難は原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、混雑に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合、その他特別の事由がある場合に限る。
- ② 避難は、できるだけ事業所、学校又は自主防災組織等を中心とした、一定の地域の単位で、地域の特性や災害の状況に応じ、適切な避難方法により行う。

(6) 避難の誘導

- ① 町本部長は、あらかじめ避難行動要支援者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して避難計画を定める。
- ② 町本部長は、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。
- ③ 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。

ア 幼稚園、小学校、診療所、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難

イ 在宅の高齢者、障がい者等の避難

- ④ 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- ⑤ 町は、避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。

(7) 避難者の確認等

町職員、消防団員、民生委員等は自主防災組織と協力し、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。

- ① 避難場所（避難所）
 - ア 避難した住民等の確認
 - イ 特に、自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認
- ② 避難対象地域
 - ア 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認
 - イ 避難が遅れた者等の避難誘導及び救出
- (8) 避難経路の確保
 - ① 警察官は、避難路を確保するために必要がある場合は、避難道路及び避難場所等の周辺道路の交通規制を行う。
 - ② 町本部長は、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、安全性を確保する。
- (9) 避難支援等関係者の安全確保

町本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援等関係者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の安全の確保を図る。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

- ① 町本部長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して警戒区域を設定する。

ア 発令者	エ 警戒区域設定の地域
イ 警戒区域設定の日時	オ その他必要な事項
ウ 警戒区域設定の理由	

- ② 実施責任者は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警戒区域設定の周知

① 地域住民への周知

町本部長は、警戒区域設定の内容を町防災無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により、地域住民、自主防災組織等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

② 関係機関相互の連絡

町本部長は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

ア 警戒区域設定を行った者	ウ 警戒区域設定の発令時刻
イ 警戒区域設定の理由	エ 警戒区域設定の地域

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根 拠 法 令
知事	町 長	災害対策基本法施行令第 30 条第 3 項
警察官		災害対策基本法第 63 条第 2 項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第 63 条第 3 項

3 救 出

(1) 救出班の編成

- ① 町本部長は、災害発生直後において、緊急に救出・救助を行う必要がある場合は、当該地区の消防団、自主防災組織、地域の住民等により、救出・救護体制を整え、救出活動を実施する。
- ② 町本部長は、多数の救出を要する者があると認める場合は、その搜索、救出及び収容に当たらせるため、消防職員及び消防団員を主体とする「救出班」を編成し、救出活動を実施する。

(2) 救出の実施

- ① 搜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。
- ② 搜索の実施に当たっては、民生委員、地域の住民、旅行者又は滞在者等の協力を得て、居住者及び同行者の把握を行う。
- ③ 町本部長は、必要な救出用資機材（ジャッキ、つるはし、ファイバースコープ等）及び工事中重機等を確保できない場合は、県地方支部土木班、建設業協会等の協力を得て調達する。
- ④ 町本部長は、孤立化した地域における救出・救助、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認めた場合は、第 10 節「相互応援協力計画」又は第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊等の災害派遣を要請する。

(3) 救出したときの措置

- ① 救出班は、負傷者等を救出した場合は、医療救護班と協力して直ちに応急医療を行い、医療機関(救護所を含む)に収容する。
- ② 救出班は、遺体を発見した場合は、第 22 節「行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋火葬計画」に定めるところにより、適切に措置する。

(4) 災害救助法を適用した場合の救出

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救

助法の適用計画」に定めるところによる。

4 避難所の設置及び運営

(1) 避難所の設置

- ① 町本部長は、避難指示等を発令した場合は、災害の種類に応じた避難所を開放する。
- ② 町本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、指定避難所を設置した場合は、避難生活に必要な物資（飲料水、毛布、医療品、仮設トイレ、テレビ等）を調達する。
- ③ 町本部長は、福祉避難所の円滑な設置、運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努める。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- ④ 町本部長は、町が設置する指定避難所をできる限り多く開設する。あらかじめ指定した指定避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により指定避難所の確保に努める。

ア 隣接市町村と協議し、当該市町村地域内にある建物又は土地を借り上げて指定避難所を設置する。

イ 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を指定避難所とする。

ウ 町本部長は、所属職員の内から管理者を定め、当該指定避難所の運営に当たる。

- ⑤ 町本部長は、指定避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。

ア 開設日時及び場所	ウ 開設期間の見込み
イ 開設箇所数及び各指定避難所の避難者数	

- ⑥ 避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。

区 分	対 象 者
災害により、現に被害を受けた者	ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 イ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実に災害を受けた者
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	ア 避難指示等をした場合の避難者 イ 避難指示等はないが、緊急に避難することが必要である者

- ⑦ 町本部長は、指定避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。
- ⑧ 町本部長は、指定避難所の設置を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な設置に努める。
- ⑨ 町本部長は、指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、速やかに指定避難所の開設状況等を県に報告する。

⑩ 町本部長は、必要な場合には、宿泊施設等の活用等を実施する。

(2) 避難所（収容施設）の開設基準

指定されている避難所を1次避難所、2次避難所に分類し開設基準を設定する。

※緊急避難場所については、開設及び運営は当該地区における自主防災組織等によるものとする。

区分	開設基準	避難所	箇所数
緊急避難場所	震度5弱以上の地震及び大規模な災害が発生すると認められる場合で各開設者による一定の基準による	各行政区における集会所、公民館等の指定の場所	49箇所
1次避難所	震度5弱以上の地震及び大規模な災害が発生すると認められる場合	6地区センター（街地区体育館含む）、県南青少年の家、県立農業大学校	9箇所
2次避難所	被害の状況により1次避難所に収容しきれない場合	1次避難所以外の指定避難所の中から指定した避難所	7箇所

(3) 避難所開設に係る職員の出役について

① 避難所開設が決定した時は、1次避難所9箇所を開設する。また、必要に応じて2次避難所7箇所を開設する。

避難所の職員体制については「金ヶ崎町避難所開設運営マニュアル」に定めるところによる。

② 連絡体制等について

ア 出役者は、各課で調整の上、事前に出役順位を決めておく。

イ 出役の連絡は、各課長からの電話連絡とする。

ウ 参集先は役場（生活環境課）とし、避難所セットを持参の上、全員が揃ってから避難所に向かう。

エ 長時間にわたる配置が見込まれる場合、12時間を目途として、次の出役者を各出役課より派遣する。

カ 避難者が20人以上となった場合は、災害対策本部にて出役者の人選と追加派遣を行う。

(4) 指定避難所の設置、運営

① 町本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営に努める。この場合において、町本部長は、指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じてその状況把握に努め、必要な対策を講じる。

- ② 町本部長は、避難の長期化等必要に応じて、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- ③ 町本部長は、避難所における感染症対策については、県が作成しているガイドライン及び金ケ崎町避難所開設運営マニュアル等も参考とし、必要な措置を講じるものとする。
- ④ 町本部長は、指定避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。
- ⑤ 町本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。
- ⑥ 町本部長は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。
- ⑦ 町本部長は、指定避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら次の措置をとる。

- ア 避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による被災者の自治組織の育成
- イ 食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備
- ウ 生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備
- エ ホームヘルパー等による介護の実施
- オ 保健衛生の確保
- カ 避難所のパトロールの実施等による安全の確保
- キ 可能な限りのプライバシーの確保及び性別、性的マイノリティ(LGBT 等)や高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦の多様なニーズへの配慮
- ク 応急仮設住宅及び公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用

⑧ 町本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて留意する。

⑨ 町本部長は、学校を避難所として利用する場合には、応急教育の支障とならないよう校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。

(本章第24節「文教対策計画」参照)

⑩ 町本部長は、指定避難所等における性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(5) 町外からの避難者のための避難所の設置等

町外からの避難者のための避難所の設置及び運営については、(1)～(3)の定めを準用する。

(6) 災害救助法を適用した場合の避難所設置

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 帰宅困難者対策

(1) 町本部長は、災害の発生に伴い、通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、必要な情報の提供を行うなど、帰宅のための支援を行う。

(2) 町本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要になった者又は避難所での受入れが必要となった者に対し、物資の提供及び避難所への受入れを行う。

6 避難所以外の在宅避難者に対する支援

① 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

② 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。

(1) 在宅避難者等の把握

① 町本部長は、自宅、車中その他の避難所以外の場所にいる者でライフラインや流通の途絶により、物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。

② 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を町本部長に提供する。

(2) 在宅避難者等に対する支援

① 町本部長は、役場庁舎における配布や在宅避難者等がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。

② 町本部長は、在宅避難者等に対し、物資や食料の支給の広報の実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

③ 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

7 広域避難

(1) 県内広域避難

① 災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下、本節中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受け入れを協議する。

② 協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

③ 協議先市町村長は、避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

④ 協議先市町村長は、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設（以下、本項中「受入施設」という。）を決定し、提供する。

- ⑤ 協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- ⑥ 県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、避難者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言等を行う。

[法令に基づく報告又は義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市町村本部長	県内広域避難の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第 61 条の 4 第 2 項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第 61 条の 4 第 6 項、災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 2 項
	県内広域避難の必要がなくなつたと認めるとき	1 協議先市町村長 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示	災害対策基本法第 61 条の 4 第 7 項、災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 2 項

		4 県本部長	
協議先 市町村 長	受入施設を決 定したとき	受入施設を管理する者及び協議先 市町村長が必要と認める関係指定 地方行政機関の長その他の防災関 係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 4 第 4 項、災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 1 項
		協議元市町村本部長	災害対策基本法第 61 条の 4 第 5 項
	県内広域避難 の必要がなく なった旨の通 知を受けたと き	受入施設を管理する者及び協議先 市町村本部長が必要と認める関係 指定地方行政機関の長その他の防 災関係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 4 第 8 項、災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 1 項

(2) 県外広域避難

- ① 町本部長は、県外広域避難の必要があると認めるときは、県本部長に対し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。
- ② 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事に対し、避難者の受入れの協議を行う。
- ③ 県本部長は、協議先の都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、町本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。
- ④ 町本部長及び県本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- ⑤ 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、避難者の輸送手段の確保等、県外広域避難の実施に関し必要な助言等を求める。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又 は通知 義務者	報告又は通知 の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部 長	受入施設を決 定した旨の通 知を受けたと	1 町本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第 61 条の 5 第 9 項

	き		
町本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の9第10項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項
	県外広域避難の必要がなくなったと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の9第11項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項

(3) 他都道府県からの広域避難受入れ

- ① 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受け入れに関する県内の市町村長の意向を確認のうえ、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。
- ② 町長は、県本部長から協議を受けたときは、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- ③ 町長は、受け入れ施設を決定し、提供する。
- ④ 町長または県本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
-----------	-----------	---------	------

県本部 長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第61条の5第8項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	町長	災害対策基本法第61条の5第13項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項
町長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び町長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の5第6項
		県本部長	災害対策基本法第61条の5第7項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び町長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の5第14項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項

8 広域一時滞在

(1) 県内広域一時滞在

- ① 災害の規模、避難者の受入れ状況に鑑み、県内広域一時滞在の必要があると認めた市町村本部長（以下、この項において「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。
- ② 協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告

する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

- ③ 協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- ④ 協議先市町村長は、受け入れる被災住民の県内広域一時滞在の用に供するための施設（以下、本節中「受入施設」という。）を決定し、提供する。
- ⑤ 協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- ⑥ 県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、被災者の輸送手段の確保等、県内広域一時滞在の実施に必要な助言等を行う。
- ⑦ 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、他の市町村長との協議ができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市町村本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第86条の8第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第86条の8第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
	県内広域一時滞在中の必要がなくなったと認めるとき	1 協議先市町村長 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長のその他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法第86条の8第7項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第4項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項
		協議元市町村本部長	災害対策基本法第86条の8第5項
	県内広域一時滞在中の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第8項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項

(2) 県外広域一時滞在

- ① 町本部長は、県外広域一時滞在の必要があると認める場合は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。
- ② 県本部長は、応援協定を締結した都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本号中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。
- ③ 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅延なく報告する。
- ④ 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、町本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。
- ⑤ 県本部長は、大規模な災害により町が被災し、協議を求めることができないと推測される場合には、町本部長に代わって当該要求を行う。
- ⑥ 県本部長及び町本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- ⑦ 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段等の確保等、県外広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を求める。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域一時滞在の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第3項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 町本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第9項
	県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第12項
町本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けた	1 公示 2 町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第10項、災害対策基本等施行規則第8条の2第4項
	県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 町本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長のその他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第11項、災害対策基本等施行規則第8条の2第4項

(3) 他都道府県からの広域一時滞在受入れ

- ① 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。
- ② 町長は、県本部長から協議を受けたときは、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- ③ 町長は、受入施設を決定し、提供する。
- ④ 県本部長又は町長は、法に基づく報告又は通知を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第 86 条の 9 第 8 項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	町長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 13 項
町長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び町長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 6 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項の規定により準用する同条第 1 項
		県本部長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 7 項

<p>他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき</p>	<p>受入施設を管理する者及び町長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</p>	<p>災害対策基本法第 86 条の 9 第 14 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項の規定により準用する同条第 1 項</p>
---	---	---

(4) 広域一時滞在により避難する被災者に対する情報等の提供体制

県内広域一時滞在、県外広域一時滞在又は他都道府県広域一時滞在による避難者に対しては、県本部長および避難者を受け入れた市町村長が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

9 住民等に対する情報等の提供体制

(1) 町及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。

(2) 町及び県は、安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

(3) 安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受けた加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

(4) 広域避難等をした者に対しては、町及び県本部長が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

(5) 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、町と連携のうえ、あらかじめ一連の手続きについて整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

(6) 町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(7) 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町と連携のうえ、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第16節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 町本部長は、救急・救助の初動体制を確立し、医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもとに、迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 2 多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院を中心とした医療体制の確保を図る。
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速かつ正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 4 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 5 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を関係機関・団体との連携のもと、適切に行うよう努める。
- 6 町及び関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、県と連携し活動を行うこととする。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の医療、助産及び保健 2 救護所の設置 3 医療機関に対する応援要請
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法を適用して行う医療、助産及び保健 2 後方医療施設の確保 3 県立病院に係る医療救護班（災害派遣医療チーム（以下「DMAT」と言う。）を含む。）の編成、派遣 4 精神科医療機関に係る岩手DPATの編成、派遣 5 他の医療機関に対する応援要請
奥州医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医院等に係る医療救護班の編成及び派遣

[町本部の担当]

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 県等に対する職員の派遣、派遣のあっせん及び応援要請 2 自衛隊の災害派遣要請 3 被災した愛玩動物の救護対策
民生部	保健福祉センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 県及び近隣市町村等に対する医療救護班の派遣要請並びに医薬品、医療資機材の調達及びあっせん要請 2 日本赤十字社医療救護班の派遣要請 3 他の医療機関に対する協力要請 4 応急医療の総合調整 5 救護所の設置、運営 6 保健指導の実施 7 こころのケアの実施

第3 初動医療体制

1 医療救護班・歯科医療救護班の編成

- (1) 町本部長は、災害時における医療活動を迅速かつ適切に行うため、消防機関及び各医療機関と密接な連携を図る。
- (2) 災害時における医療（歯科医療を除く。）、助産の救助を実施するため、金ヶ崎診療所をはじめとする各医療機関は、あらかじめ「医療救護班」を編成する。
- (3) 災害時における歯科医療、口腔ケアを実施するため、あらかじめ、(社)岩手県歯科医師会は、「歯科医療救護班」を編成する。
- (4) 応急医療及び救護のため、他の市町村及び自衛隊の災害派遣を要する場合の手続きは、それぞれ、第10節「県、市町村等応援協力計画」及び第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

2 救護所の設置

町本部長は、被害の状況及び規模に応じて、次の場所に救護所を設置する。

(1) 避難所	(2) 災害現場	(3) 医療施設
---------	----------	----------

3 医療救護班の活動

- (1) 医療救護班は、おおむね次の業務を行う。
 - ① 傷病者に対する応急処置
 - ② 後方医療施設への傷病者の搬送の要否及び搬送順位の決定
 - ③ 搬送困難な患者、軽傷患者等に対する医療
 - ④ 助産救護
 - ⑤ 死亡の確認
 - ⑥ 遺体の検案及びその後の措置
- (2) 医療活動の実施に当たっては、救出班及び捜索班（本章第22節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋火葬計画」参照）と連携を図る。
- (3) 医療救護班は、救護所において医療活動を実施するとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して医療活動を行う。

4 医薬品及び医療資機材の調達

- (1) 医薬品等は、従事する医療機関の手持品をもって繰替使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、それぞれの実施責任者が調達する。
- (2) 町本部長は、必要な医薬品等を調達できない場合は、地方支部保健環境班長を通じて県本部長に調達又はあつせんを要請するものとし、災害の規模により大量の医薬品を早急に必要とするときは、直接県本部長に対して調達又はあつせんを要請する。

第4 医療機関の防災能力の向上

- 1 医療機関は、災害時においても、医療施設の機能を維持し、空床の利用や収容能力の臨時拡大等により、傷病者の収容を行うよう努める。
- 2 医療機関は、水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止した場合の対策並びに医療スタッフ及び医薬品等の確保対策について、相互に支援を行う体制を整備するなど、防災能力の強化を図る。
- 3 医療機関は、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受入方法、医療救護班の派遣方法等に関するマニュアルの作成に努める。

第5 傷病者の搬送体制

1 傷病者の搬送の手続き

- (1) 救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。
- (2) 傷病者の搬送は、医療救護班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、町本部長に対し搬送車両の手配・配車を要請する。
- (3) 傷病者搬送の要請を受けた町本部長は、あらかじめ定められた搬送先病院の順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認のうえ搬送する。

2 傷病者の搬送体制の整備

- (1) 町本部長は、あらかじめ医療機関の規模、位置、診療科目等から、搬送先病院の順位を定める。
- (2) 町本部長は、あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所、離発着スペース等を考慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。
- (3) 町本部長は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するため、収容先医療機関の被災状況、空病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。

第6 個別疾患への対応体制

1 人工透析

(1) 情報収集及び連絡

- ① 町本部長は、透析施設等から収集した透析患者の受診状況及び透析施設の稼働状況について、県奥州地方支部保健環境班に情報提供する。
- ② 町本部長は、透析施設の管理者から施設内の医療体制及び被災状況等を確認するとともに、代替透析施設情報等を透析患者等へ連絡する。

(2) 透析に必要な水及び医薬品等の確保

町本部長は、災害による水道、電気等のライフラインが機能停止した場合は、県本部長

と連携し、透析に必要な水及び医薬品を確保する。

2 難病等

(1) 情報収集及び連絡

町本部長は、難病患者等の受診状況、医療機関の稼働状況等について、地方支部保健環境班に情報提供する。

(2) 医薬品等の確保

町本部長は、難病患者等に使用する医薬品を調達する場合は、第3の4「医薬品及び医療資機材の調達」に定めるところにより行う。

第7 災害中長期における医療体制

1 町本部長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、保健師及び管理栄養士（栄養士）による「健康管理活動班」を編成し、保健活動を行う。

2 健康管理活動班は、医療救護班と合同で健康管理活動を行うものとし、原則として救護所と同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地の避難所及び応急仮設住宅等を巡回等して健康管理活動を行う。

3 保健活動班は、おおむね次の業務を行う。

- (1) 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動及びこころのケア
- (2) 避難所や車中等で過ごしている被災者に対する健康教育
- (3) 被災者に対する保健サービスについての連絡調整

第8 応援要請

町本部長は、応急医療・救護及び保健活動のため、必要があると認める場合は、第10節「相互応援協力計画」又は第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊等の災害派遣を要請する。

第9 災害救助法を適用した場合の医療及び助産

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第10 愛玩動物の救護対策

町本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。

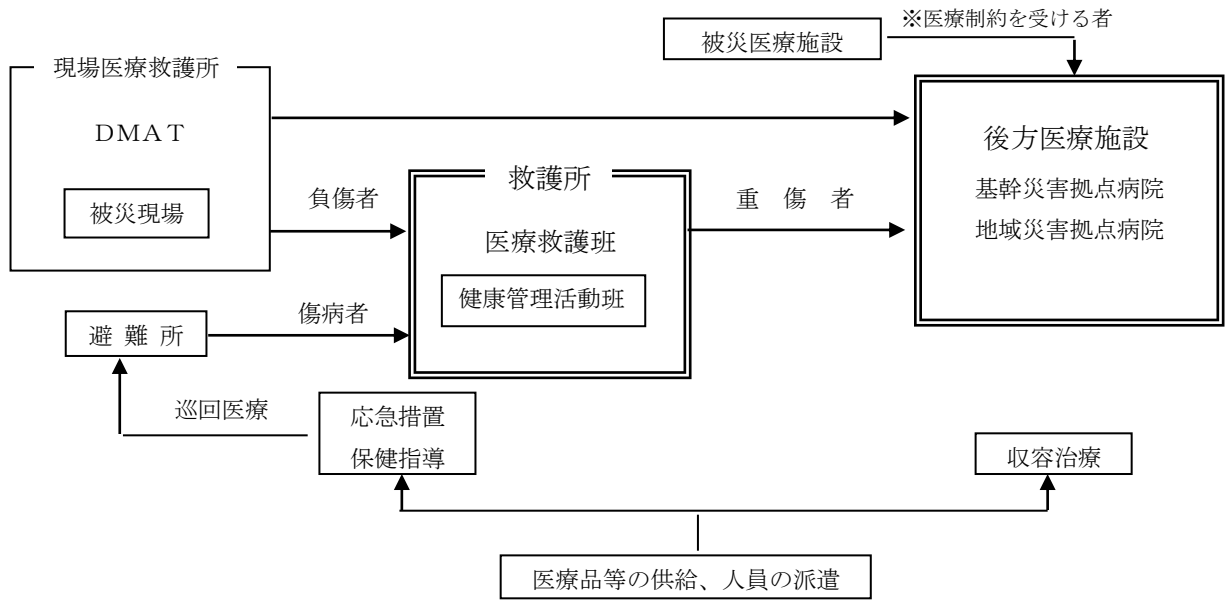
また、県と連携し、獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。

- 1 所有者不明の動物について、県及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。
- 2 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置に努

める。

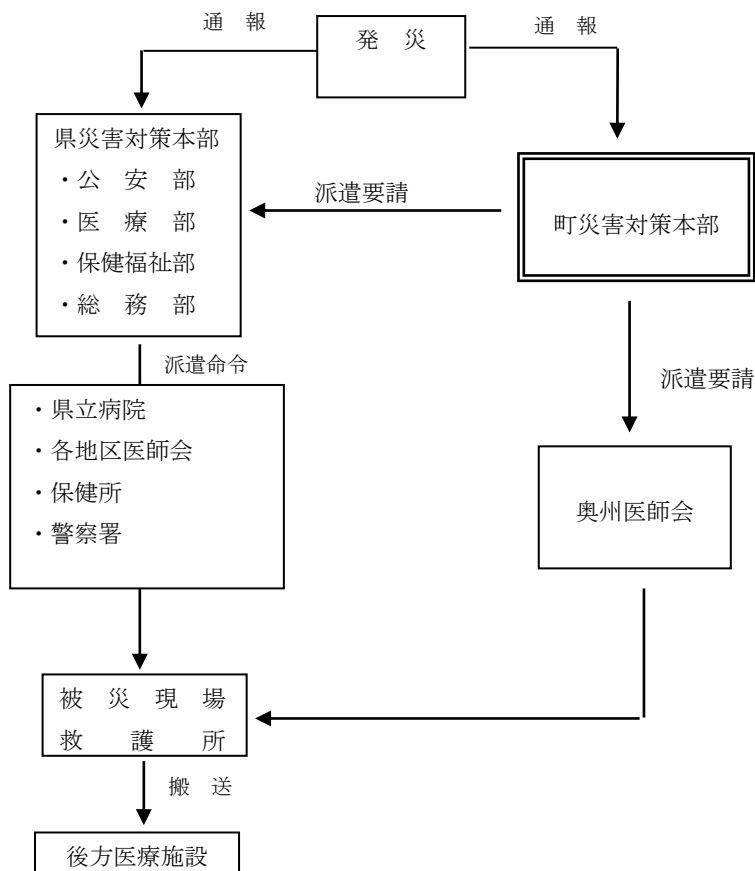
- 3 飼い主とともに避難した動物の飼養について、県と連携し適正な飼育の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。
- 4 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

災害時における医療・保健活動の流れ（イメージ）



※ 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

医療・保健活動の情報連絡系統図



第17節 食料、生活必需品供給計画

第1 基本方針

- 1 災害時において、被災者等に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資(以下、本節中「物資」という。)を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備し、物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報、調達及び配分の窓口の一元化を図る。
- 3 町は、把握した数量と被災の状況を勘案し、町内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、県に対して調達、供給の要請を行う。
- 4 町本部長は、災害発生直後の救援物資の迅速な供給に努める。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	被災者に対する物資の調達及び支給並びに炊出しの実施
県本部長	市町村に対する物資の調達及びあっせん
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 物資の無償貸与又は譲渡 2 災害派遣要請に基づく給食

[町本部の担当]

部	課	担当業務
総務部	総務課	災害発生直後の救援物資供給の報道要請
防災部	生活環境課	1 県、他市町村等に対する物資の調達及びあっせん要請 2 自衛隊に対する物資の無償貸付又は譲渡の要請 3 他課の担当以外の物資の調達及びあっせん
民生部	保健福祉センター	1 民間事業所等からの物資の供給に係る連絡調整 2 被服、寝具等の供与事務の総括 3 災害救助法の適用による被服、寝具等の供与事務の総括

第3 実施要領

1 物資の支給対象者

物資の支給は、原則として次に掲げる者に対して行う。

- (1) 避難所又は避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
- (2) 住宅が、全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水の被害を受けた者
- (3) 生活上必要な最低限度の家財等を災害により喪失した者
- (4) 物資がない又はライフラインの寸断等により、日常生活を営むことが困難な者
- (5) 被災現場において、防災活動に従事している者で、物資の支給を必要とする者

2 支給物資の種類

- (1) 物資の種類及び数量は、支給基準数量等を参考に、被災状況及び食料調達の状況に応じて、支給する。

- (2) 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を支給する。
- (3) 避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材・調味料、燃料、調理器具等を支給する。
- (4) 食料の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある等に配慮する。なお、これらの食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。
- (5) 高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。
- また、男女別の物資が受け取りやすいよう支給方法等を工夫するとともに、性的マイノリティ(LGBT等)の視点にも配慮する。

支給物資の種類、支給基準数量等

[供給食料の種類]

区分	供給食料
主食用	米穀、炊出しによる米飯、弁当等、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等
副食物	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等（※副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。）
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等

[1人当たりの供給数量]

区分	供給基準数量
米穀	被災者 1食当たり 精米200グラム以内 応急供給受配者 1日当たり 精米400グラム以内 災害救助従事者 1食当たり 精米換算 300グラム以内

区 分	支 給 物 資
外 衣	洋服、作業衣、子供服等
肌 着	シャツ、パンツ等
寝 具	タオルケット、毛布、布団等
身回品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、コンロ、ガス器具等
食 器	はし、茶わん、皿等
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート等
光熱材料	マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス等

3 物資の確保

- (1) 町本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認めた場合は、各避難所等からの聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時算出する。
- (2) 町本部長は、備蓄物資の供出、関係業者からの購入等により、必要とする物資を確保する。
- (3) 町本部長は、必要な物資を調達できない場合は、「世帯構成員別被害状況」に基づく必要数量を明示し、地方支部総務班長を通じて、県本部長に対し、物資の調達又はあっせんを要請する。
- (4) 自衛隊の保有する物資の無償貸付又は譲渡を要請する場合の手続は、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

4 物資の輸送及び保管

- (1) 町本部長は、避難所等に物資を引渡す場合は、別記様式 3 「災害救助用物資引渡書」により授受を明確にする。
- (2) 町本部長は、物資の保管に当たっては、必要に応じて警備員を配置し、又は警察機関及び消防機関の警備を要請するなど、事故防止の措置をとる。

5 物資の支給等

(1) 物資の支給等

- ① 原則として物資は支給することとし、町本部長が指定したものに限り、貸与する。
- ② 物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、町における配布や生活困難者がいる集落又は避難所の巡回により実施する。

(2) 食料の供給における留意事項

- ① 町本部長は、あらかじめ、範囲、炊出し方法等を定める。
- ② 炊出しによる供給は、既設の給食施設又は仮設の供給施設を使用し、自ら行い、又は委託して行う。
- ③ 炊出しのため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- ④ 防災関係機関の長は、所管の応急対策業務従事者に対し、食料の供給ができないときは、町本部長に対し、食料の供給について応援を求める。

6 住民等への協力要請

町本部長は、必要と認めるときは被災住民、自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、物資の荷下ろし、仕分け、支給等について協力を求める。

7 物資の需給調整

町本部長は、必要な物資の品目及び数量を地域別及び避難所別に迅速に把握できるよう、

あらかじめ支給すべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需要に関する情報収集や輸送拠点、避難所等にある物資の在庫量の把握に努める。

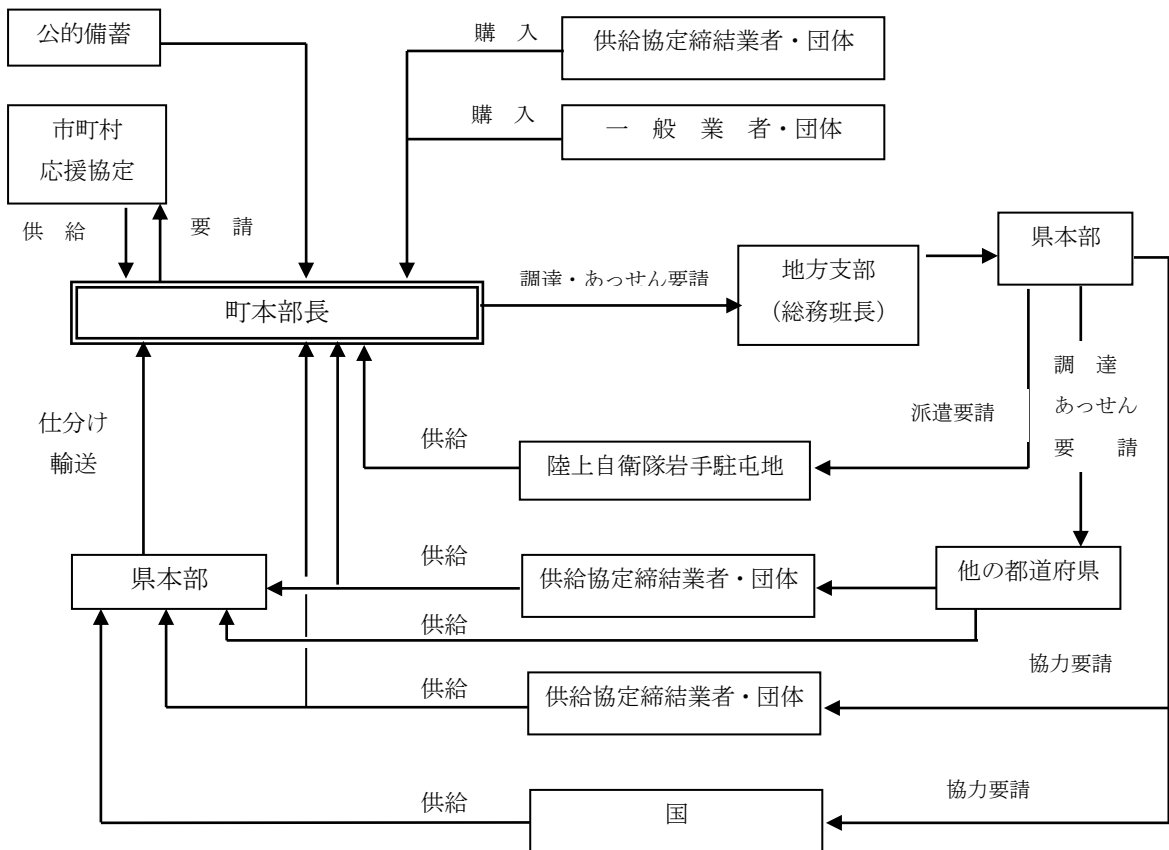
8 救援物資の受入体制の周知

町本部長は、報道機関を通じ、個人からの救援物資は対応が困難であることを呼びかける。また、被災者への善意を寄せていただける場合は、義援金での支援に理解を求める。

9 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」の定めるところによる。

物資の調達・供給系統図



別記様式

災害救助用物資引渡書						
引継者機関名			職氏名			
引受者機関名			職氏名			
<p>救助用物資を、下記のとおり引き継ぎました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 引継日時</p> <p>2 引継場所</p> <p>3 引継物資 次表のとおり ((車両番号)</p>						
物資名	単位	輸送数量	引継数量	差引不足数	不足を生じた理由	その他
<p>注：本書は、2部作成し、授受機関とも保管する。</p>						

第18節 給水計画

第1 基本方針

災害時において、被災者等に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	1 飲料水の供給 2 県本部長の指示に基づく生活の用に供される水の供給
県本部長	市町村本部長が行う給水に対する協力、指示
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく給水

[町本部の担当]

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	1 県、他の市町村等に対する応急給水用資機材の調達及びあっせん並びに要員派遣要請 2 自衛隊の災害派遣要請 3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による給水
民生部	保健福祉センター	災害救助法による給水事務の総括
水道部	上下水道課	1 断水世帯に関する情報収集等 2 応急給水 3 飲料水の水質検査 4 その他災害の際の全般的給水

第3 実施要領

1 給水

(1) 水源の確保

町本部長は、災害時において応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、防火水槽、工業用水等を利用した水源の確保に努める。

(2) 給水班の編成

町本部長は、職員を主体として給水班を編成し、次の業務を行う。

- | | | |
|--------|------------|------------------|
| ① 給水業務 | ② 飲料水の水質検査 | ③ 汚染水の使用禁止、停止、制限 |
|--------|------------|------------------|

(3) 応援の要請

- ① 町本部長は、自らの活動のみによっては、被災者等に対する飲料水の確保若しくは供給ができないと認めた場合、又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者がでた場合は、次の事項を明示し、地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 給水対象地域	ウ 職種別応援要員数	オ その他参考事項
イ 給水対象人員	エ 給水機関	

- ② 給水のため必要があると認める場合は、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

2 応急給水用資機材の調達

(1) 調達方法

- ① 町本部長は、あらかじめ地域内の水道関係業者及び団体と応援協定を締結するなど、災害時における応急給水用資機材の調達を図る。
- ② 町本部長は、業者等から調達した器具及び機材を受領するときは、品名、数量等を確認の上受領し、保管する。

(2) 応援の要請

町本部長は、応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、次の事項を明示し、県奥州地方支部保健環境班長又は福祉班長を通じて県本部長に応援を要請する。

① 応急給水用資機材の種別及び数量	③ 運搬先
② 使用期限	④ その他参考事項

3 給水の方法

(1) 水の消毒及び給水器具の衛生的処理

- ① 水道水（被災水道施設を除く。）以外の水を供給する場合は、浄水基地を設けてろ過し、かつ、塩素剤により遊離残留塩素濃度が 0.2 mg/ℓ以上になるよう消毒する。
- ② 水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度を 0.2 mg/ℓ以上に確保する。
- ③ 給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行い使用する。

(2) 給水車等が運行可能な地域への給水

給水車（給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む。）、可搬式タンク、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(3) 給水車等の運行不可能な地域における給水

- ① 浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。
- ② 浄水基地から直接給水を受けることができない者に対しては、浄水した飲料水をポリ

エチレン容器等に収納し、軽車両等で搬送し、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(4) 移動給水

断水の程度が部分的な場合は、必要とする地域に広報車とともに給水車等を巡回させて給水する。

(5) 医療施設等への優先的給水

- ① 医療施設、福祉施設、避難場所等に対しては、優先的に給水を行う。
- ② 浄水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源、被災しない水道施設の位置に配慮し、医療施設への優先的給水が容易な場所とする。

4 水道施設被害汚染対策

(1) 町本部長は、災害による給配水施設の破損又は汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

- ① 必要な技術要員を待機させ、必要な資機材の整備を図る。
- ② 緊急修理用資機材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。
- ③ 施設を巡回して事故発生の有無及び被害の状況を確認する。

(2) 町本部長は、水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害を受けた場合は、次の措置を講ずる。

- ① 施設の損壊、漏水等に係る応急復旧を行う。
- ② 水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置をとる。

ただし、生活用に供される水については、その使用範囲を制限することにより、目的を達することができる認めるときは、使用範囲の制限を行う。

(3) 町本部長は、水処理センター等の応急措置だけでは飲料水の供給ができないと認めた場合は、第10節「県、市町村等相互応援協力計画」の定めるところによるほか、次の事項を明示し、地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

- | | |
|-------------------------------|---------------|
| ① 水道被害の状況
(施設の破損、水道水の汚染状況) | ④ 人員、資材、種類、数量 |
| ② 給水対象地域 | ⑤ 応援を要する期間 |
| ③ 給水対象世帯・人員 | ⑥ その他参考事項 |

5 上水道施設の応急復旧要領

町本部長は、上水道施設が被災した場合は、次により応急復旧の措置を講じるものとする。

(1) 浄水場等施設

被害の程度等に応じて上水道施設工事関係業者等の緊急応援を要請するものとする。

(2) 配・給水管路

被災に応じた施設間の水運用（配水制限等を含む。）を図り、各系統ごとに応急復旧ブロックを設定し、上流側から順次復旧作業を行うものとする。

① 復旧の優先順位

復旧作業は、消火栓が設置されている管路を優先する。

ア 配水本管	イ 配水支管	ウ 給水管
--------	--------	-------

② 復旧班の編成

修繕工事委託業務体制における緊急工事は、上水道施設工事関係業者に要請して、ブロック別に調査作業班、復旧工事班を編成し、継続的に調査復旧作業を行うものとする。

(3) 応急復旧に必要な器具及び資機材等の調達

被害の状況等により、備蓄資機材での対応が不十分であると判断されるときは、関係業者に対して配・給水施設復旧対策に必要な器具、機械及び復旧資材の供給又は確保を要請し、交通状況を勘案して集積場所を選定し、緊急調達に備えるものとする。

6 災害救助法を適用した場合の飲料水の供給

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第 1 9 節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第 1 基本方針

- 1 災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住家が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。
- 4 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。

第 2 実施機関(責任者)

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	被災住宅の応急修理、公営住宅等の入居あっせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営
県本部長	応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供

[町本部の担当]

部	課	担 当 業 務
防災部	生活環境課	1 県、他市町村に対する応急仮設住宅建設に係る技術職員の派遣要請 2 県、他市町村に対する被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん要請
民生部	保健福祉センター	1 災害救助法適用による応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括
建設部	都市建設課	1 応急仮設住宅供与対象者に係る調査・報告 2 応急仮設住宅供与対象者及び被災住宅の応急修理に係る建設資材の確保 3 応急仮設住宅の用地の確保 4 応急仮設住宅の設計、施工及び監理 5 被災宅地・建築物の応急危険度判定に係る県本部長への要請

第 3 実施要領

災害救助法が適用される場合は、応急仮設住宅の供与は県が行ない、住宅の応急修理は町が行なう。

1 応急仮設住宅の供与

(1) 供与対象者

応急仮設住宅の供与は、次に掲げる者に対して行う。

- ① 住宅が全壊、全焼又は流出した世帯
- ② 仮住居がなく、又は借家等借上げができない世帯
- ③ 自らの資力では住宅を確保することができないと認められる者

(2) 供与対象者の調査及び報告

町本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に次の事項を明記し、地方支部福祉班長を通じて県本部長に報告する。

- ① 被害状況
- ② 被災地における住民の動向及び町の住宅に関する要望事項
- ③ 町の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- ④ 供与対象者における障がい者等の有無及びニーズ
- ⑤ その他住宅の応急対策上の必要事項

(3) 建設場所の選定

- ① 町本部長は、あらかじめ応急仮設住宅の建設候補地を指定する。
- ② 応急仮設住宅の建設場所は、公有地を優先して選定することとし、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。
- ③ 敷地は、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。
- ④ 被災者を集団的に受け入れる応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討の上選定する。
- ⑤ 学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。

(4) 資材の調達

災害救助法が適用されない場合

- ① 町本部長は、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、関係業者・団体等との協力体制を整備する。
- ② 町本部長は、請負業者に手持ち資材がないとき又は調達が困難と認めるときは、資材のあっせん又は調達を行う。
- ③ 町本部長は、大量の建築用木材が必要と認める場合は、県本部長に要請の上、調達確保する。

(5) 応急仮設住宅の建設

- ① 設置戸数は、災害救助法適用町単位の被害世帯の3割以内とする。ただし、地方支部福祉班長は、やむを得ない事情により3割を超えて設置する必要があると認めるときは、県本部長に基準以上の建設を申請する。
 - ② 町本部長は、災害救助法が適用されない規模においては、資材を調達し、応急仮設住宅を設置する。
- (6) 応急仮設住宅の入居
- ① 町本部長は、県本部長の応急仮設住宅の入居者の選定に協力する。ただし、状況に応じて、県本部長から委任を受けた場合は、町本部長が選定する。
 - ② 町本部長は、仮設住宅の入居者の決定にあたっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮する。
 - ③ 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。
- (7) 応急仮設住宅の管理運営
- ① 町本部長は、県本部長が行う応急仮設住宅の管理に協力する。ただし、状況に応じて、県本部長から委任を受けた場合は、町本部長が管理する。
 - ② 町本部長は、県本部長から管理運営に係る委任を受けた場合は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成等に努める。この場合においては、女性の参画を推進し、入居者の意見を反映できるよう配慮する。
 - ③ 県本部長又はその委任を受けた町本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入にも配慮する。
 - ④ 県本部長は、必要に応じ、仮設住宅の苦情、修繕等の要望に関する相談窓口を設置する。
- (8) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与
- ① 県本部長は、借上げによる民間賃貸住宅の提供を行う場合は、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき、(一社)岩手県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会岩手県本部に対し協力を求め、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定運用細則」に従い、具体的手続きを行う。
 - ② 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

2 住宅の応急修理

(1) 供与対象者

住宅の応急修理は、次に掲げる者に対して行う。

- ① 住家が半壊、半焼又は一部流出したため、当面の日常生活を営むことのできない世帯
- ② 自己の資力では、住宅の応急修理を行うことができない世帯

- ③ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯
- (2) 供与対象者の調査及び選考
- 町本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に、応急修理の供与対象者について調査及び選考する。
- (3) 応急修理の基準
- 修理戸数は、災害救助法適用町単位の被害世帯数の3割以内とする。町本部長は、被害規模及び状況により、これを超えて応急修理を必要とするときは、県本部長に基準以上の修理を申請する。
- (4) 修理の範囲
- 修理の範囲は、居所、炊事場、便所等当面の日常生活に欠くことができない部分とする。
- (5) 修理期間
- ア 修理期間は、災害発生の日から1か月以内とする。
- イ 町本部長は、1か月以内に修理することができないと認める場合は、県本部長に対して期間延長の申請をし、県本部長が内閣総理大臣の同意を得たときは期間を延長する。
- (6) 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理
- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。
- 3 公営住宅への入居のあっせん
- (1) 町本部長は、公営住宅への入居資格を持つ者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する公営住宅への入居について速やかに手続を行う。
- また、公営住宅等への入居に係る特例を定めた「被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)」が適用される場合には、他の市町村等の公営住宅等を含めて入居のあっせんを行う。
- (2) 町本部長は、要配慮者の入居を優先する。
- (3) 町本部長は、県営住宅・他市町村等の入居状況について、県本部長から情報入手に努める。
- 4 被災者に対する住宅情報の提供
- (1) 町本部長は、必要に応じ、県本部長から活用可能な民間住宅の情報提供を受ける。
- (2) 町本部長は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。
- 5 被災宅地の危険度判定

(1) 被災宅地危険度判定士の派遣要請

- ① 町本部長は、宅地が広範囲に被災したことによる二次災害を防止するため、県本部長に対して被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。
- ② 被災宅地危険度判定士の派遣を要請する場合の手続きは、第10節「県、市町村等相互応援協力計画」に定めるところによる。ただし、急を要するときは、口頭又は電話により申し出ることができる。この場合においては、後日速やかに文書を提出する。

(2) 被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- ① 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査表に記入し、判定を行う。
- ② 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」及び「調査済み宅地」の3区分に判定する。
- ③ 判定結果は、当該宅地の見易い場所(要壁、のり面等)に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する
要注意宅地	黄のステッカーを表示する
調査済み宅地	青のステッカーを表示する

(3) 町本部長の措置

町本部長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

- ① 町本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務に当たる。
- ② 実施本部は、以下の業務に当たる。
 - ア 宅地に係る被害情報の収集
 - イ 判定実施計画の作成
 - ウ 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
 - エ 判定結果の調整及び集計並びに町本部長への報告
 - オ 判定結果に対する住民等からの相談への対応
 - カ その他判定資機材の配布

(4) 被災宅地危険度判定士の登録

町は、県が主催する危険度判定に関する講習会に町の技術職員の受講を推進し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

6 被災建築物の応急危険度判定

町本部長は、地震により被災した建築物による二次的災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。

(1) 被災建築物応急危険度判定士の認定

- ① 県本部長は、「岩手県被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱」に基づき、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。
- ② 被災建築物応急危険度判定士の認定等に関する事務は、県土整備部建築住宅課が行う。

(2) 町本部長の措置

- ① 町本部長は、全国被災建築物応急危険度判定協議会作成「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」（以下「業務マニュアル」という。）に基づき、次の措置を行う。

ア 町本部長が判定実施を決定した場合は、災害対策本部の下に実施本部を設置する。

イ 実施本部は、次の業務にあたる。

- (ア) 被災状況の把握
- (イ) 判定実施計画の策定
- (ウ) 県本部長への支援要請
- (エ) 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
- (オ) 判定の実施及び判定結果の集計、報告
- (カ) 住民への広報
- (キ) その他判定資機材の配布

(3) 県本部長の措置

- ① 県本部長は、業務マニュアルに基づき、次の措置を行う。

ア 県本部長は、町本部長から支援要請を受けた場合は、県土整備部建築住宅課内に支援本部を設置する。

イ 支援本部は、次の業務にあたる。

- (ア) 被災状況の把握
- (イ) 支援実施計画の策定
- (ウ) 被災建築物応急危険度判定士の招集及び派遣
- (エ) 他の都道府県への被災建築物応急危険度判定士の派遣要請
- (オ) その他判定資機材の提供

(4) 被災建築物応急危険度判定士の業務

被災建築物応急危険度判定士は、業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。

第20節 感染症予防計画

第1 基本方針

被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	県本部長の指導及び指示に基づく被災地域の消毒その他の措置等の実施
県本部長	1 町本部長に対する防疫上必要な指示及び指導 2 感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等の実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく感染症予防上必要な措置

[町本部の担当]

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	1 県及び他の市町村等に対する防疫用資機材の調達及びあっせん要請 2 自衛隊の災害派遣要請
民生部	保健福祉センター	1 疫学調及び防疫措置の協力 2 被災地域の防疫業務の実施 3 その他防疫に関すること。

第3 実施要領

1 感染症予防活動の実施体制

(1) 消毒班

① 町本部長は、所属職員による「消毒班」を編成し、消毒その他の措置を実施する。

1 箇班の編成基準は、おおむね次のとおりとする。

消毒班の編成(基準)

区分	人員	備考
衛生技術者(保健所)	1名	医師を含めた場合は、医療救護班を兼務して編成できる。
作業員	3名	

② 町本部長は、町における防疫業務が完全を期し得ないと認めた場合は、県本部長に対し支援を要請する。

(2) 疫学調査班及び疫学調査協力班

県本部長は、地方支部保健環境班において「疫学調査班」を編成し、感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等を実施する。また、町本部長は、「疫学調査協力班」

を編成し、疫学調査班に協力する。

1 箇班の編成基準は、おおむね次のとおりとする。

疫学調査協力班

区 分	人 員	備考
看護師又は保健師	1 名	消毒班を兼務して編成できる。
助手	1 名	

(3) 感染症予防班

町本部長は、災害の規模及び状況に応じ、適当な人員の感染予防班を編成し、感染症情報の収集・広報及び臨時予防接種を実施する。

2 感染症予防用資機材の調達

(1) 町本部長は、あらかじめ関係業者及び団体と協力協定を締結するなど、感染症予防用資機材の確保を図る。

(2) 町本部長は、必要な感染症予防用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、地方支部保健環境班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

- | | |
|------------------|-----------|
| ① 感染症予防用資機材の調達数量 | ③ 調達希望日時 |
| ② 送付先 | ④ その他参考事項 |

3 感染症情報の収集及び広報

(1) 町本部長は、感染症予防班、地区環境衛生組合、その他の関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、その他感染症に関する情報の把握に努める。

(2) 県本部長及び町本部長は、第 5 節「広報広聴計画」に定める広報媒体に加え、次の方法により感染症に関する広報を実施する。

- | |
|--------------------------------------|
| ① 疫学調査、健康診断、消毒の実施など、被災者と接する機会を通じての広報 |
| ② 避難所、仮設住宅等の巡回を通じて個々の被災者に対して行う広報 |

4 感染症予防活動の指示等

町本部長は、感染症予防上必要があると認める場合は、災害の規模及び状況に応じ、範囲、期間を定めて、次に掲げる事項をもとに、県本部長の指示を受け消毒その他の措置等を行う。

- | |
|---|
| ① 清潔方法及び消毒方法の施行
(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条) |
| ② ねずみ族、昆虫等の駆除 (同上第 28 条) |
| ③ 生活用に供される水の供給 (同上第 31 条) |
| ④ 臨時予防接種 (予防接種法第 6 条) |

5 実施方法

(1) 感染症の発生状況及び動向の把握 (サーベイランス) への協力

町本部長は、県が行う臨時サーベイランスの体制構築に協力するとともに、情報の入手に努める。

(2) 積極的疫学調査への協力

町本部長は、県本部長が行う疫学調査に次の方法により協力し、感染拡大の防止を図る。
 ア 下痢患者又は有熱患者が現に発生している地域、集団避難所、浸水地域その他衛生条件の悪い地域の住民を優先し、緊急度に応じ順次実施する。

イ 浸水し、滞水している地域にあつては、通常週 1 回以上、集団避難所に感染症の疑いのある患者の発生した兆候が現れた場合はできる限り頻繁に実施する。

(3) 衛生の保持

町本部長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに第 21 節「廃棄物処理・障害物除去計画」に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理等を実施する。住民は、被災地及びその周辺地域の清掃等により衛生の保持に努める。

(4) 消毒方法

町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 27 条の規定に基づき、同法施行規則(平成 11 年厚生省令第 99 号)第 14 条から第 27 条の定めるところにより、県本部長が指示した場所について、防疫班による消毒を実施する。

ア 実施回数は、原則として床上浸水地域にあつては 3 回以上、床下地域にあつては 2 回以上とする。

防疫班(1 箇班)の携行資機材

携行資機材名	内 容	数 量
背負式噴霧器	動力式	1 基
	圧縮式	2 基
薬 品	消石灰(20kg)	2~5 袋
	クレゾール石鹼液(500ml)	10~20 本
	次亜塩素ナトリウム(20kg)	必要に応じて
	クロール石灰(50g)	1~2 袋

イ 床上浸水地域、床下浸水地域及び必要と認める地域に対しては、被災直後に環境衛生区長、行政区長等を通じてクレゾール石鹼液、消石灰等を配布し、床及び壁の拭浄、手洗設備の設置、便所の消毒等を行わせる。

消毒内容及び薬品等

区 分	消毒内容及び薬品	使用量	摘 要
家屋	床下	消石灰 6kg (1 戸あたり)	
	居間 台所	10%逆性石鹼(オスバン液) を 30 倍に希釈した液を散布又 は拭き消毒	十分に水洗い後、消毒 等を実施

	便所	クレゾール石鹼液を 30 倍に希釈した液で拭く。 消石灰を散布	便槽への流入時は、奥州金ヶ崎行政事務組合の指示を受ける。
	井戸	次亜塩素ナトリウム クロール石灰	泥土等で汚染された場合は、水質検査により安全性を確認するまで使用しない。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 28 条の規定により、県本部長が定めた地域内において、同法施行規則第 15 条の規定に定めるところにより、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(6) 生活の用に供される水の供給

町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 31 条の規定により、第 18 節「給水計画」に定めるところによって、生活の用に供される水の供給を行う。

なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災の場合は、第 18 節「給水計画」に定めるところにより対応するとともに、井戸水及び水道水の衛生的処理について指導する。

(7) 臨時予防接種

町本部長は、臨時予防接種を実施し、これができない場合は、県本部長にその実施を求める。

(8) 患者等に対する措置

県本部長は、被災地域に一類感染症又は二類感染症の患者が発生した場合は、次の措置をとる。なお、連絡先等を記録し、緊急時に備えるものとする。

感染症指定病院

区分	感染症名	指定病院
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、南米出血熱	盛岡市立病院 019-635-0101
二類感染症	急性灰白髄炎、ジフテリア、結核、重傷急性呼吸器症候群（サーズウィルスに限る。）、鳥インフルエンザ（血清亜型が H5N1 であるものに限る。）	盛岡市立病院 019-635-0101 北上済生会病院 0197-64-7722 奥州市総合水沢病院 0197-25-3833

三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	
-------	----------------------------------	--

- ① 防疫班により、患者輸送車、トラック、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定医療機関に収容する。
- ② 交通途絶のため、感染症指定医療機関に収容することができないときは、被災地域以外の場所の感染症指定医療機関に収容する。
- ③ 止むを得ない理由により、感染症指定医療機関に収容することができない患者等に対しては、感染症指定医療機関以外の医療機関にあって、県本部長が適当と認める医療機関に収容する。

(9) 避難所における感染症予防活動

- ① 町本部長又は県本部長は、週に1回以上避難所を巡回し、次の方法により感染症予防について指導等を行う。
 - ア 避難者の健康状況を1日1回以上確認する。
 - イ 避難所内の自治組織を通じ、感染症予防についての指導の徹底を図る。
 - ウ 避難所の給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。
 - エ 飲料水等については、消毒班又は県地方支部保健環境班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。
- ② 町本部長は、避難所における過密抑制に配慮する。

(10) 町が感染症予防活動を実施できない場合の措置

県本部長は、激甚な被害により、町本部長が行うべき消毒その他の措置を実施できず、あるいは実施しても完全な措置ができないと認めた次の項目について実施する。

① 清潔方法及び消毒方法の施行	③ 生活の用に供される水の供給
② ねずみ族、昆虫駆除等の実施	④ 患者の輸送措置

第2 1 節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理については、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川等の利用の障害となっている障害物については、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護及び交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、迅速かつ円滑にこれらの処理及び除去を実施することができるよう連携を図る。

第2 実施機関(責任者)

1 廃棄物処理

実施機関	担当業務
町本部長	廃棄物の処理及び清掃全般
県本部長	町本部長の行なう廃棄物の処理及び清掃に対する必要な指導、助言及びあっせん

[町本部の担当]

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	(1) 県、他市町村等に対する要員派遣及び資機材の調達並びにあっせん要請 (2) 廃棄物の収集処理及び清掃並びにし尿の処理
水道部	上下水道課	下水道及び集落排水に係るし尿の処理

2 障害物除去

実施機関	担当業務
町本部長	(1) 被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去 (2) 緊急輸送の確保及び災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去
県本部長	(1) 市町村本部長が行う障害物の除去に対する応援、協力 (2) 県が管理する道路、河川、港湾等関係施設に係る障害物の除去
町消防団	町本部長が行なう障害物の除去に対する応援及び協力

県南広域振興局土木班	(1) 町本部長が行なう障害物の除去に対する応援及び協力 (2) 所管する道路、河川等の関係施設に係る障害物の除去
岩手河川国道事務所 (水沢出張所・水沢国道維持出張所)	所管する道路、河川等の関係施設に係る障害物の除去
東日本高速道路(株)東北支社	所管する高速道路等の関係施設に係る障害物の除去
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく障害物の除去

[町本部の担当]

部	課	担 当 業 務
防災部	生活環境課	(1) 防災上支障のある物件の除去 (2) 町消防団との連絡調整 (3) 県、他市町村等に対する要員派遣及び資機材の調達並びにあっせん要請 (4) 自衛隊の災害派遣要請
民生部	保健福祉センター	(1) 災害救助法による障害物除去事務の総括 (2) 社会福祉協議会との連絡調整
建設部	都市建設課	(1) 住居関係の障害物の除去 (2) 道路、河川関係の障害物の除去

第3 実施要領

1 廃棄物処理

(1) 処理方法

- ① 町本部長は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類(大きさ、可燃性、腐敗性等)及び排出量を把握する。
- ② 町本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ廃棄物の種類ごとにあらかじめ廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分場等を定める。
- ③ 廃棄物の収集は、次の施設を優先して行う。

ア 医療施設	イ 社会福祉施設	ウ 避難所
--------	----------	-------

④ 町本部長は、関係機関と連携を図り、次により廃棄物処理を行う。

区 分	処 理 内 容
第1次対策	ア 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上、速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。 イ 最終処分場での大量処分が困難である場合においては、臨時ごみ集積所を確保の上、ごみ収集が可能になった時点から収集する。
第2次対策	災害廃棄物仮置場に搬入されたごみについては、第1次対策の終了後、中間処理（破碎・選別・焼却等）を行い最終処分場等へ搬入する。
第3次対策	ア 倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 イ 搬入された倒壊建築物等の廃棄物については、第2次対策の終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。 ウ これらの廃棄物のうち、建設廃材等については、路盤材等に再利用するよう努める。

⑤ 町本部長は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り再生利用及び軽量化するよう努める。

⑥ 事業者は、事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の産業廃棄物処理業者若しくは特別管理産業廃棄物処理業者に委託して処理する。

⑦ 事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、町本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。

⑧ 被災者に対し、補償に該当する物品等について、廃棄前に写真等により記録するよう広報する。

⑨ 町本部長は、大量の廃棄物が発生し、町内における処理が困難であると認めるときは、第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、国、都道府県等に対し、廃棄物処理に係る応援を要請する。

(2) 処理施設

廃棄物処理施設

施 設 名	所 在 地	電話・有線電話
奥州金ヶ崎行政事務組合	奥州市水沢佐倉河字仙人49	0197-24-5821

(3) 廃棄物収集運搬用資機材の確保

① 町本部長は、あらかじめ地域内の廃棄物処理業者と応援協定を締結するなど、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラックショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。

- ② 町本部長は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合においては、近隣の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。
- ③ 町本部長は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、第10節「県、市町村等相互応援協力計画」に定めるところにより、次の事項を明示し、地方支部保健環境班長を通じて県本部長に応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
廃棄物収集運搬用資機材の調達及びあっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
廃棄物収集要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

(4) 災害廃棄物仮置場の確保

町本部長は、中間処理施設(破碎・選別・焼却等)や最終処分場へ搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、衛生環境に支障のない公有地等を利用して災害廃棄物仮置場を確保するものとし、あらかじめ所有者、管理者等と調整する。

(5) 災害廃棄物仮置場の衛生保持

- ① 町本部長は、必要に応じて薬剤散布等の消毒を実施し、災害廃棄物仮置場、中間処理施設(破碎・選別・焼却等)及び最終処分場の衛生の保持に努める。
- ② 消毒方法については、第20節「感染症予防計画」に定めるところによるものとし、消毒班と連携して行う。

(6) 住民等への協力要請

- ① 町本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の住民団体及びボランティア組織に対して廃棄物の運搬等について協力を求める。
- ② 町本部長は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2 し尿処理

(1) 処理方法

- ① 町本部長は、被災地域における建築物の倒壊又はライフラインの損壊により、し尿処理が困難であり、これを放置することにより衛生環境上著しく支障を生ずるおそれのある世帯数等を把握する。
- ② 町本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ、し尿及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。
- ③ し尿処理は、次の施設を優先して行う。
- また、倒壊家屋、焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、早急にし尿処理を行う。

ア 医療施設	イ 社会福祉施設	ウ 避難所
--------	----------	-------

- ④ 町本部長は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関と連携し、次によりし尿処理を行う。

し尿処理方法

区 分	し 尿 処 理 の 方 法
医療施設、 社会福祉施設、 避難所	ア 施設内のトイレが使用不可能となった場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿の収集及び運搬を行う。
地 区	ア 住宅での生活確保及び地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付きの仮設トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーによりし尿の収集及び運搬を行う。
一般家庭	ア 水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能となった場合は、溜置きした風呂等の水を利用する。 イ 地域内に設置された仮設トイレを利用する。 ウ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 エ バキュームカーによりし尿の収集及び運搬を行う。
事 業 所	ア 仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーによりし尿の収集及び運搬を行う。

(2) 処理施設

し尿処理施設

施 設 名	所 在 地	電話・有線電話
奥州金ヶ崎行政事務組合	奥州市水沢佐倉河字仙人49	0197-24-5821

(3) し尿処理用資機材の確保

- ① 町本部長は、あらかじめし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、トイレカー、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。
- ② 町本部長は、自らの処理能力を上回った場合又は処理施設が被災等により、し尿処理ができない場合においては、近隣市町村のし尿処理施設にその処理を依頼する。
- ③ 町本部長は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、地方支部保健環境班長を通じて県本部長に応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
し尿処理用資機材の調達及びあっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
し尿処理要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

3 障害物除去

(1) 処理方法

① 町本部長及び道路、河川の管理者は、所属職員・消防団員等による「障害物除去班」を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。

② 障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。

ア 災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所間の道路にある障害物

イ 防災拠点等にあり、応急対策の障害となっている障害物

ウ 被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物

エ 放置することにより、災害を拡大するおそれのある障害物

③ 町本部長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。

ア 住居関係障害物の除去

(ア) 町本部長は、「障害物除去対策者名簿」を作成し、障害物を除去する。

(イ) 災害救助法が適用された場合における障害物の除去に係る対象、費用の限度額、期間等は第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第62条の規定に基づき、災害救助法適用時に準じて障害物の除去を行う。

イ 道路関係障害物の除去

(ア) 町本部長及び道路管理者は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。

(イ) 町本部長及び道路管理者は道路上の障害物の状況を第4節「災害情報の収集・伝達計画」に定めるところにより県本部長に報告する。

ウ 河川関係障害物の除去

河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

(2) 障害物除去用資機材の確保

町本部長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置及び保管するとともに、あらかじめ関係業者・団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。

(3) 応援の要請

① 町本部長は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村長、あるいは、県地方支部福祉班長又は土木班長を通じて県本部長に応援を要請する。

ア 障害物除去に必要な職種及び人員	エ 障害物除去地域及び区間
イ 障害物除去用資機材の種類・数量	オ その他参考事項
ウ 応援を要する期間	

- ② 道路等の管理者は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、互いに、あるいは町本部長又は県本部長に対して応援を要請する。

ア 障害物除去に必要な職種及び人員	エ 障害物除去地域及び区間
イ 障害物除去用資機材の種類・数量	オ その他参考事項
ウ 応援を要する期間	

(4) 障害物の臨時集積場所の確保

- ① 町本部長は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。
- ② 臨時集積場所は、おおむね次の事項に配慮して選定する。
- ア 障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。
- イ 公有地を選定できないときは、アに準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との調整を行う。
- ③ 町本部長は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第 64 条第 1 項及び同法施行令第 24 条の規定により、他人の土地を一時使用する。

障害物処理施設

施設名	所在地	電話・有線電話
奥州金ヶ崎行政事務組合	奥州市水沢区佐倉河字仙人 4 9	0197-24-5821

(5) 除去後の障害物の処理

- ① 町本部長は、土砂及びがれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に集積する。
- ア 臨時集積場所
- イ 住民の日常生活又は農林水産業等の生産活動に支障がない場所
- ウ 埋立予定地
- ② 町本部長は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者が不明である竹木、家具、家財等の可燃物で、加工又は修理しても使用できないと認めるものについては、廃棄物処理施設で焼却等適切な処理を行う。
- ③ 加工又は修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合には、次の措置を講ずる。

措置者	措置内容
町本部長	災害対策基本法第 64 条第 2 項から第 6 項まで及び同法施行令第 25 条から第 27 条までの定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。
警察官 自衛官	災害対策基本法第 64 条第 8 項、第 9 項及び同法施行令第 25 条から第 27 条まで定めるところにより、除去した工作物又は物件の設置されていた地域を管轄する警察署長等に差し出し、警察署長等は、保管その他の措置を講ずる。

4 災害救助法を適用した場合の障害物の除去

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 13 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 建築物等の石綿の飛散及び有害物質の漏えい防止

建築物等への被害があり、石綿の飛散及び有害物質の漏えいが懸念される場合は、環境省、県及び町又は事業者は、石綿の飛散及び有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第2節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋火葬計画

第1 基本方針

災害による行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋火葬は各実施機関相互の協力体制のもとに、迅速かつ円滑に行う。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	1 行方不明者の捜索 2 遺体収容所の確保及び遺体の処理 3 身元不明の遺体の一時安置 4 遺体の埋火葬
県本部長	1 行方不明者の捜索、遺体の検視 2 災害救助法適用時における死体の捜索、処理、埋葬の最終処理
町消防団	行方不明者の捜索
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく行方不明者の捜索
奥州医師会	遺体の検案及び処理に関する協力

[町本部の担当]

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	1 県、他市町村等に対する行方不明者の捜索、遺体の処理、埋火葬に要する要員の派遣及び資機材等の調達並びにあつせん要請 2 行方不明者、遺体の捜索に係る連絡・調整 3 自衛隊の災害派遣要請
民生部	住民課	遺体の事務手続及び埋火葬
	保健福祉センター	災害救助法による死体の捜索、処理、埋火葬事務の総括
消防部	消防班	行方不明者の捜索及び手配並びに遺体の捜索に関すること

第3 実施要領

1 行方不明者の捜索及び遺体の捜索

(1) 捜索の手配

① 町本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、地方支部警察署班長に捜索の手配を行うとともに、手配した内容等を地方支部総務班長を通じて県本部長に報告する。

ア 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等

イ 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明数

- ② 町本部長は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。
- ③ 町本部長は、行方不明者として把握した者が、外国人の場合には、県本部長に連絡する。
- (2) 搜索の実施
- ① 町本部長は、多数の行方不明者が発生した場合においては、所属職員、消防団員等により搜索班等を編成し、行方不明者の搜索及び遺体の収容を行う。

搜索班の編成（基準）

区 別	遺体収容所	搜索班	収容班	処理班
所要人員	3名	20名	10名	10名
摘 要		警察官、消防団（自衛官）を含む。		医師1名、看護師1名を含む。

- ② 町本部長は、必要に応じて自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対し、搜索班への協力を要請する。
- ③ 町本部長は、必要に応じて地方支部警察署班長に対し、航空機等による広域的な搜索の実施を要請する。
- ④ 町本部長は、搜索班が不足と認める場合は、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより自衛隊の災害派遣を要請する。
- ⑤ 搜索班員及び警察官は、行方不明者を発見し、その者が生存している場合は、DMA T又は医療救護班に連絡して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。
- ⑥ 搜索班員及び警察官は、遺体を発見した場合は、次の措置をとる。
- ア 遺体を発見し、その状態について犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。
- イ 遺体を発見し、又は住民から発見の通報を受けたときは、警察官に通知する。その際、発見場所、発見状況等が分かるよう、可能な限り写真撮影又は簡易な図面を作成するほか、所持品等身元確認資料を確実に保全する。

(3) 検視の実施

- ① 警察官は、遺体を発見し、又は住民から遺体発見の通報を受けた場合は、原則として現地において検視を行うものとする。
- ② 警察官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、町本部長に通知の上、遺体収容所に搬送し、検視を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得るものとする。

2 遺体の収容

- (1) 遺体の収容は、搜索班等が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後とする。

① 異常遺体に関する検視	② 医師の検案	③ 遺体請書の徴収
--------------	---------	-----------

- (2) 町本部長は、災害によって多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難である

と認めるときは、遺体収容所を設置する。

- (3) 遺体収容所を設置するときは、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、可能な限り施設の確保を図る。
 - ① 診療所、寺院、教会、その他遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する。
 - ② 遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利なところを選定する。
 - ③ 遺体の一時安置、仮埋葬等の作業が容易に行える場所を選定する。

3 遺体の管理

- (1) 町本部長は、遺体収容所に収容された遺体が発見された経過を記載した文書を作成し、必要に応じて遺族等に閲覧させる。
- (2) 町本部長は、遺体収容所に収容されている遺体の遺族が判明し、遺体の引取りを希望する場合は速やかに引き渡す。
- (3) 町本部長は、遺体収容所に収容されている遺体の引き取り者が判明せず、衛生上収容の継続が困難であると認められる場合は火葬の手続をとる。
- (4) 町本部長は、引取り者が判明しない遺体を火葬した場合は、当該遺体の発見された経過を記載した文書とともに、焼骨を保管する。

4 遺体の埋葬

- (1) 町本部長は、遺体の埋葬量が自らの火葬能力を上回ること等により、自ら火葬ができない場合にあつては、地方支部保健環境班長を通じて県本部長に広域火葬を要請する。
- (2) 県本部長は、あらかじめ広域火葬の体制（遺体搬送体制を含む。）を整備するとともに、市町村から要請があつた場合又は遺体の埋葬量が市町村の火葬能力を超えると判断される時は、必要に応じて県内及び県外の火葬場と広域火葬に係る調整を行う。
- (3) 町本部長は、埋葬用品等の調達ができない場合は、地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に調達又はあつせんを要請するものとし、災害の規模により大量の埋葬用品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあつせんを要請する。
- (4) 県本部長は、要請を受けた場合は、葬祭業協同組合及び全日本冠婚葬祭互助協会の協力を得て、調達又はあつせんを行う。

5 遺体の処理

- (1) 町本部長は、災害によって多数の死者が発生した場合においては、医師、看護師等により遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。
 - ① 身元不明者の遺体、遺体の状態、身体的特徴、着衣、装身具、携帯品等を記録し、かつ、写真を撮影する。
 - ② 前記の写真は、遺体洗浄後に撮影した写真と併せて遺体の特徴、着衣、装身具等の記

録とともに掲示するなど、身元発見に必要な措置をとる。

- ③ 身元の判明している遺体を遺族等が自ら処理しようとする場合には、遺体の消毒方法を指示するものとする。
 - ④ 身元不明の遺体は、洗浄、縫合、消毒等の処理をした後、遺体の顔面部、身体の特徴を写真に記録するとともに、奥州歯科医師会の協力を得て歯科所見を作成する。
- (2) 遺体処理用資機材は、従事する医療機関の手持品をもって繰替使用するものとし、手持品がなく、又は不足したときは、町本部長が調達する。
 - (3) 町本部長は、遺体処理用資機材の調達ができない場合は、第10節「県、市町村等相互援助協力計画」に定めるところにより、県地方支部保健環境班長を通じて県本部長に調達又はあっせん要請する。

6 遺体の一時安置

- (1) 町本部長は、身元不明の遺体を一時安置するものとする。
- (2) 一時安置する遺体が多数あるときは、遺体ごとに一連番号を附して納棺し、別記様式「遺体処理台帳」に記録するものとする。
- (3) 前記(2)の遺体の着衣、携行品等は、遺体番号と同一番号を附して梱包して別に保管するものとする。この場合において、現金、貴金属、有価証券等については、盗難、紛失のおそれのない方法で保管するものとする。
- (4) 遺体は、番号順に並べて安置するものとする。
- (5) 一時安置した遺体の身元が判明し、遺族等に引き渡すときは、次の要領により引き渡すものとする。
 - ア 検案書を交付すること。
 - イ 遺体請書をとること。
 - ウ 着衣、携行品及び保管貴金属等の受領書をとること。

7 遺体の埋火葬

町が実施する遺体の埋火葬は、身元不明又は身元が判明しているが引取り手のない遺体を対象とする。

- (1) 埋火葬は、住民課、生活環境課、火葬場の従業員又は搜索班員等で行うものとする。
- (2) 遺体は、原則として火葬にする。
- (3) 一時安置した多数の遺体を埋火葬するときは、原則として、安置の際に付した遺体番号の順により埋火葬するものとする。

(4) 身元不明の遺体の埋葬は、原則として墓地に埋葬するものとし、施設名等を記録するものとする。

8 火葬施設及び処理能力

遺体を火葬するときは、さくらぎ苑を使用するものとし、被災により施設の使用が困難な場合、又は火葬需要に耐えられない場合は、次に掲げる隣接市町の火葬施設管理者の協力を得て火葬を行うものとする。

[資料編 3-22-1 隣接市町火葬場]

9 遺体搬送車の調達

町本部長は、管轄区域内の葬祭業者もしくは岩手県葬祭協同組合及び全国霊柩車自動車協会岩手県支部との協力により、車両を調達する。

10 応援協力等

町本部長は、遺体処理等について、所属職員及び施設、物資等により必要な業務を行なうことが困難なときは、次の事項を明示して県地方支部福祉班長を通じて県本部長に応援を要請する。

(ア) 遺体処理実施場所	(イ) 処理対象概数	(ロ) 施設、設備等の状況
(エ) 応援を求める職種別人員	(オ) 処理期間	(カ) その他参考事項

11 災害救助法を適用した場合の遺体捜索、処理、埋葬

災害救助法を適用した場合の遺体の捜索、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

別記様式

遺体処理台帳

処 理 番 号						
遺 体 発 見 日 時						
遺 体 発 見 場 所						
発見者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先					
死亡者	性 別					
	住 所					
	氏 名					
	年 齢					
遺 族	住 所					
	氏 名					
	続 柄					
洗浄等 の 処理費	品 名					
	数 量					
	金 額					
死 亡	原 因					
	年 月 日					
遺 品	着 衣					
	貴 重 品					
備 考						

第23節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員(以下、本節中「要員」という。)の確保を図る。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	1 要員の確保 2 災害現地における防災関係機関相互の要員の調整
県本部長	1 要員の確保 2 防災関係機関相互の要員の調整
防災関係機関	要員の確保

[町本部の担当]

部	課	担当業務
総務部	総務課	災害現地における防災関係機関相互の要員の調整
産業部	商工観光課	一般労務者及び技術者等の要員の確保

第3 実施要領

1 要員の確保

災害応急対策の各実施機関における要員の確保は、次の場合に行う。

- (1) 所属職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の住民組織及びボランティア等によっても、要員に不足を生じるとき。
- (2) 他の機関からの応援職員等による支援を待つ余裕がないとき。

2 確保の方法

- (1) 防災関係機関は、次の事項を明示して、岩手労働局長に要員の確保を申し込む。

ア 目的	ウ 必要技能及び人員	オ 災害応急対策の実施場所
イ 作業内容	エ 期間	カ その他参考事項

- (2) 要員に対する賃金は、法令その他特別の定めがある場合を除き、就労地域における公共職業安定所の業種別標準賃金とする。

3 要員の従事命令等

- (1) 従事命令の執行者及び種類

従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員の確保ができない場合において、災害応急対策を実施するため、特に必要があると認めるときに行う。

執行者	対象作業	命令区分	根拠法令
県本部長	災害応急対策作業 (災害救助法適用作業 以外の作業)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条
	災害応急対策作業 (災害救助法適用作業)	従事命令 協力命令	災害救助法第7条 災害救助法第8条
町本部長	災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項
警察官			災害対策基本法第65条第2項 警察官職務執行法第4条
消防職員又は 消防団員	消防作業	従事命令	消防法第29条第5項
救急隊員		協力命令	消防法第35条の10
水防管理者等	水防作業	従事命令	水防法第24条

(2) 命令の対象者

作業区分	対象者
災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法による 県本部長の従事命令)	① 医師、歯科医師又は薬剤師 ② 保健師、助産師又は看護師 ③ 土木技術者又は建築技術者 ④ 大工、左官又はとび職 ⑤ 土木業者又は建築業者及びこれらの従事者 ⑥ 地方鉄道業者及びその従事者 ⑦ 軌道経営者及びその従事者 ⑧ 自動車運送業者及びその従事者
災害救助作業(協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策作業 (災害対策基本法による町長又は警察 官の従事命令)	町の区域内の住民又は当該応急措置を実施す べき現場にある者
消防作業(従事命令又は協力命令)	火災の現場付近にある者

水防作業（従事命令）	区域内に居住する者、水防の現場にある者又は 災害により生じた事故の現場付近にある者
災害応急対策作業 （警察官職務執行法による警察官の従 事命令）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その 他関係者

(3) 公用令書の交付

交付者	命令区分	交 付 事 由	根 拠 法 令
町本部長	従事命令	ア 命令を発する時	災害対策基本法第 81 条第 1 項
		イ 発した命令を変更するとき	災害救助法第 7 条第 4 項におい て準用する同法第 5 条第 2 項
		ウ 発した命令を取り消すとき	

(4) 損害補償

従事命令又は協力命令(災害対策基本法によるものを除く。)による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障がいの状態となった場合においては、法令の定めるところにより損害を賠償する。

(5) その他

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事することができない場合は、次に掲げる書類を添付して、町本部長に届け出る。

- ① 負傷又は疾病による場合は、医師の診断書
- ② 負傷又は疾病以外による場合は、警察官その他適当な公務員の証明書

4 災害救助法を適用した場合の要員の確保

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第24節 文教対策計画

第1 基本方針

- 1 災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 災害により教科書、学用品等(以下、本節中「学用品等」という。)を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう学用品等の給与を行う。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	町立学校における応急教育の実施
県本部長	県立学校における応急教育の実施

[町本部の担当]

部	課	担当業務
教育部	教育委員会	1 町立学校施設、設備の被害の調査及び報告 2 町立学校施設、設備の応急対策の実施 3 町立小中学校職員の非常配置 4 被災児童・生徒に対する学用品等の給与 5 応急教育の実施 6 文化財に対する応急対策の実施
	中央生涯教育センター	1 社会教育施設及び体育施設の応急対策の実施 2 文化施設に対する応急対策の実施
	給食センター	応急給食用物資の確保及び調達

第3 実施要領

- 1 学校施設の対策
 - (1) 学校施設の応急対策

県本部長及び町本部長は、学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講じる。
 - (2) 応急教育予定場所の設定

学校が被害を受けた場合においては、その状況に応じて次により応急教育の場所を確保する。

被害の状況	応急教育予定場所
校舎等の被害が軽微な場合	当該施設の応急処置を行い使用する。
被害が相当大きい、校舎等の一部が使用可能な場合	① 特別教室、屋内体育施設等を使用する。 ② 一斉に授業ができない場合は、二部授業を行い、又は他の学校の校舎若しくは地域の公共施設を使用して分散授業を実施する。
校舎等が被災により全面的に使用困難な場合	① 町内の他の学校の校舎又は地区センター等の公共施設を使用する。 ② 校舎敷地又は近隣に仮設校舎を設置することが可能な場合は、これを早急に整備する。
町内の教育施設の確保が困難な場合	他の市町村の学校の校舎又は公民館等の公共施設又は校舎等を使用する。

(3) 他の施設を使用する場合の手続

- ① 町立学校が被災し、授業を行うことが困難であり、又は不可能である場合においては、次の手続により隣接する学校その他の公共施設の管理者の応援及び協力を得て応急教育を実施する。

区分	手続
町内の施設を利用する場合	町本部において、関係者が協議を行う。
同一教育事務所班管内の他市町村施設を利用する場合	町本部長は、地方支部教育事務所班長に対して、施設のあっせんに要請する。
他の教育事務所班管内の施設を利用する場合	① 地方支部教育事務所班長は、管内に利用すべき施設がない場合、県本部長に対しあっせんに要請する。 ② 県本部長は、要請に応じて、適当な施設の存する区域を管轄する教育事務所長にあっせんに要請する。 ③ 当該教育事務所長は当該市町村に協力を要請する。
県立学校の施設を利用する場合	① 地方支部教育事務所班長は、管内の市町村立施設に利用すべき施設がない場合、県本部長に対しあっせんに要請する。 ② 県本部長は、適当な隣接県立学校の校長に対し、施設を利用させるよう指示する。 ③ 県本部長は、当該地域内に適当な隣接県立学校がないときは、その地域内の適当な公共施設の利用について、その施設の管理者に協力を要請する。

- ② あっせん要請は、次の事項を明示して行う。

ア あっせんに求める学校名	エ 予定期間
イ 予定施設名又は施設種別	オ その他参考事項
ウ 授業予定人員及び教室	

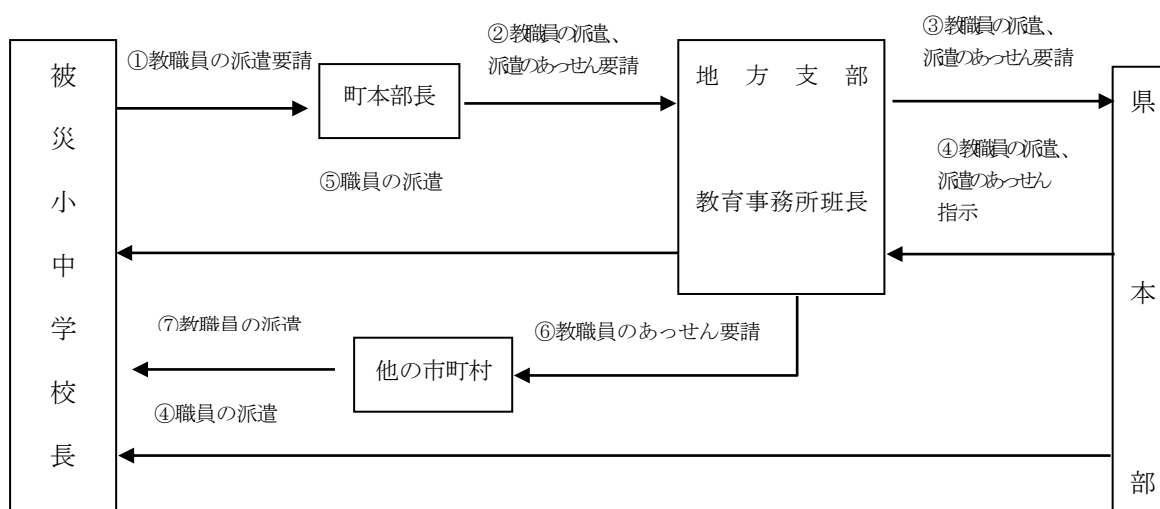
2 教職員の確保

(1) 災害により被災した小中学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教員を確保する。

- ① 校長は、町本部長に対して教職員の派遣を要請する。
- ② 町本部長は、地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に教職員の派遣又は派遣のあっせんを要請する。

(2) 町本部長は、上記によっても教職員を確保できない場合においては、県本部長と協議の上、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

被災した小中学校に対する教職員の派遣及びあっせんの流れ



(3) 要請の手続

教職員の派遣要請は、次の事項を明示して行う。

- | | |
|---------------------|------------|
| ① 派遣を求める学校名 | ④ 派遣要請予定期間 |
| ② 授業予定場所 | ⑤ その他参考事項 |
| ③ 教科別（中学校・高校）派遣要請人員 | |

3 応急教育の留意事項

応急教育の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 児童・生徒の精神の安定と保健・安全に努める。
- (2) 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童・生徒の学習に支障がないように配慮する。
- (3) 教育の場が公民館等学校施設以外の場合は、教育方法に留意する。
- (4) 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮する。
- (5) 授業が不可能となる事態が予想されるときは、家庭学習の方法を講ずる。

(6) 授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童・生徒との連絡網の整備を図り、指示伝達事項の徹底を図る。

(7) 学校が避難場所に利用される場合は、避難者に対して支障にならないよう配慮する。

4 学用品等の給与

(1) 町立学校

① 町本部長は、被災児童・生徒に対して学用品等を給与する。

② 町本部長は、学用品等の給与が困難である場合は、県地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に対して学用品等の調達又はあっせんを要請する。

なお、調達又はあっせんされた学用品等の輸送は、業者と町本部間の通常の方法による。

(2) 災害救助法を適用した場合における学用品等の給与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 学校納付金の減免及び育英資金等の貸与

(1) 町本部長は、必要に応じて被災した児童・生徒に対する学校納付金等の減免を行う。

(2) 被災生徒が育英資金及び奨学金の措置申請を行う場合の手続は、平常時の取扱いに準ずるが、申請に当たっては、り災証明書を添付する。

6 学校給食の応急対策

(1) 給食の実施

町本部長は、次の事項に留意して応急給食を実施する。

① 給食施設及び原材料等が被害を受け、平常の給食ができない場合においても、パン、ミルク等の給食を実施するよう努める。

② 町本部長は、原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、県本部長に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り実施する。

③ 学校が避難所として使用され、給食施設が避難者用炊出し施設に利用されている場合においては、学校給食と被災者炊出しとの調整を図る。

(2) 被害物資対策

町本部長は、被害を受けた給食用原材料を取りまとめ、県本部長から指示があるまでの間、これらを保管する。

7 学校保健安全対策

町本部長は、次の事項に留意して、災害時における児童・生徒の保健及び安全の確保を図る。

(1) 欠席児童・生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故又は疾病の状況を把握する。

(2) 学校内において、特に感染症又は中毒が発生した場合においては、学校医又は地方支部

保健環境班長に連絡し、その判断に基づき、給食の停止、休校等の処置をとるとともに、この旨を県本部長に報告する。

- (3) 通学道路等の被害状況に応じ、登下校の安全確保に努める。
- (4) 各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等の指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。

8 その他文教関係の対策

(1) 社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策

町本部長は、社会教育施設、文化施設及び体育施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。

(2) 文化財等の対策

文化財保護審議会委員の意見等を参考として、その価値を可能な限り維持するよう所有者及び管理団体等に対して次の事項を指示し、指導する。

- | | |
|-------------|------------------|
| ア 文化財の避難 | ウ 二次災害からの保護措置の実施 |
| イ 文化財の補修、修理 | |

9 被災児童・生徒の受入れ

町本部長は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り被災児童・生徒の受入れを行う。

第25節 農畜産物応急対策計画

第1 基本方針

- 1 被災地域における病害虫の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。
- 2 家畜の被害を最小限にとどめることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地域における病害虫防除の実施 2 家畜、家きん、草地、飼料畑及び畜産施設の被害に対する応急措置
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 病害虫防除に関する必要な指示指導 2 家畜伝染病緊急予防措置、防疫措置その他の応急措置 3 家畜診療 4 飼料及び集乳搬送体制の確保 5 市町村長が行う畜産応急対策措置に対する指導 6 市町村長からの畜産応援要請に応じた対策措置

[町本部の担当]

部	課	担当業務
産業部	農林課	<ol style="list-style-type: none"> 1 病害虫に係る技術指導 2 畜産対策全般 3 栽培・管理に係る技術指導

第3 実施要領

1 防除の対策

(1) 防除の実施

- ① 町本部長は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> ア 防除時期 イ 防除資機材（航空機、防除機具、農薬、その他）の種類及び数量 ウ 防除体制（人員、車両等の動員、配置） |
|---|

- ② 町本部長は、防除に関する必要な、指導を県地方支部農林班長を通じて、県本部長に要請する。
- ③ 町本部長は、業務を円滑に実施するため、次の班を編成する。

班 名	担 当 業 務
調査班	巡回調査を行い、病害虫の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除状況等の把握に努める。
指導班	防除組合等の活動促進及び防除技術等、防除全般について積極的に指導及び普及を行い、病害虫の発生による被害防止に努める。

④ 班編成の基準

区 分	調査班	指導班	備 考
改良普及員	2名	1名	町農林課及び協力機関の職員により編成する。
営農指導員	2名	1名	
事務職員	1名	1名	
計	5名	5名	

(2) 防除資機材の調達

- ① 町本部長は、必要な資機材、人員、車両等の確保及び調達を行う。
- ② 町本部長は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、地方支部農林班長を通じて県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

ア 資機材の種類別数量	ウ 調達希望日時(期間)
イ 送付先	エ その他参考事項

2 畜産対策

(1) 協力機関

町本部長は、次の関係機関の協力を得て、畜産対策を実施する。

ア 県	イ 全国農業協同組合連合会岩手県本部
ウ 県農業共済組合	エ 農業協同組合
オ 農業共済組合	カ 県獣医師
キ 地域自衛防疫協議会	

(2) 家畜診療班及び家畜防疫班の編成

- ① 町本部長は、必要に応じて「家畜診療班」及び「家畜防疫班」を編成する。
- ② 家畜診療班及び家畜防疫班の編成は、次の基準による。

区 分	家畜診療班	家畜防疫班	備 考
獣 医 師	1名	1名	町農林課及び協力機関の職員により編成する。
作 業 員		2名	
事務職員	1名	1名	
計	2名	4名	

(3) 家畜の診療

災害時における家畜の診療は、次の方法により行う。

- ① 家畜の診療は、町本部長が実施するが、それが困難な場合は、地方支部農林班長に応援を要請する。
- ② 診療業務を円滑に実施するため、獣医師及び所属職員からなる家畜診療班を編成し、速やかに現地に派遣して応急診療を実施するものとし、必要に応じて被災地域内に家畜診療班詰所を設け、常時待機する。
- ③ 応急診療の範囲は、次による。

ア 診療 イ 薬剤又は治療用資器材の支給 ウ 治療等の処置

- ④ 家畜の健康診断が必要と認めた場合は、被災地内に家畜診療班を派遣し、巡回して健康診断にあたるとともに、必要に応じ、家畜避難所を設置する。

(4) 家畜の防疫

災害時における家畜の防疫は、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第116号)及び家畜防疫対策要綱(平成11年4月12日付 11蓄A第467号農林水産省畜産局長通達)の関係規定により実施する。

① 畜舎等の消毒(家畜伝染病予防法第9条)

- ア 災害時における家畜伝染病の予防又はまん延を防止するため、家畜防疫班は、県地方支部農林班長が実施する畜舎等の消毒に協力するものとする。
- イ 必要な薬剤、器材等については、県地方支部農林班の手持品を使用する。

② 緊急予防注射の実施(家畜伝染病予防法第6条及び30条)

- ア 災害時における家畜伝染病の予防又はまん延を防止するため、家畜防疫班は、県地方支部農林班長が実施する予防注射に協力するものとする。
- イ 必要な薬剤、器材等については、県地方支部農林班の手持品を使用する。

(5) 家畜の避難

水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。

- ① 町本部長は、地方支部農林班長、近隣市町村その他の協力機関と連絡し、避難場所等について協議する。
- ② 町本部長は、地方支部農林班長から連絡を受け、又は家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。

(6) 飼料等の確保

避難する家畜の飼料、わら等が現地において調達できないときは、次の方法により確保する。

- ① 町本部長は、地方支部農林班長に確保のためのあつせんを要請する。
- ② 要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

ア 要請する飼料の種類及び数量	ウ その他必要事項
イ 納品又は引継の場所及び時期	

③ 家畜の給水に配慮する。

(7) 青刈飼料等の対策

町本部長は、風水害等により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。

① 全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。

② 一部の被害で回復の見込みのあるものは、即効性の液肥を使用し、成育を促進するよう指導する。

③ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保できない場合は、県地方支部農林班長を通じて、県本部長に確保のためのあっせんを要請する。

(8) 牛乳の集乳対策

町本部長は、酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集乳運搬ができない場合は、県地方支部農林班長に対し、集乳運搬について協力を要請する。

第26節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画

第1 公共土木施設

1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、砂防施設、治山施設等について速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

2 実施機関(責任者)

公共土木施設に係る被害の状況を把握、応急措置及び応急復旧の実施機関(責任者)は、次のとおりとする。

実施機関	担当業務
町本部長	(1) 町道の道路施設 (2) 準用河川及び普通河川の河川管理施設
県本部長	(1) 所管する道路施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 (2) 所管する河川管理施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 (3) 所管する砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地危険区域の砂防施設等の被害状況の把握及び応急復旧の実施 (4) 国有林内保安林の治山施設
岩手河川国道事務所	(1) 所管する道路施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 (2) 所管する河川管理施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 (3) 所管する砂防指定地、地すべり防止区域の砂防施設等の被害状況の把握及び応急復旧の実施
北上川ダム統合管理事務所胆沢ダム管理支所	所管する河川等管理施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施
岩手南部森林管理署	国有林内保安林の治山施設

[町本部の担当]

部	課	担当業務
建設部	都市建設課	各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施
水道部	上下水道課	

3 実施要領

(1) 共通事項

① 被害状況の把握及び連絡

実施機関は、被害の発生状況を把握し、県本部及び防災関係機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等についても、随時連絡する。

② 二次災害の防止対策

ア 町本部長は、クラック発生箇所等の調査を行い、二次災害の防止のための応急復旧を実施する。

イ 県及び町は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、第15節「避難・救出計画」に定める避難指示等の発令等の措置をとる。

③ 要員及び資機材の確保

ア 実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あつせん等の手段を講ずるとともに、あらかじめ災害時における応援協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。

イ 実施機関相互又は関係業者等に対する協力要請は、次の事項を明示して行う。

(ア) 資機材の種類及び数量	(ウ) 場 所	(オ) 作業内容
(イ) 職種別人員	(エ) 期 間	(カ) その他参考事項

④ 関係機関との連携強化

ア 実施機関は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。

イ 障害物の除去等に係る応急復旧に当たっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

(2) 道路施設

① 実施機関は、関係機関と速やかに協議及び調整の上、災害の態様と緊急度に応じて緊急輸送道路を重点的に応急復旧を実施する。

② 県は、町が管理する県道又は町道（県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、町から要請があり、かつ、町における道路の維持または災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、町に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

(3) 河川管理施設

洪水等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第2 鉄道施設の応急対策

災害時において鉄道施設は、緊急物資の輸送及び住民の避難において重要な役割を果たすことから、町は、東日本旅客鉄道（株）の応急対策に協力する。

第27節 ライフライン施設応急対策計画

第1 基本方針

- 1 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施してライフライン及び必要な燃料の確保を図る。
- 2 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した上下水道に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 電力、ガス、電気通信、石油等燃料施設に係る被災状況の把握 4 被災地域における広報の実施
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する施設に係る被災状況の把握 2 被災した所管施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 被災地域における広報の実施
東北電力ネットワーク(株)水沢電力センター	
ガス供給事業所	
電気通信事業所	
石油等燃料供給事業所	

[町本部の担当]

部	課	担当業務
総務部	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設における被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集 2 報道機関への被害情報に係る広報 3 被災地域における広報の実施
防災部	生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊の災害派遣要請

		2 電力、ガス、石油等燃料供給施設に係る被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集
水道部	上下水道課	上・下水道施設の被害状況の把握及び応急措置の実施

第3 実施要領

1 上水道施設

(1) 防災活動体制

① 給水対策本部の設置

ア 町本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、本部内に「給水対策本部」を設置し、県本部及び関係機関と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。

イ 給水対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

② 動員体制の確立

ア 町本部長は、災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、配備体制を確立するものとし、職員を指名の上、担当業務をあらかじめ指定する。

イ 指名された職員は、勤務時間外において災害が発生した場合においては、被害状況に応じて、勤務場所に自主参集の上、応急対策に従事する。

③ 関係機関及び関係業者との協力体制の確保

町本部長は、復旧対策に必要な要員及び資機材について、請負会社及び指定給水装置工事事業者との協定により協力体制を確保する。

(2) 情報連絡活動

① 町本部長は、水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等についてあらかじめ定める。

② 町本部長は、水道施設に被害が発生した場合は、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

ア 通信手段

一般加入電話が使用できない場合の給水対策本部内における連絡は、防災行政無線を用いて行う。

イ 通信時期及び内容等

給水対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除き、あらかじめ定めた時間及び内容形式により行う。

(3) 応急対策

① 復旧対策資機材の整備

ア 復旧対策に必要な管、弁水の材料は、平常業務との関連において保有しておくことが適当なものについては、水道事業者が事前に確保しておく。

イ 水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の水道事業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社等から調達する。

ウ 町本部長は、必要な材料を調達できない場合においては、地方支部保健環境班長を通じて県本部長に対し応援を要請する。

② 施設の点検

町本部長は、災害が発生した場合は、次により水道施設、工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

ア 取水、導水、浄水、送水、排水施設及び給水所等の被害調査は、各施設ごとに実施する。

イ 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況及び漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況の把握に努める。

ウ 次の管路等については、優先的に点検する。

(ア) 主要送配水管路

(イ) 貯水槽及びこれに至る管路

(ウ) 河川、鉄道等の横断箇所

(エ) 住民生活に重要な施設である変電所及び後方医療機関等に至る管路

③ 応急措置

町本部長は、二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置をとる。

ア 取水、導水、浄水施設等

取水施設、導水施設、浄水施設等に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合においては、必要に応じて取水及び導水の停止又は減量を行う。

イ 配水管路等

(ア) 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上、非常に危険であると判断される

個所については、断水処置をし、道路管理者等との協力を得て、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

(イ) 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。

ウ 給水措置

倒壊、焼失し、又は所有者が不明な家屋に係る給水装置の漏水は、仕切弁又は止水栓により閉栓する。

(4) 復旧対策

① 取水・導水施設等の復旧

ア 取水・導水施設の復旧を最優先で行う。

イ 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては速やかに復旧活動を行う。

② 送・配水管路の復旧

ア 復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧対策を実施する。

イ 復旧に当たっては、災害復旧を原則とするが、復旧用資機材の調達状況、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、必要と認めた場合においては、仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

ウ 送・配水管路の復旧の優先順位は、次のとおりとする。

優先区分	内容
第1次指定路線	送水管及び主要配水幹線として指定された給水上重要な管路
第2次指定路線	重要配水管として指定した第1次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

③ 給水装置の復旧

ア 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

イ 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申し込みがあったものについて実施する。この場合において、緊急度の高い医療施設等を優先して実施する。

ウ 配水に支障を及ぼす給水装置の復旧については、申し込みの有無にかかわらず実施する。

(5) 道路管理者等との連携

町本部長は、各施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(6) 災害広報

- ① 住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。
- ② 町本部長は、被災地域における住民等の苦情、相談を受け付けるため、移動相談所を開設する。

2 下水道施設

(1) 災害時の活動体制

町本部長は、配備体制に基づいて関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して迅速に応急対策活動を実施する。

(2) 応急対策

① 災害復旧用資機材の確保

- ア 町本部長は、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレーカー、土のう等の資機材の確保に努める。
- イ 町本部長は、必要に応じ、第10節「県・市町村等相互応援協力計画」に定めるところにより、他の市町村等に応援を要請する。
- ウ 下水道施設の被災により、材料が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係事業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社等から調達する。

② 応急措置

- ア ポンプ場、処理場において、停電によりポンプの機能が停止した場合においては、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事故が起こらないよう対処する。
- イ 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所及び程度に応じて応急措置を実施する。
- ウ 工事施工中の箇所については、請負業者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員及び資機材の補給を行わせる。

(3) 復旧対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

① 処理場・ポンプ場

処理場及びポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

② 管渠施設

管渠施設に破損、流下機能の低下等の被害が発生した場合には、既設マンホールを利用したバイパス等の設置や代替管を活用して復旧に努める。

(4) 災害広報

住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

3 電力・ガス・電気通信・石油等燃料施設の応急対策

町は、二次災害の阻止と災害復旧について各事業者がそれぞれ定める防災業務計画に基づき実施される応急復旧措置を支援する。

(1) 各事業者は、それぞれの定める防災業務計画に基づき、被害状況の早期把握と迅速な応急復旧措置を講ずるものとする。

(2) 各事業者は、社会不安の除去及び二次災害の防止のために必要な広報活動を行うものとする。

第28節 危険物施設等応急対策計画

第1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大の防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
危険物施設責任者	1 被害状況の把握 2 災害の発生又は拡大の防止のための応急措置
火薬類保管責任者	
高圧ガス保管責任者	
毒物・劇物施設保管責任者	
町本部長	
県本部長	

[町本部の担当]

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	1 危険物施設等の被害状況の情報収集 2 危険物災害の防除活動に係る連絡及び調整 3 消火薬剤、応急対策資機材の調達及びあっせん 4 負傷者の救出救護の支援 5 避難措置及び警戒区域の設定 6 自衛隊の災害派遣要請

第3 実施要領

1 石油类等危険物

(1) 危険物施設責任者

① 被害状況の把握及び連絡

危険物施設責任者は、災害発生後、直ちに町本部及び消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

② 要員の確保

危険物施設責任者は、防災要員を確保できるよう、あらかじめ所内の自衛消防組織を編成するとともに、災害時の要員確保対策を講ずる。

③ 応急措置

危険物施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

ア 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停

止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。

イ タンクの破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

ウ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

④ 情報提供及び広報

危険物施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないよう災害広報活動を行う。

(2) 町本部長

町本部長は、危険物施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

2 火薬類

(1) 火薬類保管施設責任者

① 被害状況の把握及び連絡

火薬類保管施設責任者は、災害発生後、直ちに町本部及び消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

② 応急措置

ア 火薬類保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

(ア) 火気の使用を停止し、状況に応じて保安関係以外の電源を切断する。

(イ) 時間的余裕のある場合においては、貯蔵火薬類を他の地域に搬送する。

(ウ) 搬送経路が危険である場合又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。

(エ) 火薬庫の入口、窓等を完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる。

(オ) 災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。

a 災害による避難について、住民に周知する。

b 当該施設の従業員についても、応急対策要員を除き、避難の措置を行う。

イ 吸湿、変質、不発、半爆等のため、著しく原性能若しくは原型を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。

ウ 火薬庫が近隣の火災等により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発生し、その安定度に異常を呈したときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

(2) 町本部長

町本部長は、火薬類保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

3 高圧ガス

(1) 高圧ガス保管施設責任者

① 被害状況の把握及び連絡

高圧ガス保管施設責任者は、災害発生後、直ちに町本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

② 応急措置

高圧ガス保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じて保安関係以外の電源を切断する。

イ 高圧ガス保管施設が危険な状態となったときは、直ちに製造、消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。

ウ 充填容器等を安全な場所に移動する。

エ 災害の状況により周辺住民の避難が必要と認めるときは、次の措置を講ずる。

(ア) 災害による避難について、住民に周知する。

(イ) 当該施設の従業員についても、応急対策要員を除き、避難の措置を行う。

オ 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを規定の方法により放出し、又はその充填容器等とともに、損害が他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

カ 高圧ガス保管施設又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

(2) 町本部長

町本部長は、高圧ガス保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

4 毒物・劇物

(1) 毒物・劇物保管施設責任者

① 被害状況の把握及び連絡

毒物・劇物保管施設責任者は、災害発生後、直ちに町本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

② 応急措置

毒物・劇物保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

ア タンクの破壊等により漏洩した毒物・劇物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

イ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

③ 情報の提供及び広報

毒物・劇物保管施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが

生じた場合は、周辺住民に対して災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供する。

(2) 町本部長

- ① 町本部長は、毒物・劇物保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、火災に際しては、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処するとともに、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止のために必要な措置を行う。
- ② 町本部長は、災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難の指示等の措置を行う。

第29節 林野火災応急対策計画

第1 基本方針

- 1 林野火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 町は、林野火災による被害を軽減するため、あらかじめ林野火災防ぎょ計画を定める。
- 3 町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火、救助その他災害の発生を防ぎょし、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入り制限等
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防広域応援に係る連絡、調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の派遣要請
消防機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 町本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域の設定及び当該地区への立入りの制限等

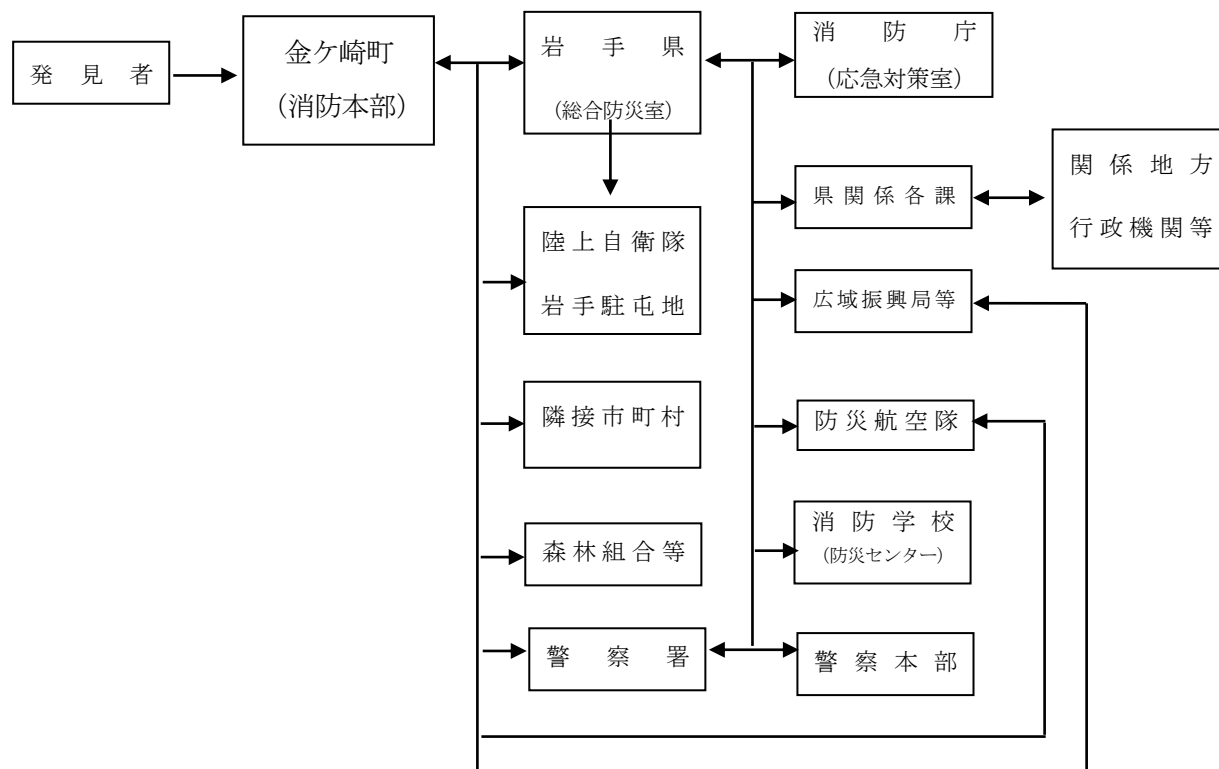
[町本部の担当]

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防活動の連絡調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 県防災ヘリコプターの派遣要請 4 警戒区域の設定及び当該地区への立入りの制限 5 人的被害及び住家被害情報の収集 6 自衛隊の災害派遣要請
産業部	農林課 農業委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林業関係機関との連絡調整 2 農業施設等被害情報の収集 3 農作物・家畜等被害情報の収集 4 森林等被害情報の収集
建設部	都市建設課	道路交通規制の情報の収集及び交通規制の実施
消防部	消防班	消防活動に関すること

第3 実施要領

1 通信連絡体制

防災関係機関における通報・連絡は、次により行う。



2 町本部長の措置

(1) 町本部長は、林野火災による被害を軽減するため、次により、林野火災防ぎょ計画を定める。

① 重要対象物の指定

林野火災が発生した場合は、優先的に防ぎょする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

② 延焼防止線の設定

林野火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

③ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険地区、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

- (2) 町本部長は、林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命ずる。
- (3) 町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。また、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- (4) 町本部長は、消防機関による消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して消防部隊の応援要請を行うほか、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣を要請する。
- (5) 町本部長は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、空中消火を実施するため、県本部長に対して、第30節「防災ヘリコプター等応援要請計画」に定める手続により防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。
- (6) 町本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。

特に、空中消火のためのヘリコプター派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要な消火薬剤補給のための要員を配備する。

3 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

- ① 消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制及び有線電話途絶時における通信運用等を定める。
- ② 消防機関の長は、町本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。
 - ア 消防職員・団員に対する出動準備命令
 - イ 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令
 - ウ 出動準備終了後における町本部長への報告(消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等)
- ③ 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。
- ④ 消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動が必要と認めたときは、出動命令を待つことなく非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎょ活動

- ① 消防機関の長は、住民及び自主防災組織等に対して、出火防止と初期消火を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。
- ② 林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊災害派遣部隊等が統一的指揮の下に円滑な消防活動を実施できるよう、現地指揮本部を設置する。
- ③ 現地指揮本部は、付近一帯が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防ぎょ活動の状況が把握できる位置に設置し、旗等により表示する。
- ④ 現地指揮本部には、必要に応じ、関係機関の指揮者等による連絡会議等を設ける。
- ⑤ 消防機関の長は、現地最高指揮者として防ぎょ方針を決定し、有機的な火災防ぎょ活動を実施する。
- ⑥ 林野火災の区域が隣接市の区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し、現地最高指揮者は、当該消防機関の長が協議して決定する。
- ⑦ 現地指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。
- ⑧ 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 林野火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。
 - イ 林野火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。
 - ウ 林野火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょに当たる。
 - エ 林野火災が多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保に当たる。
 - オ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
 - カ 他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。

(3) 救急・救助活動

- ① 消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。
- ② 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。
 - イ 負傷者が多数発生した場合は、重傷者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。
 - ウ 大規模林野火災により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

- ① 消防機関の長は、あらかじめ、避難指示の伝達、避難誘導、避難場所及び避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。
- ② 避難指示の伝達、避難誘導については、消防団及び自主防災組織等との連携を図る。
- ③ 避難指示がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。
- ④ 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。
- ⑤ 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、民生委員、社会福祉施設、消防団、自主防災組織、自治会等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

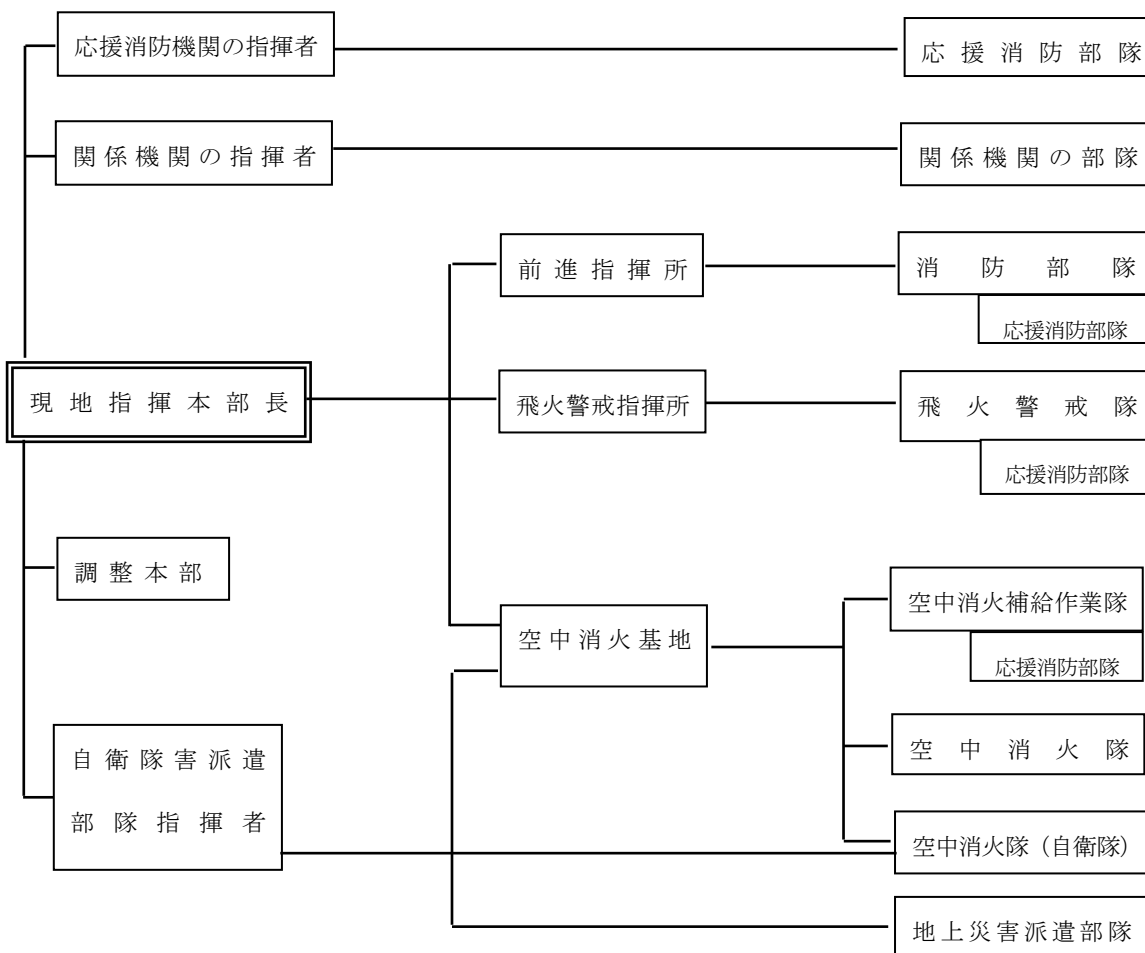
(5) 情報収集・広報活動

消防機関の長は、災害情報の収集及び伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

消防職員・団員は、林野火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への立入りを禁止し、若しくは制限することができる。

現地指揮本部の指揮系統



第30節 防災ヘリコプター等応援要請計画

第1 基本方針

- 1 町本部長は、災害時において広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策を必要と判断した場合は、県本部長に防災ヘリコプターの応援を要請する。
- 2 町本部長は、防災ヘリコプターの応援要請に当たり、その受入体制を整備する。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 防災ヘリコプターの活動に対する支援
県本部長	防災ヘリコプターの運航

[町本部の担当]

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 臨時ヘリポートの設置 3 防災ヘリコプターの燃料の確保

第3 実施要領

1 要請基準

防災ヘリコプターの応援を要請する基準は、次のとおりである。

公共性	災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊急性	緊急に行動を行わなければ、住民の生命及び財産に重大な支障が生じるおそれがあること。
非代替性	防災ヘリコプターによる活動が有効であること。

2 活動内容

防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

災害応急対策活動	(1) 被害状況の偵察及び情報収集 (2) 救援物資、人員等の搬送 (3) 災害に関する情報、警報等の伝達などの災害広報 (4) その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
消火活動	(1) 林野火災における空中消火 (2) 偵察及び情報収集 (3) 消防隊員、資機材等の搬送

	(4) その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救助活動	(1) 中高層建築物等の火災における救助 (2) 山岳遭難、水難事故等における搜索及び救助 (3) 高速自動車道等の道路上の事故における救助 (4) その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救急活動	(1) 交通遠隔地からの傷病者の搬送 (2) 傷病者の転院搬送 (3) 交通遠隔地への医師、機材等の搬送 (4) 臓器搬送 (5) その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

3 応援要請

- (1) 町本部長は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を示して、県本部長に電話等により応援要請を依頼し、文書を提出する。

<ul style="list-style-type: none"> ① 災害の種別 ② 災害発生の日時及び位置並びに災害の状況 ③ 災害発生現場の気象情報 ④ 現地指揮本部の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法 ⑤ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制 ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量 ⑦ その他必要な事項
--

- (2) 応援要請先は、次のとおりである。

岩手県総務部総合防災室 (岩手県防災航空隊)	TEL 0198-26-5251 FAX 0198-26-5256
---------------------------	--

4 受入体制

町本部長は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ次の受け入れ体制を整備する。

<ul style="list-style-type: none"> (1) 離着陸場所の確保及び安全対策 (2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場及び病院等への搬送手配 (3) その他必要な事項

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

- 1 町は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、公共施設等の災害復旧事業計画を速やかに作成する。
- 2 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。
 - (1) 現状回復を基本としつつも、再度の被害防止の観点から、可能な限り改良復旧するよう計画し、復興を見据えたものとする。
 - (2) 被災施設の重要度及び被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて計画的な復旧を図ること。
 - (3) 事業規模及び難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること。
 - (4) 環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
 - (5) 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携を図ること。
 - (6) 事業の実施にあたっては、暴力団排除を徹底すること。この場合において、県警察本部長は、暴力団等の動向把握等を行い、必要に応じ、町本部長、関係機関・団体等に情報の提供を行うこと。
- 3 公共施設等の災害復旧事業は、おおむね次のとおりとする。

(1) 公共土木施設災害復旧計画	<ol style="list-style-type: none">① 河川公共土木施設災害復旧事業計画② 砂防設備災害復旧事業計画③ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画④ 地すべり防止施設災害復旧事業計画⑤ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画⑥ 道路公共土木施設災害復旧事業計画⑦ 公園公共土木施設災害復旧事業計画⑧ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
------------------	--

- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道施設災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

第3 激甚災害の指定

- 1 町は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)(以下「激甚法」という)」の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、必要な措置を講ずる。
- 2 町は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。
- 3 町は、県が実施する調査等に協力する。

[資料編 4-1-1 激甚災害指定基準]

[資料編 4-1-2 局地激甚災害指定基準]

第4 緊急災害査定促進

町は、災害が発生した場合、速やかに公共施設等の被害の実態を調査し、必要な資料を調製し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

第5 緊急融資等の確保

- 1 町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について、所要の措置を講ずる。
- 2 町において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。

(1) 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令は、次のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 農林水産業施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑨ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和 39 年 8 月 14 日建設省都市局長通達）
- ⑩ 生活保護法
- ⑪ 児童福祉法
- ⑫ 身体障害者福祉法
- ⑬ 知的障害者福祉法
- ⑭ 売春防止法
- ⑮ 老人福祉法
- ⑯ 障害者総合支援法
- ⑰ 水道法
- ⑱ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について（平成 2 年 3 月 31 日厚生省事務次官通達）
- ⑲ 下水道法
- ⑳ 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱
- ㉑ 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱
- ㉒ と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- ㉓ 公立諸学校建物その他災害復旧費補助金交付要綱
- ㉔ 社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領
- ㉕ 医療施設等災害復旧費補助金交付要綱

(2) 地方債

災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債は、次のとおりである。

- | | |
|----------------|------------|
| ① 補助災害復旧事業債 | ⑤ 火災復旧事業債 |
| ② 直轄災害復旧事業債 | ⑥ 小災害復旧事業債 |
| ③ 単独災害復旧事業債 | ⑦ 歳入欠かん債 |
| ④ 公営企業等災害復旧事業債 | |

(3) 交付税

地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- | |
|--|
| ① 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置 |
| ② 普通交付税の繰上交付措置 |
| ③ 特別交付税による措置 |

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

災害により被害を受けた町民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金、救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、町民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活確保

1 生活相談

町及び関係機関は、被災者、町民、報道機関、国、県及び他の地方公共団体等から寄せられる様々な問い合わせ、要望等に的確、迅速に応えるため、次の措置を講ずる。

機 関 名	措 置 事 項
町	(1) 被災者のための相談所を役場及び避難所等に設置して苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 (2) 解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を図る。 (3) 県及び防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。 (4) 国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。
警 察	警察署、交番、駐在所又は現地の必要な場所に、臨時相談所を設置して安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。
指定公共機関及び指定地方行政機関等	支店、営業所又は現地等の必要な場所に、臨時相談所、案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。

2 被災者台帳の作成

- (1) 町は、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、個々の被災者の被害の状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。
- (2) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、町の要請に応じて被災者に関する情報を提供する。

3 罹災証明の交付

- (1) 町は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、発災後遅滞なく、被災者に罹災証明書を交付する。この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。
- (2) 町は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住宅被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- (3) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよ

う努めるものとする。

- (4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

4 災害弔慰金等の支給

- (1) 町は、災害弔意金の支給等に関する法律及び金ケ崎町条例に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金等を支給する。
- (2) 県は、小災害見舞金交付内規に基づき、見舞金を交付する。

資金名		支給対象	支給額	
			生計維持者	その他の者
災害弔慰金		政令で定める災害により死亡した住民の遺族	500万円以内	250万円以内
災害障害見舞金		政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある住民	250万円以内	125万円以内
小 災 害 見 舞 金	り災見舞金	災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害により被災者に見舞金を支給し、又はり災住民の救助を行った場合	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第288号）第4条第3号に掲げる季別及び世帯数区分による金額に滅失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額。 ただし、町が支給した見舞金の総額を超えない金額。	
	救助見舞金		災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類（同条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類の見舞金について、同法第2条第1項に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額	

5 被災者生活再建支援制度の活用

- (1) 県及び町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

- (2) 町は、災害によりその居住する住宅が全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯に対し、被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。
- (3) 県が実施主体となり、町が申請書類の受付窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援基金に指定された公益財団法人都道府県センターに委託し実施する。
- (4) 町は、申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に係る業務の実施体制の整備等を図る。
- (5) 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、支援法の対象となる自然災害の程度は次のとおりである。
- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
 - ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
 - ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
 - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害
 - ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
 - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満のものに限る。)又は2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る。)
- (6) 支援金の支給対象
- 支援金の支給対象は、被災者生活再建支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯
- ① 居住する住宅が「全壊」した世帯
 - ② 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ない事由により、解体し、又は解体されるに至った世帯(解体世帯)
 - ③ 災害による危険な状態が継続することその他の事由により、住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯(長期避難世帯)
 - ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
 - ⑤ ②から④までの世帯を除き、住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(中規模半壊世帯)

(7) 支援金の支給

《世帯の構成員が複数の場合》

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補 修	100	100	200
	賃 借	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補 修	50	100	150
	賃 借	50	50	100
中規模 半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補 修	—	50	50
	賃 借	—	25	25

《世帯の構成員が単数の場合》

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊世帯	建設・購入	75	150	225
	補 修	75	75	150
	賃 借	75	37.5	112.5
大規模 半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補 修	37.5	75	112.5
	賃 借	37.5	37.5	75
中規模 半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補 修	—	37.5	37.5
	賃 借	—	18.75	18.75

【基礎支援金】 住宅の被災程度に応じて支給する支援金

【加算支援金】 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

(8) 支援金の申請から支給まで

- ① 住宅の被害の程度を確認
- ② 住民票を取得
- ③ 申請書を作成
- ④ 必要書類を用意
- ⑤ 町役場に申請
- ⑥ 支援金の支給

(9) 支援金の申請期間

区 分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から 13 ヶ月の間	災害のあった日から 37 ヶ月の間

6 住宅資金等の貸付

- (1) 町は、災害により住居、家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金等に関する広報活動を実施する。
- (2) 住宅資金等の融資を希望する被災者に対し、積極的に相談、指導等を実施する。

① 災害復興住宅融資

(平成29年4月現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
<p>火災、地震、暴風雨等の災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。</p> <p>1 建設等資金</p> <p>(1) 住宅資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合</p> <p>(2) 整地資金 建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行う場合</p> <p>(3) 土地取得資金 宅地が流出して新たに宅地を取得する場合</p>	<p>独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年7月6日法律第82号）</p>	<p>1 建設資金 1,650万円</p> <p>2 整地資金 440万円</p> <p>3 土地取得資金 970万円</p>	<p>1 据置期間 3年以内（この期間償還期間を延長する。）</p> <p>2 償還期間 耐火構造, 準耐火構造, 木造（耐久性） 35年以内 木造（一般） 25年以内</p> <p>3 利子 固定金利</p> <p>4 返済方法 元利均等返済又は元金均等返済</p>

<p>2 購入資金</p> <p>(1) 購入資金 住宅が全壊，大規模半壊 又は半壊した旨のり災証 明書の発行を受けた場合</p> <p>(2) 土地取得資金 敷地の所有権又は賃借 権を取得する場合</p>		<p>1 新築購入資金 2,620 万円</p> <p>2 中古住宅購入資金</p> <p>(1) リ・ユースプラス住宅、 リ・ユースプラスマンション 2,620 万円</p> <p>(2) リ・ユース住宅、リ・ユースマ ンション 2,320 万円</p> <p>※上記は、基本融資額 (土地取得資金) の 970 万円を含む</p>	<p>1 据置期間 3 年以内 (この期間返済期間 を延長する。)</p> <p>2 返済期間</p> <p>(1) 新築購入 耐火構造，準耐火構造，木 造 (耐久性) 35 年以内</p> <p>木造 (一般) 25 年以内</p> <p>(2) 中古住宅購入 リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプ ラ マンション 35 年以内</p> <p>リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 25 年以内</p> <p>3 利子 固定金利</p> <p>4 返済方法 元金均等返済又は元利均等 返済</p>
<p>3 補修等資金</p> <p>(1) 補修資金 住宅に被害が生じた旨 のり災証明書の交付受け た場合</p> <p>(2) 引方移転資金 補修する家屋を引方移 転する場合</p> <p>(3) 整地資金 宅地に被害を受けて整 地する場合</p>		<p>1 補修資金 730 万円</p> <p>2 引方移転資金 440 万円</p> <p>3 整地資金 440 万円</p> <p>※ 2 と 3 をあわせて 利用する場合は、合 計で 440 万円が限度</p>	<p>1 据置期間 1 年以内 (返済期間は延長 しない。)</p> <p>2 返済期間 20 年以内</p> <p>3 利子 固定金利</p> <p>4 返済方法 元金均等返済又は元利均等 返済</p>

② 生活福祉資金

貸付対象	根拠法令	資金種類	貸付限度額の目安	貸付条件
低所得者世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯のうち、他からの融資を受けることのできない世帯	生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）による。	福祉資金福祉費（災害支援金）	1世帯 150万円以内	1 据置期間 6月以内
		福祉資金福祉費（住宅改修費）	1世帯 250万円以内	2 償還期間 据置期間経過後 7年以内 3 保証人 原則必要（ただし連帯保証人を立てない場合でも借り受け可能。） 4 利子 連帯保証人有り：無利子 連帯保証人無し：年1.5% 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 （ただし、繰上償還可能。） 6 申込方法 官公署が発行するり災証明を添付し民生委員を通じ、町社会福祉協議会へ申し込む

③ 災害援護資金

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
<p>台風、地震などの自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が</p> <p>1人世帯 220万円以内</p> <p>2人世帯 430万円以内</p> <p>3人世帯 620万円以内</p> <p>4人世帯 730万円以内</p> <p>5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内</p> <p>ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1、270万円以内</p> <p>平成14年8月1日現在</p>	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年9月18日法律第82号)</p>	<p>対象被害及び貸付限度額</p> <p>1 世帯主の1月以上の負傷 150万円</p> <p>2 住居の全壊 250万円</p> <p>3 住居の半壊 170万円</p> <p>4 家財の3分の1以上の損害 150万円</p> <p>5 重複被害 (1)=1+2 350万円 (2)=1+3 270万円 (3)=1+4 250万円</p> <p>6 住居全体の滅失若しくは流失 350万円</p>	<p>1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年(特別な事情がある場合5年)</p> <p>3 利子 年3.0% (据置期間中は無利子)</p> <p>4 償還方法 年賦又は半年賦</p> <p>5 延滞利率 年10.75%</p>

7 住宅の再建

- (1) 災害により居住していた住家を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設及び補修により住居の確保を図る。
- (2) 滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法(昭和26年法律第193号)に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して県に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。

8 租税の徴収猶予及び減免等

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱い
町	町が賦課する税目に関して、地方税法及び金ヶ崎町条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に応じて随時、適切な措置を講ずる。

第3 中小企業への融資

被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が図られるよう、県が行う措置に積極的に協力するものとする。

第4 農林業関係者への融資

災害により損失を受けた農林業者(以下「被害農林業者」という。)又は農林業者の組織する団体(以下「被害組合」という。)に対し、農林業の生産力の維持増進及び経営の安定を図るため、次の措置を講ずる。

- 1 農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせん
- 2 被害農林業者又は被害組合に対し、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)」による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- 3 被害農林業者に対する株式会社日本政策金融公庫法(平成19年5月25日法律第57号)に基づく災害復旧資金、経営再建、収入減補填資金の融資のあつせん
復旧資金の融資のあつせん及び既往貸付期限の延長措置
- 4 農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請
- 5 林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)に基づく、被害森林整備資金の融通

第3節 復興計画の策定

第1 基本方針

町は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域については、復興計画を策定するとともに、推進体制を整備し、関係機関と連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・復興計画の策定

1 計画作成組織の整備

学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする計画作成検討組織を設置する。この場合において、女性や要配慮者等の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。

2 計画策定の目標

被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより、安全・安心で、かつ、環境保全等にも配慮した防災都市・地域づくりによる復興を実現する。

3 復興計画の作成

- (1) 市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等(平成7年法律第14号)を活用するとともに、土地区画整理事業及び市街地再開発事業の活用を図る。
- (2) 計画の作成に当たっては、建築物及び公共施設の耐震化、不燃化等を基本的な目標とする。
- (3) 計画の作成に当たっては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮する。
- (4) ライフライン施設については、各事業者と調整を図りながら整備を促進する。
- (5) 防災と住み良さの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。
- (6) 被災した学校施設の整備については、まちづくりとの連携を推進し、安全な立地の確保、学校施設の防災対策の強化等を図る。

第3 復興事業の実施

激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

項 目	事 業 名
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅等災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障害者支援施設等災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 堆積土砂排除事業 ① 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業 ② 市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 (14) 湛水排除事業 (15) 医療施設等災害復旧事業
2 農林水産業に関する特別の助成	(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例 (3) 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置の特例(天災融資法が発動された場合適用) (5) 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助 (8) 森林災害復旧事業に対する補助
3 中小企業に関する特別の助成	(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
4 その他特別の財政援助及び助成	(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に関する補助 (3) 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4 災害記録編纂計画

町及び県は、防災対策の向上のため、災害等の状況や被害、それに伴う防災対応について取りまとめ記録を残すものとする。